

全国児童相談所長会議資料

厚生労働省

平成22年4月9日



全国児童相談所長会議 資料目次

[行政説明資料]

<厚生労働省>

1. 相談しやすい体制整備・通告の徹底 3
 - ・相談窓口の更なる周知について 5
 - ・望まない妊娠に関する相談窓口 6
 - ・出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について
(通知) 12

2. 発生予防と早期発見・早期対応 15
 - ・発生予防と早期発見・早期対応のための連携 17
 - ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 18
 - ・平成21年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」
都道府県別実施状況 19
 - ・乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった場合の対応 20
 - ・乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン 21
 - ・養育支援訪問事業ガイドライン 28
 - ・乳幼児健診が未受診の場合の対応 36
 - ・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（通知）
(抜粋) 37
 - ・地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について 38
 - ・市区町村が実施した1歳6か月及び3歳児の健康診査受診率
(都道府県別) 40
 - ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医
療の連携体制について（通知） 41
 - ・「健やか親子21」第2回中間評価報告書 58

3. 児童相談所・市町村の強化 61
 - ・子どもの安全確認・安全確保の徹底について 63
 - ・「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供
に関する指針」 73
 - ・虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底について
(通知) 81

4. 子ども・子育てビジョン	83
・子ども・子育てビジョンの概要	85
・子ども・子育てビジョンにかかる児童虐待関連部分の抜粋	87
・児童相談所一時保護所の環境改善について	95
5. 検証関係	97
・子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）の概要	99
・社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（第6次）における議論のポイント	113

<文部科学省>

学校との連携について	115
------------	-----

<警察庁>

警察との連携について	123
------------	-----

[資料関係]

・児童虐待防止のための親権制度の見直しについて	163
・平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業について	169
・児童ポルノ排除対策ワーキングチームの設置について	177
・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要	183
・外国語による児童相談所の業務内容の作成について	186
・平成22年度児童虐待防止対策関係予算の概要	193
・児童虐待防止対策支援事業の実施について（実施要綱）	197
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実施要綱）	217
・身元保証人確保対策事業の実施について（通知）	219
・児童相談所運営指針等の改正について（通知）	223
・平成22年度子どもの虹情報研修センター虐待対応研修一覧	228
・市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会の設置状況等について	229

行政說明資料

相談しやすい体制整備・通告の徹底

相談窓口の更なる周知について

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースも多い。

【参考】 児童虐待による死亡事例のうち、児童相談所等に通告がなかったもの：79.5%

(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第5次報告)」より)

- 児童虐待の防止のためには、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに相談や通告ができることが何よりも重要であるため、各自治体及び児童相談所におかれては、地域の相談機関や以下の相談窓口について、年度初めや11月の児童虐待防止月間はもちろんのこと、日頃より、地域住民に対して継続的に広報を行っていただきたい。

児童相談所全国共通ダイヤル (0570-064-000)

- ・全国共通の電話番号によって管轄の児童相談所に電話が転送される仕組み。(平成21年10月1日より運用)
[加入率：93%(平成22年3月1日現在)]
- ・今後、新たに参加する場合も工事費や運営経費は不要(通常の電話料金は負担あり)であるので、未加入の児童相談所や新たに設置される児童相談所におかれては、積極的にご加入いただきたい。
(児童相談係までご連絡ください。)

望まない妊娠に関する相談窓口

1 望まない妊娠に関する相談窓口の把握周知に関する提言

『社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第5次報告書)』の提言において、次のように提言されている。

○ 地方公共団体に対する提言

「乳児期において亡くなった子どものうち心中以外の事例において43.2%が生後間もなく亡くなっており、これらの親には望まない妊娠であったという者も少なからずいることから妊娠に気づいた段階で悩みを相談できる体制の充実を行うべきである。」

○ 国に対する提言

「国は、各地域で望まない妊娠等の相談を行う取組を収集・提供を行うべきである。」

2 児童相談所での対応

児童相談所においても、「児童相談所運営指針」で、次のように相談対応を図ることが示されている。

○ 「児童相談所運営指針」第3章第2節3(3)

「妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。」

3 望まない妊娠等に関する相談窓口について

上記の提言を踏まえ、望まない妊娠をした人等が相談しやすい窓口の例について調査把握した。

これが相談窓口の全てではないが、一つの例として参考にしながら今後さらに窓口の把握と周知を図っていく必要がある。

○ 公的機関の例(別添1参照)

地方公共団体の母子保健担当課などが業務として行っているものとは別に、別添1のとおり、女性健康支援センターのような相談窓口がある。

○ 主に民間機関の例(別添2参照)

今般、提言を受けて、主に民間機関の相談窓口として、調査時点で自治体が把握していたものを取りまとめた。

女性健康支援センター事業

思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

○ 対象者

- (1) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (2) 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (3) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (4) メンタルケアの必要な者
- (5) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (6) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者等

○ 実施担当者

医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所

保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施

37カ所(平成21年度)

青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、川崎市、福岡市、川崎市、盛岡市、船橋市、久留米市

○ 予算

「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。

8,093百万円の内数(平成22年度予算案)

○ 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

○ 補助率

1/2 (負担割合: 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2)

全国の女性健康支援センター一覧

(平成21年度)

実施主体	実施場所	問い合わせ先	電話番号
01 青森県	保健所	青森県健康福祉部子どもみらい課	017-722-1111(代)
02 岩手県	保健所	岩手県保健福祉部児童家庭課	019-651-3111(代)
03 宮城県	仙台市以外の5市町を巡回	宮城県保健福祉部健康推進課	022-211-2623
04 山形県	保健所	山形県子ども政策室子ども家庭課	023-630-2211(代)
05 栃木県	広域健康福祉センター(保健所)	栃木県保健福祉部子ども政策課	028-623-3064
06 埼玉県	(社)日本助産師会埼玉県支部	(同左)	048-749-1312
07 千葉県	健康福祉センター	千葉県健康福祉部児童家庭課	043-223-2110(代)
08 東京都	(社)日本家族計画協会	(同左)	03-3269-4041
09 神奈川県	保健福祉事務所	神奈川県保健福祉部健康増進課	045-210-1111(代)
10 新潟県	保健所	新潟県福祉保健部健康対策課	025-285-5511(代)
11 富山県	厚生センター	富山県厚生部健康課	076-444-3226
12 石川県	石川県妊娠専門相談(妊娠110番)	(同左)	076-238-8827
13 山梨県	女性健康相談センター「ルピナス」	(同左)	055-223-2210
14 静岡県	思春期健康相談室	(同左)	055-952-7530
15 愛知県	(社)愛知県助産師会	(同左)	052-613-5751
16 滋賀県	子育て・女性健康支援センター	(同左)	077-586-2609
17 兵庫県	健康福祉事務所	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課	078-341-7711(代)
18 奈良県	保健所	奈良県福祉部健康安全局健康増進課	0742-22-1101(代)
19 鳥取県	保健所	鳥取県福祉保健部子育て支援総室	0857-26-7111(代)
20 島根県	保健所	島根県健康福祉部健康推進課	0852-22-6130
21 山口県	県立総合医療センター	(同左)	0835-22-8803
22 徳島県	保健所	徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課	088-621-2220
23 香川県	保健福祉事務所	香川県健康福祉部子育て支援課	087-832-3285
24 愛媛県	保健所	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課	089-941-2111(代)
25 福岡県	保健福祉環境事務所	福岡県保健医療介護部健康増進課	092-651-1111(代)
26 佐賀県	保健福祉事務所	佐賀県健康福祉本部母子保健福祉課	0952-24-2111(代)
27 長崎県	保健所	長崎県子ども政策局子ども家庭課	095-824-1111(代)
28 熊本県	熊本県女性相談センター	(同左)	096-381-4340
29 宮崎県	保健所	宮崎県福祉保健部健康増進課	0985-26-7078(代)
30 札幌市	各区保健センター	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	011-622-5151(代)
31 仙台市	保健所	仙台市子供未来局子供育成部子供企画課	022-261-1111(代)
32 川崎市	各区保健福祉センター	川崎市市民・子ども局子ども本部子ども家庭課	044-200-2111(代)
33 福岡市	各区保健福祉センター	福岡市子ども未来局子ども部地域子育て支援課	092-711-4114
34 川崎市	川崎市総合保健センター	川崎市保健医療部健康づくり支援課	049-224-8611(代)
35 盛岡市	保健所	盛岡市保健所健康推進課	019-603-8303
36 船橋市	保健所	船橋市保健所保健予防課	047-431-4191(代)
37 久留米市	保健所	久留米市保健所健康推進課	0942-30-9731

望まない妊娠への全国の相談対応窓口（主に民間機関）

注1) 取りまとめ方法

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が把握している望まない妊娠等（※）についての相談対応（電話相談のみも含む。）を行っている主に民間機関の名称・住所・連絡先につき、公表可能なものを取りまとめたもの。

（※ 望まない妊娠等

本調査においては、妊娠したこと自体について、様々な要因（本人が望んでいない、相手が望んでいない等）により悩んでいる場合。また、育て方が分からない、子どもを育てられない等の否定的、消極的な場合をいう。）

注2) 対象機関の範囲

全国の都道府県等においては、通常業務の一環として望まない妊娠等についても相談対応を行っているが、本取りまとめにおいては除外している。

相談しやすさという観点から、次のとおり、主に地方公共団体以外の窓口（民間）として把握されているもののみを抽出している。

- ① 地方公共団体以外で望まない妊娠等の相談対応を行っている機関（民間機関）
- ② 地方公共団体の機関であるが、望まない妊娠等に特化して相談対応を行っている機関（公的な専門機関）

したがって、都道府県等に機関名の掲載がない場合であっても、把握している民間団体等の相談機関の把握がないということであり、都道府県等の相談対応は各所で行われている。

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
北海道				
1	妊娠SOSホットライン(村山宅)	旭川市(以下非公表)	0120-08-5274	○
2	妊娠SOSホットライン(伏見宅)	帯広市(以下非公表)	0155-21-5759	○
3	妊娠SOSホットライン(細野宅)	釧路市(以下非公表)	0120-45-8852	○
4	助産院hugネット	(社)日本助産師会北海道支部	080-6075-1008	
青森県				
1	レディースサポートほほえみ (社)日本助産師会青森県支部	青森市大字駒込字蛭沢289-39	017-742-3535	
2	安斎レディスクリニック	五所川原市一ツ谷536-18	0173-33-1103	
福島県				
1	西口クリニック婦人科	福島市三河南町10-5	FAX 024-525-6390	
2	明治病院	福島市北町2-40	024-521-0805	
3	大川レディスクリニック	福島市鳥谷野字天神3-11	024-545-8883	
4	ふくしま思春期サポーターの会	福島市蓬莱町7-3-23	FAX 024-549-6835	
茨城県				
1	助産師なんでも電話相談	(社)日本助産師会茨城県支部	029-233-5844 火・木の9:00~17:00	
栃木県				
1	クローバーピアルーム	宇都宮市馬場通り2-3-12 ラパーク長崎屋2階	028-632-0881 【毎週日曜日 13:30~17:00】 メール相談: peerroom1020@rapid.oc n.ne.jp	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
千葉県				
1	ミッドワيف千葉	(社)日本助産師会千葉県支部 香取郡多古町間倉544-75	080-5039-4720(代表)	
東京都				
1	女性のための健康ホットライン	新宿区市谷田町1-10 (社)日本家族計画協会内	03-3269-7700	
石川県				
1	妊娠110番	非公表	076-238-8827	○
岐阜県				
1	母と子のなんでも相談	(社)日本助産師会岐阜県支部	058-275-8677	
愛知県				
1	女性の健康なんでも相談	名古屋市南区	052-613-5751	
京都府				
1	妊娠出産・不妊ほっとコール	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井 町465 (京都府立医科大学付属病院内)	075-253-6180	
大阪府				
1	社団法人大阪府助産師会 子育て・女性の健康支援センター	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号	06-6771-3839	
2	APCC相談室(思春期妊娠危機センター)	大阪市天王寺区東高津町12-10-210 社 団法人家庭養護促進協会内	06-6761-1115	
3	ウイメンズセンター大阪	大阪市阿倍野区旭町2-1-1-123	TEL 06-6632-7011 FAX 06-6632-7012	
鳥取県				
1	子育てと女性の健康相談	(社)日本助産師会鳥取県支部	090-8063-3521 090-3308-0065	
島根県				
1	助産師ダイヤル	(社)日本助産師会島根県支部	090-7135-4637 【毎月1～15日】 090-7136-4609 【毎月16～31日】	
高知県				
1	児童家庭支援センターびやくれん	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	
2	児童家庭支援センターみその	高知市新本町1-7-30	088-872-6488	
3	児童家庭支援センターわかくさ	四万十市下田2211	0880-33-0258	
福岡県				
1	妊婦さん・赤ちゃん・子ども・思春期電話相談	〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナー スプラザ福岡	092-642-0110	○
佐賀県				
1	アバンセ女性総合相談	佐賀市天神3-2-11	0952-26-0018	
2	佐賀いのちを大切に作る会	佐賀市神野東3丁目2-6	0952-32-2372	
3	NPO法人ウイメンズサポートセンターネットワーク	佐賀市アイスクエアビル3階オープンス ペース	毎週土曜日	
長崎県				
1	子育てサポート レインボーさんばハウス	南島原市西有家町慈恩寺1737	090-8394-5533	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
2	大村いのちを大切にする会		0120-89-5029	
熊本県				
1	熊本県助産師会 くまもと女性健康支援センター	熊本市本山3丁目3番25号	096-325-9432 (電話相談) 月～金 10:00～16:00	
2	医療法人 聖粒会 慈恵病院 SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口	熊本市島崎6-1-27	0120-783-449 24時間無料電話相談	
鹿児島県				
1	円プリオかごしま	鹿児島市紫原1-24-1-101	099-206-7469	○
沖縄県				
1	城辺中央クリニック	宮古島市城辺字比嘉628-5	0980-77-4693	
2	みやこ母子クリニック	宮古島市平良字東仲宗根596	0980-73-4103	
新潟市				
1	ハローミッドワイフ	新潟市中央区上大川前通2番町140番地	025-223-3231	
神戸市				
1	あすてっぷKOBЕ(男女共同参画センター)	神戸市中央区橋通3丁目4番3号	078-361-8361	



雇児総発第 0405001 号
平成 19 年 4 月 5 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



出産や育児に悩みを持つ保護者に対する 相談窓口の周知等について

今般、熊本市内の医療機関において、「このとりのゆりかご」が設置されることとなったが、保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為である。

各地方自治体におかれては、このような基本認識に立って、出産や育児に悩みを持つ保護者に対し、まずは児童相談所、市町村保健センター等の相談窓口にご相談していただくことの周知を図るなど、各種の関連施策を推進することが重要である。

このため、都道府県等においては、下記に掲げる項目について積極的な取組を展開していただくよう、あらためてお願いする。

記

1. 相談窓口の周知等

(1) 児童相談所等における養護相談の周知

従来より、各児童相談所や、住民に身近な市町村の児童家庭相談窓口（家庭児童相談室等）において、保護者の失踪等による養育困難児や棄児等に関する養護相談を受け付けてきたところであるが、こうした養育困難児等に関する相談を児童相談所や市町村が担当していることを、相談窓口の所在地や連絡先等も併せて、改めて

周知すること。

(2) 妊娠について悩んでいる者に対する相談援助の展開

「女性健康支援センター事業」(全国31箇所)、「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」(全国4箇所)、「思春期相談クリニック事業」(全国29箇所)を展開しているところである。さらに、都道府県によっては自治体独自でこうした相談事業に取り組んでいるところがある。各都道府県においては、こうした事業や自主的な取組によって、相談窓口の設置等の取組の充実を検討すること。

2. 若い世代に生命の大切さを訴える取組の推進

(1) 児童ふれあい交流事業の推進

各市町村が実施主体となって、地域の中・高校生と乳幼児と出会いふれあう機会を提供する事業などからなる「児童ふれあい交流事業」に対する国庫補助を行っているところであるが、こうした国庫補助金も活用しながら、中・高校生と乳幼児とがふれあう機会を持てるようにすること。

(2) 母子保健事業の活用

各市町村においては、妊娠時の母子健康手帳の交付、妊産婦等を対象とした保健指導、訪問指導、健康診査などの実施、さらに各市町村が主体となった両親学級などをはじめとした母子保健事業が実施されているところであるが、こうした機会を活用して、妊娠・出産期における不安の解消、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(3) 子育てパパ応援事業の活用

平成19年度予算においては、子育てパパ応援事業を次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)に盛り込んでいるところである。これは、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、父親学級やプレパパ講座の実施等を行うものであり、こうした事業も活用しながら、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

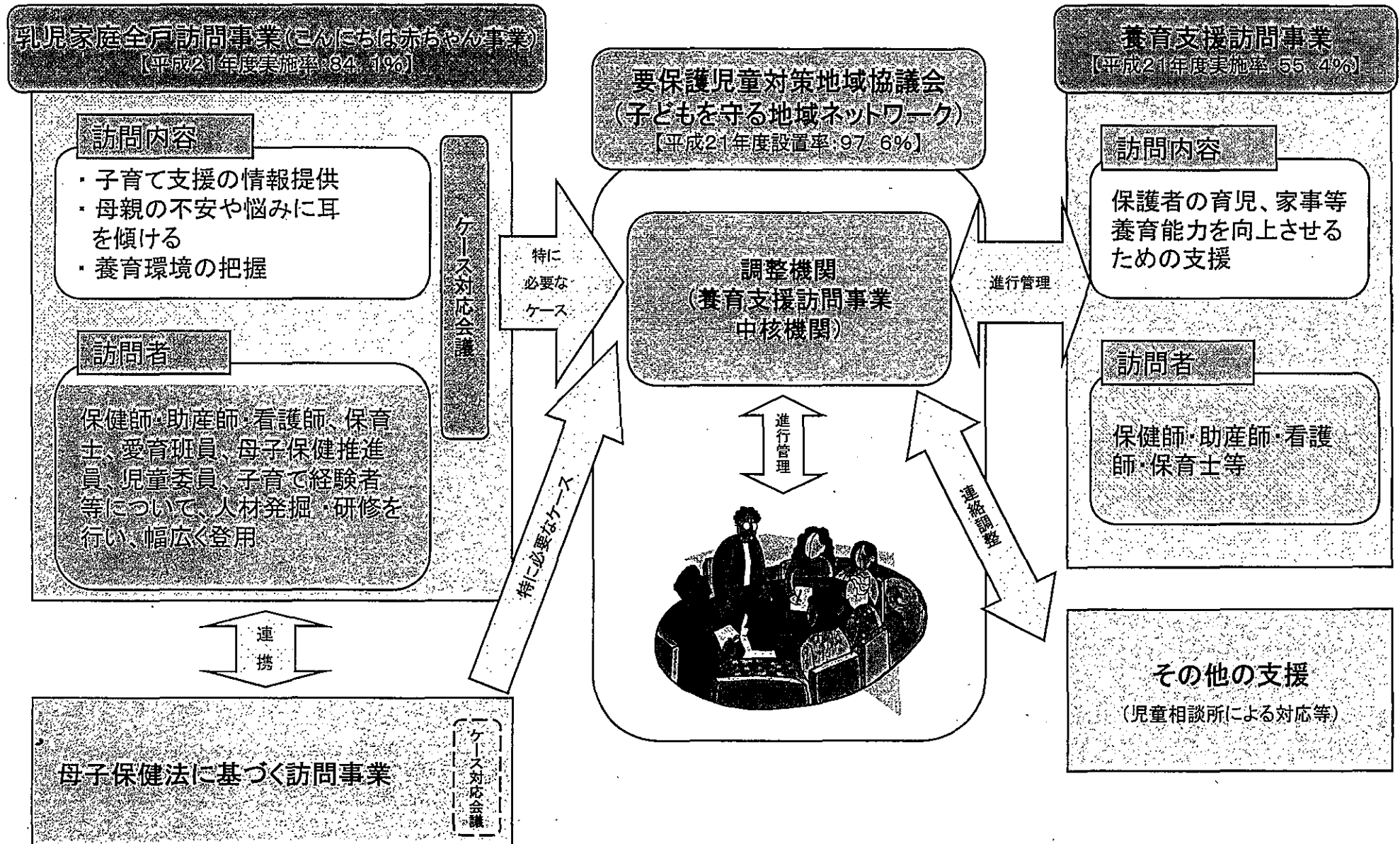
(4) その他

このほか、教育委員会等と連携し、学校教育の中で、生命の尊さや大切さに関する授業や活動を展開するよう検討すること。

発生予防と早期発見・早期対応

発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

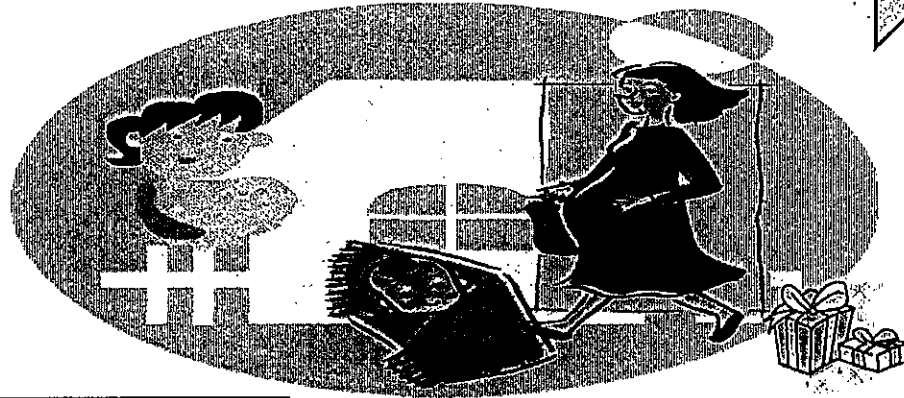


乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握



家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用

ケース対応会議

養育支援訪問事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

子どもを守る地域ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

平成21年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業			乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	150	83.3%	100	55.6%	滋賀県	23	88.5%	16	61.5%
青森県	27	67.5%	14	35.0%	京都府	20	76.9%	17	65.4%
岩手県	35	100.0%	29	82.9%	大阪府	33	76.7%	33	76.7%
宮城県	36	100.0%	32	88.9%	兵庫県	41	100.0%	24	58.5%
秋田県	21	84.0%	8	32.0%	奈良県	24	61.5%	19	48.7%
山形県	35	100.0%	25	71.4%	和歌山県	24	80.0%	17	56.7%
福島県	52	88.1%	24	40.7%	鳥取県	18	94.7%	12	63.2%
茨城県	39	88.6%	25	56.8%	島根県	21	100.0%	17	81.0%
栃木県	29	96.7%	18	60.0%	岡山県	25	92.6%	24	88.9%
群馬県	33	91.7%	26	72.2%	広島県	22	95.7%	15	65.2%
埼玉県	52	74.3%	32	45.7%	山口県	20	100.0%	14	70.0%
千葉県	47	83.9%	24	42.9%	徳島県	22	91.7%	16	66.7%
東京都	44	71.0%	39	62.9%	香川県	17	100.0%	10	58.8%
神奈川県	23	69.7%	19	57.6%	愛媛県	14	70.0%	9	45.0%
新潟県	30	96.8%	18	58.1%	高知県	21	61.8%	16	47.1%
富山県	13	86.7%	8	53.3%	福岡県	42	63.6%	31	47.0%
石川県	18	94.7%	17	89.5%	佐賀県	20	100.0%	12	60.0%
福井県	16	94.1%	5	29.4%	長崎県	22	95.7%	17	73.9%
山梨県	23	82.1%	20	71.4%	熊本県	37	78.7%	18	38.3%
長野県	73	91.3%	44	55.0%	大分県	16	88.9%	10	55.6%
岐阜県	36	85.7%	16	38.1%	宮崎県	16	57.1%	5	17.9%
静岡県	33	89.2%	20	54.1%	鹿児島県	28	62.2%	12	26.7%
愛知県	57	93.4%	36	59.0%	沖縄県	40	97.6%	18	43.9%
三重県	24	82.8%	15	51.7%	全国計	1,512	84.1%	996	55.4%
					平成20年度	1,247	72.2%	799	45.3%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 雇用均等・児童家庭局総務課調(平成21年7月1日現在)

※ 平成20年度については「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」の実施状況(平成20年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース)

乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった場合の対応

訪問できなかった家庭についてどのように対応していますか。

事業の周知を図り各家庭が受け入れ易い環境を作っていますか？

1. 改めて訪問の趣旨を説明し、訪問の同意が得られるよう努力していますか？

2. 訪問の同意が得られないこと自体が支援を必要とする状態になっている可能性を示すものとして受け止めましたか？



3. ケース対応会議において、支援の必要性についての判断をしましたか？

(乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインより)

- ① 訪問者は、訪問できなかったことを、速やかに市町村の担当部署に報告します。
- ② 報告を受けた市町村の担当部署は、支援の必要性を判断するためにも、可能な限り保健師等の専門職による訪問を検討します。
- ③ 市町村担当部署は、訪問者から報告された結果やこれまでの保健活動で得られた情報等を参考に、支援の必要性を検討すべきと判断した家庭についてケース検討会議を開催します。
- ④ ケース検討会議は、本事業担当者だけではなく、市町村の母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業の中核機関（要保護児童対策地域協議会の調整機関）の職員等の参加を求めて実施します。



4. 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的支援の必要性を検討し、その後の支援について担当部署に引き継ぎます。

雇児発第0316001号
平成21年3月16日

各〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて

子育て支援の推進にあたっては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、この度、別添のとおり、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」を策定したので、通知する。

今般、「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児家庭全戸訪問事業」として、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、本年4月より児童福祉法に位置づけられ、市町村における実施の努力義務が課されることとなっており、今後、全ての市町村で事業が効果的に実施されることが求められるところである。

そのため、本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確にしたものであり、市町村においては、本ガイドラインを基本として事業を実施するとともに、地域の実情に応じて本ガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待されるものである。

貴職におかれては、このような観点から、本ガイドラインに沿って「乳児家庭全戸訪問事業」が一層充実して実施されるよう、管内地方公共団体並びに関係機関に周知するとともに、全ての市町村において事業が効果的に実施されるよう、情報提供や必要な研修を実施する等、事業の実施と充実のためにご尽力願いたい。

また、併せて本事業が社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられたことから、都道府県においては、事業の届出及び指導監督等についてもご配慮いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン

1. 事業目的

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。

2. 対象者

原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。

なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援が必要となる可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。

- ① 養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合
- ② 訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合
- ③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合

3. 訪問時期等

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

なお、できる限り早期に訪問し支援を行うことが望ましいことから、市町村において独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。

4. 母子保健法に基づく訪問指導との関係

本事業はすべての乳児のいる家庭が対象であり、子育て支援に関する情報提供や養育

環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業である。一方、母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等を行う事業である。

このように、両事業は法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。このため、効果的かつ効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等の乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えない。

なお、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、市町村と都道府県の母子保健担当部署との連携の下、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的にこれらを実施すべきである。その上で本事業を実施する場合は、事前の情報等を踏まえ、対象家庭の状況に配慮し、母子保健法に基づく訪問指導の際に本事業訪問者が同行する等の対応が望まれる。

5. 地域の子育て支援事業等との連携

本事業の実施において、地域における他の子育て支援事業等との密接な連携を図ることとは、子育て家庭に対する多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながることから、こうした連携に取り組むことが望まれる。

6. 訪問者

(1) 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。

(2) 訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を受けるものとする。

7. 実施内容

(1) 本事業は以下の内容を実施するものとする。

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

(2) 実施内容については、市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとし、必

要に応じて専門職と専門職以外の訪問者との役割分担を明確にするなどの対応をとることが望ましい。

8. 事業の実施における留意事項

(1) 事業の周知

事業を効果的に進めるためには、対象者に事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等が理解されることが必要不可欠であり、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時での同意を得るよう調整する等、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進める。

(2) 支援の必要性と訪問者

市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署との連携の下、事前の情報等を踏まえ、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職ができるだけ早期に訪問する。

9. 実施方法

(1) 訪問の連絡調整等

訪問にあたっては、事業周知の際におよその訪問時期をあらかじめ知らせておく、あるいは訪問者が対象家庭に個別に連絡をとるなど、親子の受け入れ状況に配慮した訪問を心がける。

(2) 訪問者の身分の提示

訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

(3) 訪問に際しての留意事項

① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける。

② 子育て支援に関する情報提供

訪問の際は、地域子育て支援拠点事業等の実施場所一覧表・母子保健事業の一覧などにより、地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。

③ 養育環境等の把握

訪問者は、訪問の際に養育環境等の把握を行う。養育環境の把握方法や報告内容については、訪問者の専門性に応じたものとし、研修等の実施により十分に理解した上で実際の訪問を行う。

特に、訪問者が専門職以外の場合には、保健師等の専門職が訪問結果の報告に基づいて養育環境等をアセスメントする体制を整えること。

○ 養育環境等の把握のための項目の例示（訪問結果報告例）

訪問家庭・住所・連絡先（ ）
保護者氏名・年齢（ ）
赤ちゃんの名前・性別・生年月日（ ）
訪問日時 年 月 日
訪問者（ ）
訪問時の赤ちゃんの様子
訪問時のお母さんの様子
同居家族の構成・育児家事の応援・相談相手
家の中の様子
育児で困っていること、心配なこと
家庭で困っていること、心配なこと
相談、支援の希望
<input type="checkbox"/> 地域の子育て支援の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスの紹介 ・母子保健等のお知らせ 等

10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等

訪問実施後、次の手順によりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定する。

- ① 訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき速やかに市町村の担当部署に報告する。
また、緊急に対応すべき場合は、報告形式にこだわらず即座に報告し、追って報告書に基づき報告する。
- ② 市町村担当部署においては、訪問者から報告された結果を参考に、支援の必要性を検討すべきと判断される家庭についてケース対応会議を開催する。
- ③ ケース対応会議は、本事業担当者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業中核機関又は子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関（以下「調整機関」という。）の職員等が参加し開催する。
- ④ ケース対応会議においては、支援の必要性とその後の支援内容等について、以下の点に留意し決定する。
 - ア 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的支援の必要性について検討し、その後の支援について担当部署に引き継

ぐ。

- イ 支援が特に必要と判断された家庭については、調整機関に連絡し必要な支援内容等について協議する。
- ウ 訪問できなかつた家庭については、引き続きその状況等の把握に努め、支援の必要性についての可能性を検討した上で、必要に応じてア又はイの対応を行う。

1 1. 訪問者の研修プログラム

- (1) 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

- (2) 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修、②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修、③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性に応じて計画的に実施すること。

○こんにちは赤ちゃん事業 訪問者基礎的研修プログラム例

- ・事業の意義と目的
- ・個人情報保護
- ・傾聴とコミュニケーション
- ・訪問の実際
- ・地域の子育て支援の情報

1 2. 個人情報の保護と守秘義務

事業の実施を通じて訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

- ① 個人情報の適切な管理や守秘義務についての規程を定め、これを事業の従事者に周知する。
- ② 特に訪問者に対しては、個人情報の適切な管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
- ③ 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなどの具体的措置を講じる。

1 3. 委託先について

- (1) 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満

たすことが必要である。

- ① 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行する体制を整えていること。
 - ② 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- (2) 市町村は、事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。
- ① 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
 - ② 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。
- (3) なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながるといった観点から、このような法人に委託を進めることも有効である。

ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、訪問結果の報告や支援の必要性の検討について、市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきである。

1 4. 第2種社会福祉事業の届出等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、第2種社会福祉事業として適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

1 5. 子育て支援における地域力の醸成

本事業は、すべての乳児のいる家庭を対象とするため、地域における子育て支援のニーズを広く把握することが可能であることから、こうした子育て支援のニーズに関する情報等を、必要な地域の子育て支援サービスの拡充のために活かすことが求められる。

平成21年3月16日

各〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

養育支援訪問事業ガイドラインについて

子育て支援の推進にあたっては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、この度、別添のとおり、「養育支援訪問事業ガイドライン」を策定したので、通知する。

今般、「育児支援家庭訪問事業」は「養育支援訪問事業」として、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、本年4月より児童福祉法に位置づけられ、市町村における実施の努力義務が課されることとなっており、今後、全ての市町村で事業が効果的に実施されることが求められるところである。

そのため、本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確にしたものであり、市町村においては、本ガイドラインを基本として事業を実施するとともに、地域の実情に応じて本ガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待されるものである。

貴職におかれては、このような観点から、本ガイドラインに沿って「養育家庭訪問事業」が一層充実して実施されるよう、管内地方公共団体並びに関係機関に周知するとともに、全ての市町村において事業が効果的に実施されるよう、情報提供や必要な研修を実施する等、事業の実施と充実のためにご尽力願いたい。

また、併せて本事業が社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられたことから、都道府県においては、事業の届出及び指導監督等についてもご配慮いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

養育支援訪問事業ガイドライン

1. 事業目的

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2. 対象者

この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。

- ① 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ② 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ③ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

3. 中核機関

- (1) この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要である。さらに、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。
- (3) 事業の実施にあたっては、中核機関または調整機関は、対象者の状況により保健師等専門職の判断を求めるなど母子保健担当部署・児童福祉担当部署

との連絡調整に努めること。

4. 訪問支援者

- (1) 訪問支援者は、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。
- (2) 訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施することとし、必要な支援の提供のために複数の訪問支援者が役割分担の下に実施する等、効果的に支援を実施することが望ましい。
- (3) 訪問支援者は、訪問支援の目的や内容、支援の方法等について必要な研修を受けるものとする。

5. 支援内容

- (1) この事業は、以下を基本として行うものとする。
 - ① 支援が特に必要である者を対象とする。
 - ② 短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。
 - ③ 対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。
 - ④ 必要に応じて他制度と連携して行う。
- (2) このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものとする。
 - ① 乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。
 - ② 不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携

して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

6. 中核機関の役割

(1) 対象家庭の把握

① 対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。

ア 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供

イ 児童相談所等関係機関からの調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供

② 中核機関は、上記ア又はイ等により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

(2) 対象者の判断

① 中核機関は、本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。

② 本事業の対象者は、一定の指標に基づき判断された等、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○ 支援の必要性を判断するための一定の指標<項目の例示>

<p>●基本情報</p>	<p>●子どもの年齢 ●家族構成 ●関与機関または経路（機関名 担当者 経過） ●乳児家庭全戸訪問事業実施報告 （支援の必要性有り・検討のため要調査等）</p>
<p>●子どもの状況</p>	<p>●出生状況（未熟児または低出生体重児など） ●健診受診状況 ●健康状態（発育・発達状態の遅れなど） ●情緒の安定性 ●問題行動 ●日常のケア状況・基本的な生活習慣 ●養育者との関係性（分離歴・接触度など）</p>
<p>●養育者の状況</p>	<p>●養育者の生育歴 ●養育者の親や親族との関係性 ●妊娠経過・分娩状況 ●養育者の健康状態 ●うつの傾向等 ●性格的傾向 ●家事能力・養育能力 ●子どもへの思い・態度 ●問題認識・問題対処能力 ●相談できる人がいる</p>
<p>●養育環境</p>	<p>●夫婦関係 ●家族形態の変化及び関係性 ●経済状況・経済基盤・労働状況 ●居住環境 ●居住地の変更 ●地域社会との関係性 ●利用可能な社会資源</p>

<p>●妊娠期からの支援の必要性 <特定妊婦></p>	<p>●若年 ●経済的問題 ●妊娠葛藤 ●母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届 ●妊婦健康診査未受診等 ●多胎 ●妊婦の心身の不調 ●その他（ ）</p>
---------------------------------------	--

(3) 支援の開始と支援内容等の決定方法

- ① 支援の開始にあたっては、中核機関において、要支援児童等の状況等に
 応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援
 の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。
- ② この事業における支援内容は、支援が特に必要と認められる家庭に対す
 る養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本と
 する。
 - ア 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定し
 た妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
 - イ 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不
 安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
 - ウ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱
 える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための
 相談・支援
 - エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後
 の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- ③ 産褥期の育児支援や家事援助等については、「2. 対象者」に定める支援
 が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の
 一環として実施するものとする。
- ④ 上記ア及びイについては「5. 支援内容」に定める短期集中支援型によ
 る支援を想定しており、この場合、例えば3か月以内の短い期間を設定し
 つつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援
 を行うものとする。
- ⑤ 上記ウ及びエについては「5. 支援内容」に定める中期支援型による支
 援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定し
 た上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うととも
 に、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直
 しを行っていくものとする。

(4) 支援の経過の把握

- ① 中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の
 実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行
 管理を行う。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援
 上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を
 確保する。
- ② 中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等
 の対応を求める。

(5) 支援の終結決定の判断

- ① 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。
- ② 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

7. 訪問支援者の研修プログラム

- (1) 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

- (2) 支援経過の中で生じる様々な課題の解決のためには、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。
- (3) 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修、②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修、③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性にあわせて計画的に実施すること。

○養育支援訪問事業 訪問支援者基礎的研修プログラム例

- ・事業の意義と目的
- ・守秘義務について
- ・児童虐待の予防について
- ・地域の子育て支援の情報
- ・傾聴とコミュニケーション
- ・訪問支援の実際
- ・事例検討

8. 個人情報の保護及び守秘義務

事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

- ① 個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。
- ② 特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。

- ③ 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。
- ④ ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

9. 委託先について

(1) 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。
- ② 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- ③ 事業の全部を委託する場合には、本事業の対象者の状況に応じて、具体的な支援の目標及び援助内容を決定できる等、本事業のマネジメントのための体制が確保されていること。

(2) 市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

- ① 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
- ② 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。

10. 第2種社会福祉事業の届出等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

11. 地域における支援の充実

本事業は、支援が特に必要である者を対象としており、対象家庭の必要性に応じ計画を立て、地域のさまざまなサービスを組み合わせるなどして包括的な支援を行う事業である。そのため、本事業の実施を通じて、必要な地域のサービスをさらに充実させることが求められる。

乳幼児健診が未受診の場合の対応

乳幼児健診が未受診の子ども（家庭）についてどのように対応していますか？

1. 改めて乳幼児健診の趣旨を説明し、受診の同意が得られるよう
文書や電話等で受診勧奨を行っていますか？

- 乳幼児健診の未受診は児童虐待のリスク要因の一つとして挙げられています。
乳幼児健診担当者は、訪問等による受診勧奨を行っても未受診の状態が続いている子ども（家庭）について、速やかに市町村の母子保健担当部署内で情報共有します。

2. 特別の理由がなく、受診勧奨に応じない場合、保健師による家庭訪問等により受診勧奨及び子どもの状態の確認を行っていますか？

- 市町村の母子保健担当部署は、訪問者から報告された情報やこれまでの保健活動で得られた情報等を参考に、対応を検討します。

3. それでもなお、子どもに会うことができず子どもの状況を確認できない場合、児童福祉担当者等と協議し、乳幼児健診の未受診の子ども（家庭）への支援の必要性についての判断を行っていますか？

- 対応を検討する場合には、母子保健担当部署だけではなく、市町村の児童福祉担当部署のほか、必要に応じて乳児家庭全戸訪問事業の訪問者や要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等の参加を求めます。

◇ 要保護児童対策地域協議会の構成機関が積極的にできることを協議して対応することが重要です。養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的支援の必要性を検討し、その後の支援は児童福祉担当部署等と連携して行います。

◇ 見守るだけでは、状態は改善されません。子どもの状況が、どうしても確認できない場合には、市町村から児童相談所に事例の送致を行うなど、子どもの安全を第一に考えた対応が必要です。

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（抜粋）

（平成八年一月二〇日）

（児発第九三四号）

（各都道府県知事・各政令市市長・各中核市市長・各特別区区長あて

厚生省児童家庭局長通知）

別添

母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領

（前略）

Ⅱ 乳幼児の健康診査及び保健指導要領

第一 総則

（前略）

7 地域的、経済的又はその他の理由による健診未受診者の把握に努め、すべての乳幼児に対し、もれなく保健サービスが行われるよう配慮すること。また、全般的な保健・育児知識の普及に努めること。

（後略）

健 発第 0619001 号
雇児発第 0619001 号
平成 14 年 6 月 19 日

都道府県知事
政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省健康局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について

近年、児童や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、児童相談所への虐待相談件数が急増するなど、児童虐待に関する問題が深刻化している。児童虐待は、児童の心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えることなどから、その防止が喫緊の課題となっており、平成 12 年 11 月には、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行され、児童虐待の早期発見、早期対応及び児童虐待を受けた児童の適切な保護等の施策が推進されている。保健所、市町村保健センター等は、同法第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定される関係機関として、児童相談所等と連携し、児童虐待の早期発見等にあたることとされているほか、医師、保健師は、同法第 5 条により児童虐待の早期発見に努めることとされている。

さらに、最近では、児童虐待防止対策を総合的に推進する上で、保健、医療、福祉等の各分野を通じてハイリスク家庭を把握しつつ適切な援助を行う一次的な予防活動が重要な課題として認識されるに至っており、親の育児不安の軽減等の取組を強力に推進することが求められている。

地域保健施策においては、従来より、母子保健における健康診査、保健指導等を通じ、児童虐待の早期発見と適切な援助に取り組むとともに、核家族化等の進行による子育て家庭の孤立化、子育てに関する心理的負担感、不安感の増加等への対応を課題として、地域の妊産婦や親子の支援を推進してきているとこ

ろである。

児童虐待を含めた親と子の心の健康の問題への取組の強化は、21世紀の母子保健の主要課題の一つと位置付けられるところであり、今後、下記の点に留意いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にもその周知を図り、児童虐待防止対策の一層の推進をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 児童虐待の発生予防に向けた積極的な取組

妊産婦や親子について、健康診査や保健指導等母子保健活動全般を通じて、また、地域の医療機関及び医療関係団体との連携を通じて、親や児童の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努めるとともに、こうした要因がある場合については、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施し、児童虐待を発生から予防する取組を保健所、市町村が適切な連携の下に組織的に推進されたいこと。

児童虐待の防止に関する地域の関係機関・団体等のネットワーク会議等において保健所、市町村が積極的な役割を果たすとともに、母子保健の地域組織活動の育成・支援においても、児童虐待の発生予防の観点を強化されたいこと。

2 児童相談所との連携・協力

保健所、市町村の保健師等が児童虐待が行われている疑いがある家庭を発見した場合については、児童虐待への対応の中核的機関である児童相談所へ通告を行った上で、当該事例への早期対応、被虐待児童や親への援助等において、児童相談所等関係機関との連携・協力を保健所、市町村として組織的に推進されたいこと。

3 研修等の強化

別途送付する「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」（平成13年度厚生科学研究）等も活用し、関係機関・団体等の職員等の研修等を計画的、体系的に推進されたいこと。

市区町村が実施した1歳6か月及び3歳児の健康診査受診率(都道府県別)

		1歳6か月児	3歳児
1	北海道	94.6%	92.7%
2	青森	96.1%	94.7%
3	岩手	94.0%	96.6%
4	宮城	94.3%	91.1%
5	秋田	96.8%	96.3%
6	山形	97.8%	97.6%
7	福島	95.9%	93.9%
8	茨城	92.4%	89.1%
9	栃木	95.1%	92.9%
10	群馬	93.3%	90.6%
11	埼玉	92.8%	89.5%
12	千葉	93.4%	89.0%
13	東京	89.1%	89.7%
14	神奈川	94.5%	91.9%
15	新潟	97.3%	95.7%
16	富山	97.4%	96.5%
17	石川	96.3%	95.6%
18	福井	96.9%	96.0%
19	山梨	93.9%	89.2%
20	長野	94.7%	93.0%
21	岐阜	93.0%	93.3%
22	静岡	96.0%	92.5%
23	愛知	96.1%	94.0%
24	三重	95.8%	93.2%
25	滋賀	94.0%	89.9%
26	京都	95.6%	93.2%
27	大阪	94.0%	85.0%
28	兵庫	95.5%	94.1%
29	奈良	92.3%	86.0%
30	和歌山	96.0%	91.1%
31	鳥取	97.2%	96.4%
32	島根	95.0%	93.7%
33	岡山	89.7%	85.5%
34	広島	93.5%	86.4%
35	山口	93.9%	92.5%
36	徳島	93.6%	90.8%
37	香川	92.9%	88.4%
38	愛媛	87.2%	83.5%
39	高知	81.5%	78.4%
40	福岡	93.6%	90.7%
41	佐賀	97.0%	94.4%
42	長崎	95.5%	92.8%
43	熊本	96.4%	94.6%
44	大分	91.6%	87.8%
45	宮崎	91.1%	87.1%
46	鹿児島	94.5%	89.8%
47	沖縄	86.6%	79.7%
	全国	93.7%	90.8%

(平成20年度 地域保健・老人保健事業報告より)

注: 受診率=(一般健康診査受診実人員/対象人員)×100

平成 20 年 3 月 31 日

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部(局)長・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る
保健医療の連携体制について

厚生労働省で把握した児童虐待による死亡事例においては、0歳児が多くを占めているが、その背景には、母親が妊娠中に悩みを抱えていたり、産後うつなどがあるものと考えられている。こうしたことから、子育てを支援し、ひいては児童虐待を予防するため、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、地域の実情に応じ医療機関から市町村保健センター等保健機関への情報提供や相互の連携体制を整備することが必要と考えられる。

このため、今般、このような養育支援を特に必要とする家庭に対して、医療機関と保健機関の間で効果的に情報提供・共有するための連携体制のあり方を下記のとおり取りまとめたので、各都道府県におかれては、これを管内市町村並びに医療機関に周知するとともに、連携体制の整備にご尽力願いたい。

なお、体制整備に当たっては、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成 20 年 3 月 31 日雇児発第 0331010 号雇用均等・児童家庭局長通知。別添 1)の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」における連携の仕組みを活用するなど工夫した取組をお願いする。

また、情報提供の対象となる家庭について、医療機関が市町村に対して情報提供を行う場合には、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成 16 年 3 月 10 日雇児発第 0310001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知。別添 2)において、情報提供を行った医療機関は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることとしているが、今般の診療報酬改定に伴い、「診療報酬の算定方法の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305001 号保険局医療課長・歯科医療管理官通知。別添 3)により、留意事項及び様式番号が変更されているので、念のため申し添える。さらに、この取扱いに当たっては「疑義解釈資料の送付について」(平成 16 年 7 月 7 日保険局医療課事務連絡。別添 4)を併せて参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 目的

医療機関が妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を把握した場合、市町村に対し情報提供を行い、市町村が早期に家庭への養育支援を開始することにより、家庭の養育力の向上を目指すとともに、ひいては児童虐待の未然防止に資することを目的とする。

2. 情報提供の対象となる家庭

医療機関が市町村に対して情報提供を行う対象となる家庭は、別表に示す項目に該当する保護者又は子どもがいる家庭などのうち、医療機関において、早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した家庭、又は、その出産後の養育について出産前において養育支援を行うことが特に必要であると判断した妊婦を対象とする。

なお、医療機関において、児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合には、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)に基づき、市町村の虐待対応窓口、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

3. 各関係機関の役割

都道府県、市町村保健機関及び医療機関の役割は以下の(1)から(3)に示すとおりである。なお、医療機関による保健機関に対する情報提供については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について(平成16年3月10日雇児総発第0310001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)」に基づきこれを実施することにより、情報提供を行った医療機関は診療情報提供料として診療報酬上の算定ができるものである。

(1) 都道府県

- ① 都道府県は、地域における保健医療の連携体制についての企画を行うとともに、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行う。なお、母子保健医療対策等総合支援事業の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年3月31日雇児発第0331010号雇用均等・児童家庭局長通知)を実施する場合は、その拠点病院がこれを行うこともできる。
- ② 都道府県においては、情報提供のあった事例及びその後の対応状況等を把握する。また、必要な事項について連携体制の改善を行う。
- ③ 体制整備に当たっては、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」における連携の仕組みを活用し、情報提供の判断に迷う事例について拠点病院が地域の医療機関に対して助言を行うなどの取組を検討する。

(2) 市町村

ア 市町村保健担当部署(保健機関を含む)の役割

- ① 本通知を参考とした保健医療の連携体制について、都道府県との連絡調整を行う。
- ② 医療機関から情報提供のあった事例及びその後の対応状況等について取りまとめ、都道府県に報告を行う。

イ 市町村保健機関の役割

医療機関から情報提供があった場合、当該情報提供に係る家庭が子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会。以下「地域ネットワーク」という。)の対象ケースに該当しているか否かを確認する。

地域ネットワークの対象ケースに該当している場合、必要に応じて地域ネットワークにおいて支援内容を見直し、対応することとし、対象ケースに該当していない場合には、以下により対応する。

- ① 対象家庭に対して、妊産婦訪問や新生児訪問、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、育児支援家庭訪問事業等による家庭訪問を実施する。
- ② ①の結果に基づき、養育に関する問題を明らかにし、必要な養育支援を実施する。
- ③ ②の訪問結果及び必要な支援内容について医療機関に情報提供し、医療機関と情報共有するとともに、必要な場合には連携して対応を行う。
- ④ ①から③の対応を講じていく中で必要があると認められる場合、地域ネットワークにおける支援内容に関する協議や児童相談所への送致を行う。
- ⑤ 医療機関から情報提供を受ける等の窓口は市町村の保健機関とするが、医療機関から情報提供があった場合の対応は、保健担当部署(保健機関を含む。)と児童福祉担当部署が連携して実施するものとする。なお、市町村は地域の医療機関に対して、当該市町村において実施している母子保健サービスについて情報提供を行う。

(3) 医療機関

- ① 医療機関は、保健機関に情報提供しようとする場合、対象者に対して当該情報提供の概要を説明するとともに、居住している市町村の養育支援を受けることが心理的・身体的負担を軽減し、ひいては養育力の向上につながることを説明し同意を得る。
- ② 医療機関は、情報提供の対象となる患者が子どもの場合は別添3様式12の2に、母親の場合は別添3様式12の3に必要な事項を記載し、患者が居住する市町村の保健機関に情報提供を行う。

- ③ その後、医療機関は、市町村と情報を共有するとともに、必要に応じて連携して子どもと保護者に対する医療の提供を行う。この場合、医療機関の規模や機能に応じて、情報把握や記録、対象者への説明、保健機関との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ④ ①の情報提供の同意が得られない場合、医療機関は患者に対して、当該患者が居住する地域の母子保健サービス等について情報提供を行うなど適切に対応する。
- ⑤ 児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合には、児童虐待防止法に基づき市町村の虐待対応窓口、あるいは、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

別表 情報提供の対象となりうる例

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会検証事例等から抽出)

保護者の状況	子どもの状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分娩時が初診 ・ 精神疾患がある(産後うつを含む) ・ 知的障害がある ・ 虐待歴・被虐待歴がある ・ アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある ・ 長期入院による子どもとの分離 ・ 妊娠・中絶を繰り返している ・ 望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等) ・ 初回健診時期が妊娠中期以降 ・ 多子かつ経済的困窮 ・ 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労、無職等) ・ 若年(10代)妊娠 ・ 多胎 ・ 一人親・未婚・連れ子がある再婚 ・ 産後、出産が原因の身体的不調が続いている ・ 子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する ・ 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある ・ 夫や祖父母等家族や身近の支援がない ・ 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる ・ 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある ・ 衣服等が不衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎児に疾病、障害がある ・ 先天性疾患 ・ 出生後間もない長期入院による母子分離 ・ 行動障害(注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等) ・ 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など) ・ 保護者が安全確保を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等) ・ アレルギーや他の皮膚疾患はないが難治性のおむつかぶれがある場合 ・ 多胎 ・ 低出生体重児 ・ 身体発育の遅れ(低体重、低身長) ・ 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ ・ 健診未受診、予防接種未接種 ・ 衣服等が不衛生 ・ 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の齲歯等

別添 1

(抄)

雇児発第0823001号
平成17年8月23日
一部改正 雇児発第1011007号
平成18年10月11日
一部改正 雇児発第0514002号
平成19年5月14日
一部改正 雇児発第0331010号
平成20年3月31日

都道府県知事
各 政令市市長 } 殿
特別区区長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

(1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。

なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。

① 子どもの心の診療支援（連携）事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

② 子どもの心の診療関係者研修事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

第3 国の助成

母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。



各	}	都道府県	児童福祉主管部(局)長
		指定都市	殿
		中核市	母子保健主管部(局)長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長



養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

このため、平成16年度予算(案)においても育児支援家庭訪問事業を新たに創設するなど、養育支援が必要な家庭に対する支援の充実を図ることで虐待の予防を目指しているが、支援を必要とする家庭を早期に把握するためには、家庭と接点を有する様々な関係機関からの情報提供を促していくことが必要である。

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されてきたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、本年4月から実施される診療報酬改定により、子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式9は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(別添参照)

については、こうした情報提供が円滑に行われるよう市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するとともに、この改正に伴い増加が予想される医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な養育支援が行われるよう各都道府県内の市町村に対し周知願いたい。

またこうした情報を受け、限られた資源の中で効果的な養育支援を行っていくためには市町村虐待防止ネットワーク等を活用し、養育支援に必要な情報集約や、関係支援機関の情報共有の円滑化を図ることで、共通認識にもとづいた支援計画を作成し、明確な役割分担のもと協働支援を行っていくための体制整備が重要である。

なお、上記の診療情報の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不相当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所又は福祉事務所に対する通告が必要となる場合もあることについて、併せて医療機関に対し周知願いたい。

おって本通知については、厚生労働省保険局医療課と協議済みである。

別添3

(抄)

保医発第0305001号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法を定める件」(平成20年厚生労働省告示第59号)等が公布され、平成20年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)は、平成20年3月31日限り廃止する。

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B009 診療情報提供料(I)

- (1) 診療情報提供料(I)は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。
- (2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。
- (3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。
- | | | |
|---|-------------------|------------------|
| ア | イ及びウ以外の場合 | 別紙様式11 |
| イ | 市町村又は指定居宅介護支援事業者等 | 別紙様式12から別紙様式12の3 |
| ウ | 介護老人保健施設 | 別紙様式13 |
- (4) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合や、市町村等が開設主体である保険医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行った場合は算定できない。
- (5) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、診療情報提供料(I)は算定できる。
- (6) (5)の場合において、B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合には、B保険医療機関においては、診療情報提供料(I)、初診料、検査料、画像診断料等は算定できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとする。
- (7) (5)の場合において、B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果をA保険医療機関に文書により回答した場合には、診療情報提供料(I)を算定できる。なお、この場合に、B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定でき、A保険医療機関においては検査料、画像診断料等は算定できない。
- (8) 提供される情報の内容が、患者に対して交付された診断書等であって、当該患者より自費を徴収している場合、意見書等であって、意見書の交付について診療報酬又は公費で既に相応の評価が行われている場合には、診療情報提供料(I)は算定できない。
- (9) 下記のア、イの場合については、患者1人につき月1回に限り、所定点数を算定する。また、いずれの場合も診療情報の提供に当たって交付した文書の写しを診療録に添付する。
- | | |
|---|---|
| ア | 区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、当該患者に対して継続して区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」居住系施設入居者等訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又 |
|---|---|

は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている別の保険医療機関に対して、診療日、診療内容、患者の病状、日常生活動作能力等の診療情報を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

- イ 区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」居住系施設入居者等訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、別の保険医療機関に対して、病歴、診療内容、患者の病状等の診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合
- (10) 診療情報の提供に当たり、レントゲンフィルム等をコピーした場合には、当該レントゲンフィルム等及びコピーに係る費用は当該情報提供料に含まれ、別に算定できない。
- (11) 「注2」に掲げる「市町村」又は「指定居宅介護支援事業者等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日から2週間以内に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。この場合においては、家庭に復帰する患者が対象であり、別の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は指定居宅介護支援事業者等に提供しても、診療情報提供料(Ⅰ)の算定対象とはならない。
- (12) 「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターをいう。また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。
- (13) 「注3」については、在宅での療養を行っている疾病、負傷のため通院困難な患者（以下「在宅患者」という。）に対して、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合であって、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得た上で、当該保険薬局に対して処方せん又はその写しに添付して、当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定する。この場合において、交付した文書の他、処方せんの写しを診療録に添付する。
- なお、処方せんによる訪問薬剤管理指導の依頼のみの場合は診療情報提供料(Ⅰ)は算定できない。
- (14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同

意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム及びケアホーム（障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う事業所及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）

イ 障害者支援施設（障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第6項に規定する生活介護を行うものを除く。）

ウ 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2項に規定する自立訓練（生活訓練）を行う事業所

エ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホーム

キ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神保健福祉法第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

(15) 「注6」に掲げる「老人性認知症センター等」とは、認知症の症状にある患者の鑑別診断、治療方針の選定等を行うものとして、都道府県知事が指定した保険医療機関等をいうものであり、その取扱いについては、「老人性認知症センター事業実施要綱」（平成元年7月11日付健医発第850号）等を参考とし、都道府県精神保健主管課（部）と連絡を密にするものであること。

(16) 「注7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付した写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施設である場合は、当該加算を算定した患者にあつては、その後6か月間、当該加算は算定できない。

(17) 「注8」の加算は、区分番号「B005-4」ハイリスク妊産婦共同管理料(I)が算定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医療機関であること。

(19) 「注10」の加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日（紹介した日より1月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。）について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
父母の氏名	父: ()歳 職業()	母: ()歳 職業()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日: 平成 年 月 日	退院(予定)日: 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所: 当院・他院 () 在胎:()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重:()g 身長:()cm 出生時の特記事項: 無・有() 妊娠中の異常の有無: 無・有() 妊婦健診の受診有無: 無・有(回:)	家族構成 育児への支援者: 無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴 ・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他()
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育者の状況	健康状態等	・疾患()・障害() ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他()
	こどもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	同胞の状況	・同胞に疾患()・同胞に障害()
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の目的とその理由		

*備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名

印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ()歳 職業()	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日：平成 年 月 日 退院(予定)日：平成 年 月 日	
今回の 出産時の 状況	出産場所：当院・他院 () 在胎：()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重：()g 身長：()cm 出産時の特記事項：無・有() 妊娠中の異常の有無：無・有() 妊婦健診の受診有無：無・有(回：)	家族構成 育児への支援者：無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	他の児の状況	・疾患()・障害()
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の 目的とその 理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことについて記入すること。

疑義解釈資料の送付について(抜粋)

(平成16年7月7日:厚生労働省保険局医療課事務連絡)

【診療情報提供料】

問17 保険医療機関が、児童福祉法第25条又は児童虐待防止法第6条に基づき通告を行う場合(※)、診療情報提供料は算定できるか。

(※)児童虐待防止法においては、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は通告を行うこととされている。

答 児童福祉法第25条又は児童虐待防止法第6条に基づく通告は、医療機関のみならず広く国民に課せられた義務であり、診療情報提供料は算定できない。

問18 患者の同意が得られないが、市町村への情報提供の必要があると保険医療機関が判断し、市町村へ情報提供した場合、本点数は算定できるか。

答 患者の同意は診療情報提供料の算定要件であり、算定できない。

問19 18歳以下の子どもが患者である場合、子どもの同意があれば、現に子どもの養育に当たっている者の同意がなくても本点数は算定できるか。

答 養育支援は現に子どもの養育に当たっている者に対して行われるものであり、現に子どもの養育に当たっている者の同意がない場合は、本点数は算定できない。

問20 市町村から保険医療機関が委託を受けて実施した健康診査等の際に、保険医療機関が子どもの養育支援が必要な状態であると判断し、市町村に情報提供を行った場合、診療情報提供料は算定できるか。

答 市町村から委託を受けて実施した健康診査等に伴う情報提供であることから算定できない。

問21 別紙様式10は患者が「現に子どもの養育に関わっている場合」に用いることとなっているが、実母、実父以外でも算定できるのか。

答 患者が保護者又は現に子どもの養育に関わっている同居人であって、養育支援を必要とすれば、実母、実父に限らず算定できる。

問 22 別紙様式 9 又は別紙様式 10 は、具体的にはどんなケースが算定対象となると想定しているのか。

答 患者が子どもである場合には、別紙様式 9 により情報提供を行うこととなるが、例えば患者が未熟児である、あるいは発達の遅れが見られるなどの場合であって、育児や栄養に関する指導、あるいは家事等の援助などの養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。また患者が養育者である場合には、別紙様式 10 により情報提供を行うこととなるが、養育者が母親である場合には、例えばマタニティーブルーズや産後うつ等の精神疾患であり、育児に関する相談・指導等の養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。

患者が父親など母親以外の者である場合には、その者が統合失調症等の精神疾患やアルコール依存症等の疾患や疲れやすい慢性の病気を有している場合や、育児そのもの又はそれに加え経済的な問題や家庭不和などのストレスあるいはこれに起因する慢性的なだるさなどにより受診しており、育児指導、あるいは家事援助等の養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。

問 23 養育支援とは何か。

答 清潔の保持、栄養摂取、生活環境整備など育児や栄養に関する相談・指導、子どもの身体的及び情緒的発達に関する相談・指導あるいは育児負担を軽減するための家事援助、地域の子育て支援サービスの利用に関する助言・斡旋などが考えられる。

問 24 各市町村がどのような養育支援のメニューを持っているかについてどこに確認すればよいか。

答 この様式による情報提供が円滑に行われるよう、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から各都道府県等の児童福祉主管部局及び母子保健主管部局に対し、市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するよう通知したところである。

(通知名)「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成 16 年 3 月 10 日雇児総発第 0310001 号)

※文中別紙様式 9 及び 10 は、別添 3 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305001 号)において、それぞれ、別紙様式 12 の 2 及び 12 の 3 に変更された。

「健やか親子21」第2回中間評価報告書（平成22年3月）について



健やか親子21

【概要】

- 「健やか親子21」とは、21世紀の母子保健の取組の方向性や指標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001年（平成13年）から2014年（平成26年）まで、その達成に向けて取り組む国民運動計画。

- 母子保健に関する主要な課題として、①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減の4課題を設定し、その指標と目標を定めている。

- 2005年（平成17年）の第1回中間評価に続いて、2009年（平成21年）に第2回中間評価実施し、2010年（平成22年）3月17日に開催した第5回『健やか親子21』の評価等に関する検討会において、第2回中間評価報告書をとりまとめた。

- 第2回中間評価では、設定された6.7指標（72項目）の指標のうち、第1回中間評価と比べて、改善は70.8%（51項目）、悪化は19.4%（14項目）。

- 今後5年間で、以下の4点について重点的に推進する。
 - ・ 思春期の自殺の防止を含む子どもの心の問題への取組の強化
 - ・ 産婦人科医師、助産師、新生児科医師等の産科医療・周産期医療を担う人材の確保
 - ・ 全出生数に占める低出生体重児の割合の低下に向けた取組の強化
 - ・ 子どもの虐待防止対策の更なる強化

【「子どもの虐待」について】

健やか親子21の第4課題「子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減」では、子どもの虐待に関する指標と目標が設定されている。

◆『「健やか親子21」第2回中間評価報告書』より

1. 第2回中間評価の結果について

- 2005年（平成17年）の第1回中間評価時の重点取組として設定されていた「子どもの虐待防止対策の取組の強化」については、関係する指標のほとんどが、改善を示していない。「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の数値として使用している児童相談所での相談対応件数は、策定時の現状値から直近値まで増加している。「虐待による死亡数（4-1）」は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばい、「子育てに自信が持てない母親の割合（4-3）」は第1回中間評価時と直近値を比べてわずかに減少となっている（表1参照）。
- 「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の増加は、児童虐待防止法等の改正により虐待の定義が拡大されたことや虐待に対する認識の向上の結果もあるが、虐待そのものの増加とも考えられる。
- 子どもの虐待の予防、早期発見のために保健分野と児童福祉分野の連携は重要であり、2009年（平成21年）4月に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、市町村が中心となり保健・医療・福祉・警察等地域の関係機関で構成される「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の設置を進め、相談・支援体制の充実が図られており、関係機関の調整や情報共有を行っている。また、市町村の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等も児童福祉法に位置付けて推進しているが、虐待に関する指標は改善しておらず、今後も、より一層、母子保健分野と児童福祉分野の連携の強化を推進する必要がある。

2. 今後5年間の重点取組について（子どもの虐待の防止対策の更なる強化）

- うつ状態、母子健康手帳未交付、妊婦健診未受診等の子どもの虐待のハイリスク要因を持つ妊娠期・周産期の母親を早期に発見し、子どもの虐待を予防するとともに、子どもの虐待を発見した場合には、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を中心にして適切な保護や支援を行っていく必要がある。
- 子どもの虐待の予防や早期発見に向け、市町村は、各種母子保健サービスや乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、児童相談所との連携を強化すると共に、地域のNPO等の子育て支援サービスを充実すること等により、市町村における虐待を防止するための体制整備を進める必要がある。
- 特に、子どもの虐待による死亡は、他の年齢と比べて0歳児に多く、望まない妊娠、産後うつ等の影響や経済的な要因が指摘されており、子どもの虐待による死亡数を減少させるために、妊娠以前から出産後育児期に至るまでの連続した支援が必要である。

表 1、指標の直近値と評価

指標	策定時の 現状値	第1回中間評価	直近値	第2回 中間評価	目標 (2014年まで)
4-1 虐待による死亡数	44 人	51 人	45 人	A-2	減少傾向へ
4-2 法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数	17,725 件	33,408 件	40,639 件	B-2	増加を経て減少へ
4-3 子育てに自信が持てない母親の割合	27.4%	3～4ヶ月健診 19.0% 1歳6ヶ月健診 25.6% 3歳健診 29.9%	3～4ヶ月健診 17.6% 1歳6ヶ月健診 24.9% 3歳健診 26.0%	A-3	3～4ヶ月健診 12% 1歳6ヶ月健診 18% 3歳健診 21%

※ 第2回中間評価について

○ 第1回中間評価時の数値と直近値の比較の結果

A:良くなっている指標(項目) B:悪くなっている又は変わらない指標(項目) C:評価が困難な指標(項目) D:調査未実施の指標(項目)

○ 策定値の現状値と直近値の比較の結果

1:良くなっている指標(項目) 2:悪くなっている又は変わらない指標(項目) 3:第1回中間評価時に定めた指標(項目)又は集計方法が異なるため比較困難な指標(項目)

児童相談所・市町村の強化

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

48時間ルールの徹底

・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識

(児童相談所運営指針 第3章第2節 「6 相談受付の方法」)

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報(要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。)については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票を起し、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

「児童虐待防止法第8条第2項」

児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

(児童相談所運営指針 第3章第3節 「3 調査の開始」)

虐待通告(「送致」を含む。)を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施

(児童相談所運営指針 第5章第1節「3 一時保護の強行性」)

一時保護は原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでない。

・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

(子ども虐待対応の手引き 第5章「1 一時保護の目的は何か」)

一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することである。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どものウェルビーイング(子どもの権利の尊重・自己実現)にとって明らかに看過できないと判断されるときは、まず一時保護を行うべきである。

一時保護を行い、子どもの安全を確保した方が、子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている保護者への調査や指導を進めることができ、また、一時的に子どもから離れることで、保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにつながる場合もある。

子どもの観察や意見聴取においても、一時保護による安全な生活環境下におくことで、より本質的な情報収集を行うことが期待できる。

以上の目的から必要とされる場合は、まず一時保護を行い、虐待の事実・根拠はそれから立証するという方が子どもの最善の利益の確保につながりやすい。

臨検・搜索制度等の積極的な活用

・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用

(児童相談所運営指針 第3章第3節 5「(7) 臨検、搜索等」)

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等(児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。)の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

(児童相談所運営指針 第3章第3節 5「(5) 立入調査」)

法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

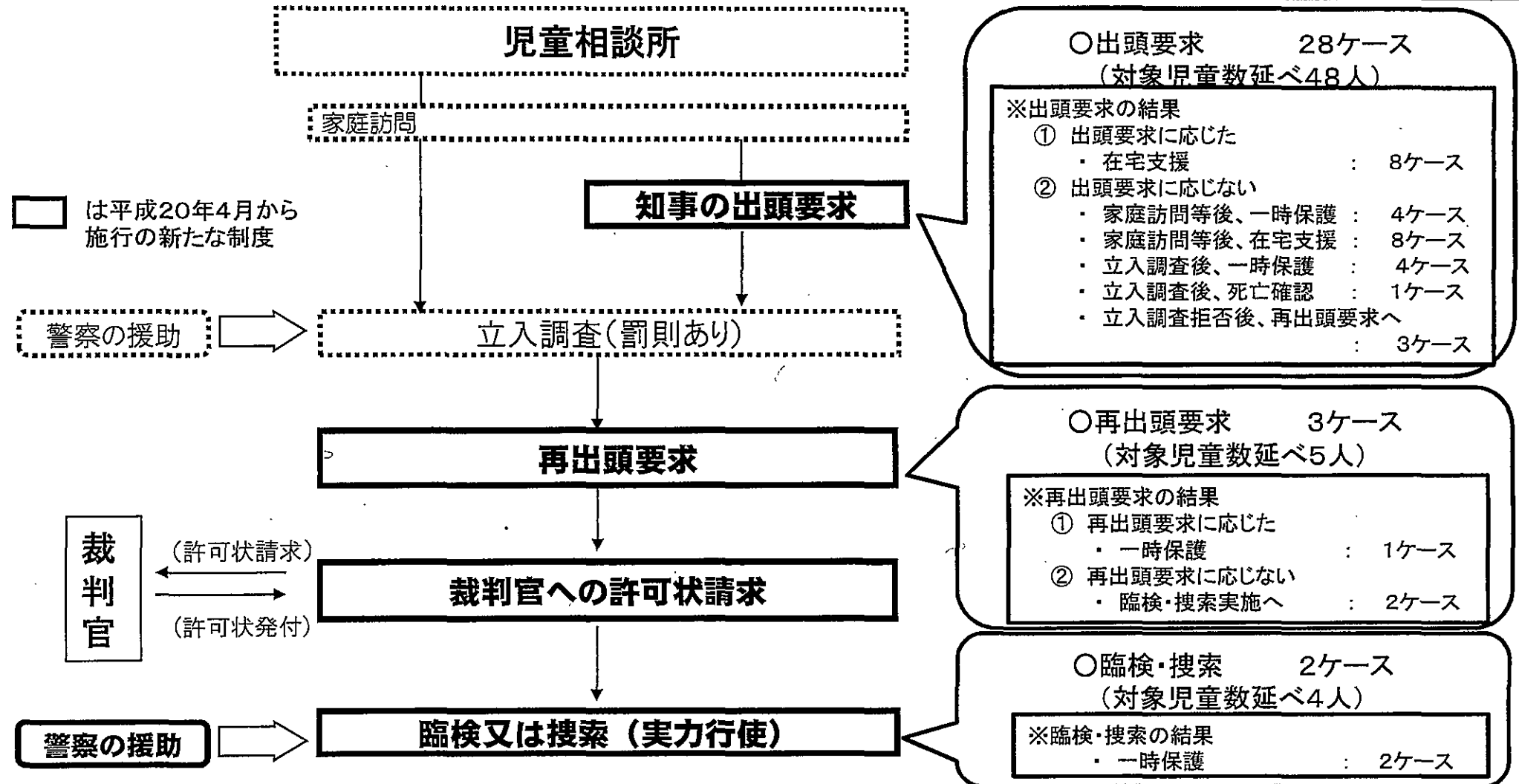
また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は搜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応 (続き)

(子ども虐待対応の手引き 第4章「8 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点」)

出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。

なお、実行に際して警察官、裁判所との連携なくしては実現しないことは明らかであるので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～平成21年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要

(児童相談所運営指針 第7章第1節「各種機関との連携の重要性」)

- (1) 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。
- (2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等についての的確に把握するとともに、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求める等、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要である。
- (3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等(ケースマネジメント)を行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要がある。
- (4) 特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。
- (5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年児童福祉法改正法により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要 (続き)

(6) 児童相談所は、児童家庭相談への対応について、市町村とともに中核的な役割を担っており、市町村による要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなど積極的に取り組むことが求められる。

(7) また、虐待の早期発見については、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これを踏まえ、関係機関等に対し平成16年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。

(8) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。

(9) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。

(10) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要 (続き)

(市町村児童家庭相談援助指針 第1章第2節「2都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方」)

(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、

- ① 第10条第1項第3号に掲げる業務(児童家庭相談に応じる等の業務)のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならず(児福法第10条第2項)、
- ② この児童家庭相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない(児福法第10条第3項)こととされている。

他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている(児福法第11条第2項)。

(2) このように、児福法においては、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。

具体的には、市町村については、

- ① 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や新生児訪問指導により把握した一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村を中心に対応する
- ② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては児童相談所に直ちに連絡する
- ③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図るなど、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要 (続き)

(3) 他方、都道府県(児童相談所)については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、

- ① 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、
- ② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う
- ③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行うことが求められる。

(4) 都道府県(児童相談所)と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県(児童相談所)が中心となって対応することを基本に、都道府県(児童相談所)と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1(別添は省略)のとおりである。

・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

(子ども虐待対応の手引き第5章「(3) 機関連携による援助」)

多様な複合的問題を抱える家族に対しては、一機関の自己完結的な援助で効果をあげることは困難である。したがって、問題に対する対応機能をもった複数の機関が連携して援助にあたることが必須の条件になる。しかし、機関連携が効果を発揮するためにはお互いがそれぞれの立場と機能を十分に理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化させる作業が必要である。

そのためには、関係機関等の代表者による情報交換や個々の事例に則した担当者レベルによる個別ケース検討会議が必要となる。個別ケース検討会議では、相互の役割分担や援助のキーパーソンを定め、随時援助の評価や調整を行っていくことが大切になるが、会議に当たっては事前に機関内で十分に検討することや、必要に応じ機関としての決定権をもつ人の参加が重要になる。また、日ごろからの機関同士の協力関係の維持や職員の相互面識も大変重要な要素であるので、日常的なネットワークの構築や構成員を対象とした研修、専門性の違う職種による研究会等にも積極的に努力すべきである。

- 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(第5次報告)においては、
心中以外の死亡事例の75.8%が要保護児童対策地域協議会で検討されていないと報告されている。

(要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 第3章「要保護児童対策地域協議会の運営」)

- (3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者(キーパーソン)をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳(別添1参照(別添は省略))を作成し、実務者会議等の場において、定期的に(例えば、3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への 定期的な情報提供に関する指針」のポイント

1 指針の趣旨

教育機関等（学校及び保育所）から福祉部門（市町村又は児童相談所）への出欠状況等の定期的な情報提供に関し、対象とする児童、頻度・内容、依頼の手續等の事項についての基本的な考え方を示すもの。

2 対象とする児童

- (1) 要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び保育所に在籍する幼児児童生徒等
- (2) 児童相談所が管理する児童虐待ケースを含む。（協議会の対象外のもの）
※ 地域の実情を踏まえ、対象となる児童の範囲を柔軟に設定することも可。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

- (1) 定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準
- (2) 定期的な情報提供の内容は、①対象期間の出欠状況、②（欠席があった場合の）家庭からの連絡の有無、③欠席の理由とする。
※ 地域の実情を踏まえ、情報提供の頻度を柔軟に設定することや、情報提供の内容をより幅広く設定することも可。

4 定期的な情報提供の流れ

- (1) 福祉部門から教育機関に対して、対象児童の氏名、情報提供の内容・期間等を書面で依頼
- (2) 合意に基づき、教育機関から福祉部門へ書面にて定期的な情報提供実施
- (3) 情報提供を受けた福祉部門は、情報を複数人で組織的に評価し、対応方針等を検討するとともに、必要に応じて児童相談所に支援の要請又は送致・通知
※ 福祉部門と教育機関において協定を締結するなどにより、情報提供の仕組みについて事前に機関間で合意することが望ましい。

5 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、教育機関において、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に福祉部門に情報提供又は通告をする。

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、児童虐待による死亡事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところである。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（以下「本指針」という。）を作成したので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、本指針の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等への周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、本件については、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので申し添える。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手續等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参 考)

児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

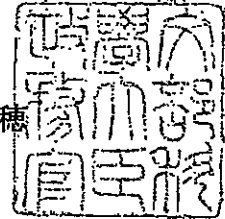


21文科初第775号
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学大臣政務官 高井 美穂



(印影印刷)

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた幼児児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このたび、このような観点を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添1のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しましたので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、上記指針の内容について御了知いただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、御指導をお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からも、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長に対し、通知されておりますので申し添えます。

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底について

児童虐待対策の推進には、御配意いただいているところであるが、子どもを健やかに育むべき親からの虐待により子どもが亡くなるという、とても痛ましい事件が跡を絶たない状況が続いている。

これらの事件の中には、近隣住民や関係機関が気付いていたにも関わらず見過ごしてしまった事件や、児童相談所等の機関が接触しながら救うことが出来なかった事件など、救う機会があったと思われる事件があることは誠に遺憾である。

虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底については、本年1月に開催した「全国厚生労働関係部局長会議」及び「全国児童福祉主管課長会議」においてもお願いしたところであるが、各都道府県等において、改めて関係部署の業務を再点検し、組織一体となった必要な改善を図っていただくことについて改めてお願いする。

その際には、立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など基本に立ち返った対応を徹底するとともに、臨検・搜索制度等を積極的に活用するなど、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等においては、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき当該事例の検証を実施していただくことになるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げる姿勢で臨むことを改めてお願いする。

(参考)

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・搜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

子ども・子育てビジョン

「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会。

家族や親が子育てを担う
 ≪個人に過重な負担≫



社会全体で子育てを支える
 ≪個人の希望の実現≫

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切にする

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と1,2の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
 - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産

	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 <small>（出生1万人当たり）</small>	21.2床	⇒ 25～30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力 の向上

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業	7100か所	⇒ 10000か所 <small>（市町村単独分含む）</small>
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） <small>（3歳未満児の保育サービス利用率）</small>	215万人 <small>（75万人（24%））</small>	⇒ 241万人 <small>（102万人（35%））</small>
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

男性の育児参加 の促進

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29）*参考指標
〇男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29）*参考指標
〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） *参考指標

社会的養護の充実

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

子育てしやすい 働き方と企業の取組

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29）*参考指標
〇次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

子ども・子育てビジョンにかかる児童虐待関連部分の抜粋

【次世代育成支援対策推進法】（平成15年法律第120号）

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

第9条第1項 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

【行動計画策定指針】（平成21年国公委・文科・厚労・農水・経産・国交・環告示第1号）

五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

（略）このため、市町村は、次の(ア)から(イ)までに掲げる児童福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、（略）

さらに、市町村は、同法第二十一条の十の二の規定に基づき、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する（ただし、その事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。）よう努めるとともに、同法第二十一条の十の三の規定に基づき、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努める必要がある。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康の確保

（略）特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。

（次頁につづく）

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携等

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。

また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。

なお、当該調整機関の職員を始めとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である。

さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが必要である。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある。

さらには、虐待の早期発見等のため、主任児童委員・児童委員等を積極的に活用することも必要である。

2 都道府県行動計画

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。

(次頁につづく)

また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。

(ア) 児童相談所の体制の強化

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするための体制の強化を図ることが必要である。

(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である。このため、住民に身近な市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である。

(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。

イ 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況その他社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を念頭に、後期行動計画期間の必要量を定めること。

なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。

(次頁につづく)

社会的養護体制の整備に当たっては、前記の必要量を見込むほか、次に記載する項目を参考とし、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある。

(ア) 家庭的養護の推進

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ることが必要である。また、里親委託率については、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託率が上がるよう、目標を設定する。

この際、児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めることが必要である。

さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。

(イ) 施設機能の見直し

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。

(ウ) 家庭支援機能等の強化

家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。

また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。

(エ) 自立支援策の強化

施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。

また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。

(次頁につづく)

この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。

(カ) 子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。

このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができる体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。

さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。

また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。

【子ども・子育てビジョン】（平成22年1月29日 閣議決定）

第3 3つの大切な姿勢

2. 困っている声に応える

- 一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます。
 - ・ 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進、商店街の空き店舗や余裕教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図ります。

別添1 施策の具体的内容

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

＜児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する＞

□児童虐待防止に向けた啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・ 児童虐待の現状を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。

□児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより児童相談所の体制強化を図ります。

また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員等の対応スキルの向上により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。
(次頁につづく)

□家庭的養護の推進

- ・ 児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進、里親や小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充など家庭的養護を推進します。

□年長児の自立支援策の拡充

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図ります。

□社会的養護に関する施設機能の充実

- ・ 専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保等、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、現行の施設機能の在り方の見直しや体制の充実について検討します。

□施設内虐待の防止

- ・ 改正児童福祉法（平成21年4月施行）を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図ります。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

<地域における子育て支援の拠点等の整備及び昨日の充実を図る>

□乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等の適切なサービスの提供を行うなど、切れ目のない支援体制を確立します。

また、出産前において支援を行うことが必要な妊婦に対し、訪問等の支援を行います。

別添2 施策に関する数値目標

項 目		現 状	目標（平成26年度）	
社会的養護の充実	里親の拡充	里親等委託率	10.4%	16%
		専門里親登録者数	495世帯	800世帯
		養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯(H21.10)	8,000世帯
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		—	140か所
	児童養護施設		567か所	610か所
	小規模グループケア		446か所	800か所
	地域小規模児童養護施設		171か所	300か所
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)		54か所	160か所
	ショートステイ事業		613か所	870か所
	児童家庭支援センター		71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設		32か所	47か所	
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員(※)を配置している市町村の割合		58.3%(H21.4)	80%(市はすべて配置)	
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善		35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市 ・児童相談所設置市	
乳児家庭全戸訪問事業		1,512市町村(H21.7)	全市町村	
養育支援訪問事業		996市町村(H21.7)	全市町村での実施を目指す	

(※) 専門職員とは、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員【児童福祉法施行規則第25条の28第2項】

児童相談所一時保護所の環境改善について

○ 子ども・子育てビジョンについて

- ・ 少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、平成22年度～26年度における施策内容とその実施計画を定めた「子ども・子育てビジョン」が本年1月29日に閣議決定された。
- ・ この中で、前計画である「子ども・子育て応援プラン」において今後5年間の目標として掲げられていた「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」について、引き続き、本ビジョンにおいても全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すことが掲げられている。
- ・ 一時保護所で生活する子どものため、以下を参考に、地域の実情に応じた必要な環境改善に積極的に努めていただきたい。

○ 環境改善の基本的な考え方

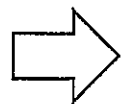
- ・ 一時保護所は、家庭環境、保護に至る経緯、子どもの行動の特徴、年齢などが様々な男女の児童が、必ずしも予定されない形で入所してくる場所であることから、
 - ① 子どもの心身の状況が確認できないまま直ちに保護しなければならない場合も多く、かつ、子どもの入れ替わりが激しいため、集団としての安定性を維持しにくい、
 - ② 住み慣れた環境から突然切り離されて集団生活に入ること、子どもが情緒的な不安定を招きやすい、等の課題を抱えている。
- ・ このため、子どもが集団生活の中でも安心して過ごせるよう、ゆとりのある生活空間や個々に応じた配慮が可能な設備及びケア体制の整備が必要である。
- ・ こうしたことから、児童相談所一時保護所の環境改善に当たっては、出来る限り、ハード・ソフト両面からの改善を視野に入れることが望ましい。

○ 具体的な改善例

地域の実情に応じて、以下のような改善のいずれか又は複数を組み合わせて実施。

ソフト面

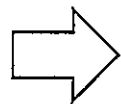
- ・ 行動様式等が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ・ 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置などにより、子どもが安心して過ごせるよう人的体制を整える。



- ・ 児童入所施設措置費等国庫負担金において、常勤相当の心理職員の配置が可能
- ・ 児童虐待防止対策支援事業において、対応協力員確保のための補助あり

ハード面

- ・ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
 - ・ 発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合には、個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などにより生活空間を小規模化
 - ・ 子どもの状況に合わせて居室を提供（グループ分け）できるよう、居室を小規模化
 - ・ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう、自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについて役割分担を行う
 - ・ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう施設等と取り決めをしておく
- などにより、子どもが安心して過ごせるよう施設整備を行う。



- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金において、改修等に必要な経費の補助あり

検証関係

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

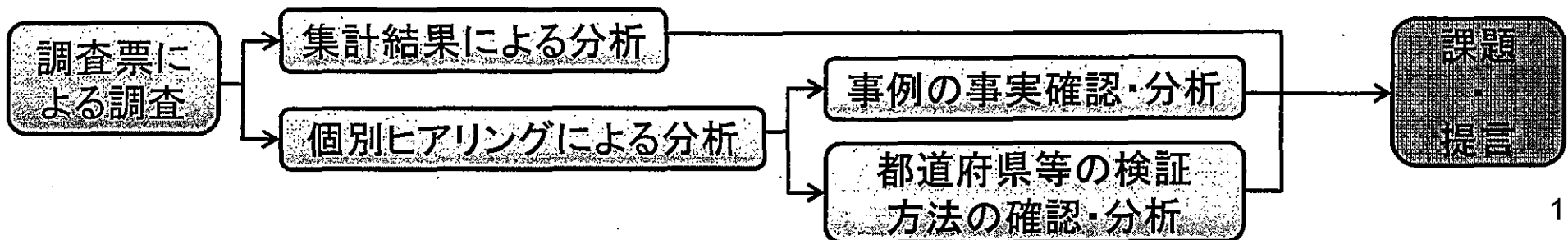
H21.7

対 象

- 厚生労働省が関係都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）に対する調査により把握した、平成19年1月1日から平成20年3月31日までの15ヶ月間に発生又は明らかになった児童虐待による死亡事例115例142人（「心中以外」の事例73例（78人）、「心中」（未遂を含む。）の事例42例（64人））（前年：100例126人（「心中以外」の事例52例（61人）、「心中」（未遂を含む。）の事例48例（65人））（※））。
- （※）前年は、平成18年1月から12月までの間

調査・分析方法

- 調査票による調査ののち、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外」・「心中」の事例-

【心中以外】

- 死亡した子どもの年齢では、0歳児が5割弱であり、特に1ヶ月未満に集中。
- 実母の妊娠期・周産期の問題では、「若年妊娠」、「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」に該当する者の割合が高い傾向にあり、妊娠期・出生時に何らかの問題。
- 養育者の心理的・精神的問題では、実母の「育児不安」、「養育能力の低さ」、「感情の起伏が激しい」、「精神疾患」、「うつ状態」、「衝動性」、「怒りのコントロール不全」に該当する割合が比較的高く、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 「児童相談所が関わっていた事例」は15例(20.5%)(前年:12例(23.1%)(※))、「関係機関と接点があったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例」は22例(30.1%)(前年:24例(46.2%))でそれぞれ割合としては減少しているが、一方、「関係機関の関与がなかった事例」は13例(17.8%)(前年:6例(11.5%))で割合として増加している。

(※)前年は、平成18年1月から12月までの間

【心中】

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、死亡した子どもの年齢にばらつきがあることや、1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い特徴がある。

個別ヒアリング調査の結果～事例に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 虐待リスクの把握、ネグレクトへの対応

- 理由のない訪問拒否、乳児健診等の未受診、養育能力の低い要支援ケース家庭、学校等の長期欠席といった虐待リスクへの認識、把握、関係機関での情報共有が十分ではない。

2. 通告・相談への対応

- 住民、関係機関からの虐待通告、虐待を受けている子ども本人やそのきょうだいからの相談があった時の、直接の子どもの安全確認、リスクアセスメント等が十分ではない。

3. 情報収集とアセスメント

- 胎児期から生育歴までの把握、家庭内環境の調査、子どもや保護者との直接面接を通じた情報収集がなされておらず、また、発言内容の裏付け調査が十分に行われていない。
- 時系列で追ったアセスメントが行われておらず、アセスメント時の組織的対応も十分ではない。

4. 一時保護

- 保護者等との関係や子どもの意思を重要視しすぎて、強制的介入することを躊躇している。
- 一時保護時に、社会的診断・医学診断等が十分でなく、虐待の事実確認が不完全である。

5. 虐待の継続が疑われる場合の対応と再アセスメント

- 援助をしている子どもに長期間会えなかったり、新たな外傷を発見しても、虐待継続の認識が不十分であり、再アセスメント・援助方針の見直しも十分に行われていない。

6. 乳児への虐待

- 子どもに受傷機転不明な骨折が認められる場合等の虐待の可能性を認識できていない。

7. DV家庭への対応

- 虐待を受けている子どもの家庭にDVが疑われる状況がある場合、児童相談所とDV対応の専門機関である配偶者暴力相談支援センターとの連携した対応が行われていない。

8. 関係機関との連携

- 会議で、役割分担が不明確だったり、進行管理をする機関が決まっていない場合がある。
- 関係機関での支援がうまくいかなかった時に、要保護児童対策地域協議会で事例検討を行っておらず、また、児童相談所への情報提供がなされていない。

個別ヒアリング調査の結果～検証に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 検証に関する基本的な考え方

- 亡くなった子どもの視点に立つて行うという基本的な考え方が報告書等に活かされていない。

2. 検証委員会の運営

- 検証の進行が事務局主導となっている。

3. 委員構成

- 的確な検証を行うための委員構成となっていない。

4. 検証の対象

- 都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例であっても検証が行われていない。
(心中以外の事例の実施数 29例(39.7%))

5. 検証の実施

- 事例と個々の職員の関わりが十分見えてこない。
- 必要な情報がないまま検証が行われている。

6. 報告書及び提言

- 事実の把握、発生原因の分析等が不十分であり、再発防止のための提言について、具体的な対策の提言となっていない。

7. 公表

- プライバシーの保護に配慮するあまり、事例について、その内容、問題点、課題等が議論されたのか報告書の記載からは不明な状態となっている。

8. 報告書の作成までの期間

- 時間的な制約の中で不十分な検証結果に終わっている。

課題と提言

地方公共団体への提言

1. 発生予防に関するもの

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立

- 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に際して、保健師等の専門職が直接対応するべき。
- 産科医院における検診や分娩、小児科医院における診察等において把握したハイリスク要因の情報を把握する体制の整備を行うべき。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を推進するべき。

望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実

- 望まない妊娠に関する相談を行いやすい体制の整備を行うべき。

2. 早期発見・早期対応に関するもの

関係機関等が虐待の疑いを持ったときの対応徹底

- 担当者や単独の機関内で抱え込むことのないような要保護児童対策地域協議会の体制の整備を行うべき。

3. 初期介入に関するもの

安全確認の徹底

- 通報受理時の対応。
 - 担当者が一人で判断せず緊急受理会議を開催するなど、組織的な判断を行うべき。
 - 要保護児童対策地域協議会の構成機関を受理会議に参画させ、多角的な検討を行うべき。
 - 虐待通告であることを明示的に告げられなくても、内容から虐待通告か否かを適切に判断するべき。
- 通報受理後の対応。
 - 市町村では、児童相談所に連絡して取扱記録の有無の確認、職員による速やかな直接目視の安全確認を行うべき。

迅速かつ的確な情報収集とアセスメント

- 保護者が虐待を否定していても、虐待の疑いが強い場合、一時保護により保護者から分離してアセスメントを行うことも必要である。
- 虐待を受けている子どもやきょうだいからの告白があった場合の重要性を認識するべき。
- 子どもや保護者と直接面談して情報を収集、また、同居人等の情報を確認するべき。
- 特に、母親については、妊娠期から生育歴までの情報を収集するべき。
- 外部有識者に相談できる体制の構築や、医学的知識を習得するための研修等を実施するべき。

介入的アプローチの積極的活用

- 立入調査、出頭要求、臨検・搜索等の手順、段取りを事前に定めておくべき。
- 情報収集や立入調査等によるリスクアセスメントの結果、一時保護が必要と判断した場合（疑いがある場合も含む。）、保護者の同意が得られなくても一時保護を実施するべき。

4. 保護・支援に関するもの

再アセスメントの重要性の再認識

- 乳児に関しては少なくとも3ヶ月ごと、それ以降の年齢の子どもに関しては当初は3ヶ月、それ以降は6ヶ月ごとを目安にアセスメントを行い、援助への反映、援助指針の見直し等を迅速に行うべき。

虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底

- 虐待を受けている子どもにきょうだいがいる場合、すべての子どもについて安全確認、虐待の有無の調査を行うべき。

保護者への虐待通知

- 児童相談所で虐待（疑いを含む。）であると判断した事例については、保護者の理解を得る努力をしつつ、当該行為が虐待である旨を毅然とした態度で告知するべき。

5. 児童相談体制に関するもの

児童相談体制の充実

- 市町村においては、子ども家庭相談や、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員としての専門性を備えた人材の確保を進めるべき。
- 都道府県や児童相談所においては、児童福祉司及び児童心理司の充実と研修等による専門性の向上、スーパーバイザーの養成及び確保を進めるとともに、高度な医学診断ができる医療機関等との連携を図るなど、総合的な虐待対応体制の整備を進めるべき。

6. 関係機関の連携に関するもの

児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携

- 児童相談所と市町村の役割分担が明確になっていないものがあることから、役割分担を明確にするとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する福祉、保健、医療、教育機関、警察等との連携をさらに進めるべき。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用

- 関係機関の協力を要する場合、緊急に個別ケース検討会議を開催し、担当機関を決定し、迅速に対応するべき。
- 役割分担を明確化するため、協議会において、主担当機関、主たる援助者をフォローし、事例の進行を管理するべき。

- 児童福祉施設から家庭復帰する事例に関しては、各機関が具体的に支援する役割を決めて対応すべき。

7. 地方公共団体における検証に関するもの

検証の実施等について

- 関係機関の関与がなかった事例は、なぜ関与できなかったかという視点を持つべき。
- 報告で指摘された提言の確実な実行、実行状況の把握、定期的な検証組織への報告を行うとともに、その評価を受けるべき。

国への提言

1. 発生予防に関するもの

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の事業を推進するとともに、ケースの適切な進行管理が行われている好事例の収集、提供を行うべき。

望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実

- 望まない妊娠等の相談を行っている取組例を収集、提供を行うべき。

2. 早期発見・早期対応に関するもの

関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底

- 国民の義務として虐待(疑いを含む。)を発見した場合には、児童相談所等に通告しなければならないことを改めて周知・徹底するべき。
- 全国共通の電話番号を設けることなどにより通告や相談しやすい環境を整備することが必要である。

3. 初期介入に関するもの

安全確認の徹底

迅速かつ適確な情報収集とアセスメント

介入的アプローチの積極的活用

- 児童相談所の職員に対する研修会等において、本報告を活用した研修を行い、「目視による安全確認の徹底」等の基本原則の徹底を図るべき。
- 子ども虐待のアセスメントのための一時保護を活用すべきであることを周知するため、児童相談所運営指針等の通知の見直しを検討するべき。

4. 保護・支援に関するもの

再アセスメントの重要性の再認識
虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底
保護者への虐待通知

- 児童相談所の職員に対する研修会等において、本報告を活用して「継続した援助事例に対する再アセスメントの重要性」等の基本原則の徹底を図るべき。

5. 児童相談体制に関するもの

児童相談体制の充実

- 地方公共団体が児童相談体制を充実するための取組の支援に努めるべき。
- 子ども虐待に精通した医師の養成を促進するとともに、先進事例の把握と好事例の公表等を行うべき。

6. 関係機関の連携に関するもの

児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携
要保護児童対策地域協議会の有効的な活用

- 市町村と児童相談所を始めとする各機関の連携、役割分担、切れ目のない事例対応が行われるようにモデルとなる実践例を収集、提供し、要保護児童対策地域協議会の円滑な運用を目指すべき。

7. 地方公共団体における検証に関するもの

検証の実施等について

- 検証の実施方法に関して、今回の検証結果を踏まえて所要の改正を行うべき。
- 地方公共団体における検証の実施状況や提言の実現状況を把握するとともに、改正虐待防止法の施行状況も勘案しつつ、検証についてのガイドラインの作成を検討すべき。

8. 将来に向けた課題

今後、将来に向けて取り組むべき課題について

- 子ども虐待に関する事例について、精度の高い基本資料の収集方法、データベースの構築や、死亡事例の全数把握を適切に行う方法についても研究などを行うべき。

おわりに

- 子ども虐待の防止に関連する業務に携わる全ての者は、本報告で指摘した課題、提言を熟読の上、日々の業務の点検を行い、報告内容が業務に反映されるように努めてほしい。
- 本委員会が提言した内容について、国、地方公共団体に対して、実現に向けた取り組みを願う。

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

「社会保障審議会 児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (第6次)」における議論のポイント

○虐待の気付き・発見

家庭が置かれた状況を表す情報の記録と記録者以外を加えた情報の検討

子どもに対する健康診査未受診者への対応

医療機関から虐待の通告があった場合の対応

多胎児や多子家庭への対応

○通告・相談があった場合の対応（情報収集の方法）

子どもとの面接で得た情報について、保護者との面接時での使用の注意

○入所措置解除（援助の終了）、再一時保護とアセスメント

- ・ 保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施
- ・ 家庭復帰の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントの実施。
- ・ 家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施の検討

○要支援ケースの移管、引き継ぎ

要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底

○乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携

健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化

○地方公共団体における検証

- ・ 提言された事項の履行、進捗状況の確認
- ・ 国の検証報告で指摘されている事項は、他の自治体での検討と重なる部分が多い。

学校との連携について
(文部科学省資料)

21文科初第777号
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学大臣政務官 高井美穂

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

7

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。
- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

(3) 通告後の関係機関との連携

- ① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）
児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。
- ② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）
上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

(1) 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」（通知） のポイント

1 通知の趣旨

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知するもの。

2 学校等における対応

(1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

(2) 児童虐待への早期対応

児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行う。

(3) 通告後の関係機関との連携

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

3 教育委員会等の責務

(1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

(2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（文部科学省作成、H21. 5配布）の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

(3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力。児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

4 要保護児童対策地域協議会への参画

学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

文部科学省における児童虐待への対応について

1 児童虐待への適切な対応に係る学校教育関係者、社会教育関係者への周知等について

○「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

文部科学省では、児童虐待については、従前から、都道府県等を通じて、養護教諭をはじめとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について周知してきたところである。また、平成19年6月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律についても、各教育委員会など関係者に周知を図っている。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の実施に当っては、厚生労働省とも連携し、都道府県教育委員会や国立大学法人、所管独立行政法人等に対する周知に努めている。

○学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について

平成18年5月にまとめられた、「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究協力者会議」の報告などを踏まえ、平成18年6月5日に「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」の通知を発出し、「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応として、①学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、その早期発見・対応に努める必要があること、②児童虐待の疑いがある場合は、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することについて周知を図った。

また、平成22年3月24日に文部科学省と厚生労働省で協議の上作成した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」の運用を含め、児童虐待の早期発見の観点から、健康診断は虐待等を早期に発見しやすい機会であることに留意することや「子どもの虹情報研修センター」での研修の活用、さらには要保護児童対策地域協議会への積極的参画について、同日付けで「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」の通知を発出し周知した。

○児童委員等の活用による家庭教育支援施策の推進について

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出した。

2 学校等における児童虐待防止対策について

○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

文部科学省では、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布した。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図るの一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布した。

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)について

学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を介して、市町村教育委員会に配布した。

○「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」について

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、文部科学省と厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を教育委員会や学校等に示した。

3 主な施策について

平成22年度予算額(平成21年度予算額)

〈家庭・地域社会における取組〉

家庭教育支援基盤形成事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数(14,261百万円の内数)

子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、親への学習機会の提供や相談対応等を行う取組を支援する。

社会教育による地域の教育力強化プロジェクト 119百万円の内数(新規)

「人権教育」をはじめとした社会における重要な課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究を行う。

〈学校における取組〉

スクールカウンセラー等の配置

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数(14,261百万円の内数)

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

スクールソーシャルワーカー活用事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数(14,261百万円の内数)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

生徒指導・進路指導総合推進事業 491百万円の内数(新規)

生徒指導において、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退などの複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進、その有効性を検証し、成果を普及するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図る。

警察との連携について
(警察庁資料)

資 料	平成21年中の少年非行等の概要 について	平成22年2月 警察庁少年課

1 少年非行

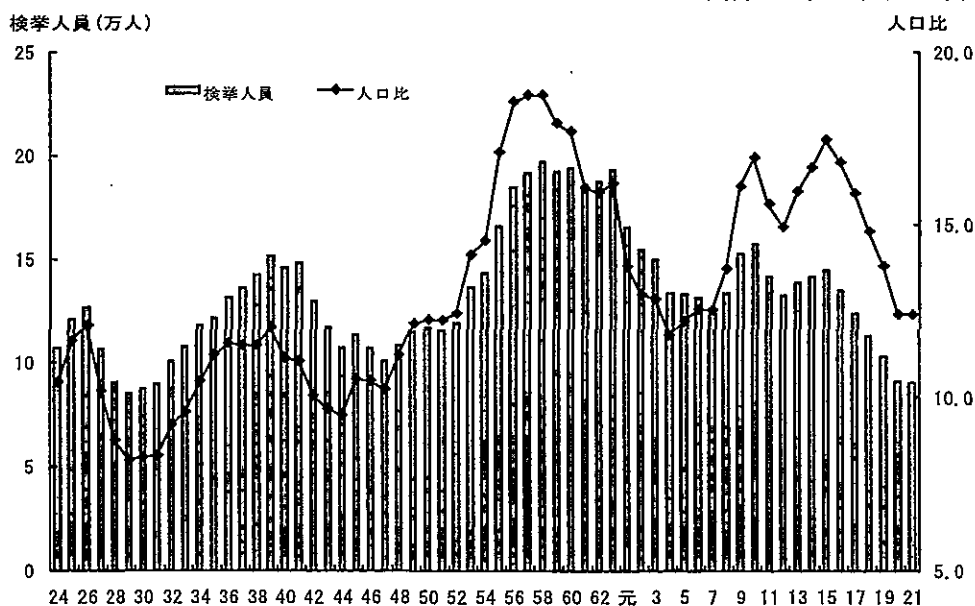
(1) 刑法犯少年は6年連続で減少

- ・ 刑法犯少年は9万282人(前年比0.8%減)と僅かに減少
- ・ 人口比(同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員)は12.4で、成人(2.3)の5.4倍と高水準で推移
- ・ 成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合は27.1%
- ・ 放火(前年比17人、25.8%増)、ひったくり(同72人、11.3%増)、万引き(同2,842人、10.8%増)等の犯罪は増加

年 次	12年	17年	18年	19年	20年	21年
検 挙 人 員 (人)	132,336	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282
(人口比)	14.9	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4
凶 悪 犯	2,120	1,441	1,170	1,042	956	949
殺 人	105	67	69	62	50	50
強 盗	1,638	1,146	892	757	713	696
粗 暴 犯	19,691	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653
窃 盗 犯	77,903	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784
知 能 犯	584	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144
風 俗 犯	429	383	346	341	389	399
その他の刑法犯	31,609	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353
少年の割合(%)	42.7	32.0	29.4	28.2	26.8	27.1

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移

(昭和24年～平成21年)



注1) 交通業過を除く刑法犯(ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入等も除く。)

注2) 人口比とは、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

(2) 触法少年（刑法）は増加

補導人員総数は1万8,029人と、前年比2.6%増加

凶悪犯の76.2%を占める放火が109人と、前年比45.3%増加

年次	12年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	20,477	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029
凶悪犯	174	202	225	171	110	143
粗暴犯	1,869	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336
窃盗犯	14,840	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026
知能犯	30	57	63	55	65	68

2 少年の犯罪被害

(1) 児童虐待事件は過去最多

- 児童虐待事件の検挙件数・人員は335件（前年比9.1%増）、356人（同11.6%増）、被害児童数は347人（同8.8%増）で、いずれも統計を取り始めた平成11年以降で最多
- 死亡児童数は28人（同37.8%減）と減少

年次	12年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙件数（件）	186	222	297	300	307	335
検挙人員（人）	208	242	329	323	319	356
被害児童数（人）	190	229	316	315	319	347
死亡児童数	44	38	59	37	45	28

(2) 福祉犯事件は増加（児童ポルノ事件が過去最多）

- 児童福祉法違反等の福祉犯事件の送致件数は、7,751件（前年比7.8%増）と増加
- 中でも、児童ポルノ事件の送致件数は935件（同38.3%増）、被害児童数は411人（同21.6%増）と増加し、いずれも過去最多。未就学・小学生の被害児童は65人（同66.7%増）で、全体の15.8%
インターネット利用に係る児童ポルノ事件の送致件数は507件（同99.6%増）と大幅に増加

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員、被害児童数の推移

年次	17年	18年	19年	20年	21年
送致件数（件）	470	616	567	676	935
うちインターネット利用に係るもの（%）	136 (28.9)	251 (40.7)	192 (33.9)	254 (37.6)	507 (54.2)
送致人員（人）	312	350	377	412	650
被害児童数（人）	246	253	275	338	411

※ 平成21年の数値は、暫定値

平成22年2月

少年非行等の概要
(平成21年1～12月)

警察庁生活安全局少年課

凡 例

本書における用語等の意義については、次のとおりである。

- 1 (1) 刑法犯……「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第208条の2及び第211条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
 - (2) 特別法犯……刑法犯を除くすべての犯罪（道路上の交通事故に係る刑法第208条の2、第211条に規定する罪、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する罪を除く。）をいい、条例に規定する罪を含む。
 - (3) 包括罪種……刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。なお、包括罪種の名称及び内訳罪名の一覧は、別表のとおりである。
 - (4) 性犯罪……強姦及び強制わいせつをいう。
 - (5) 街頭犯罪……本冊子では、路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗をいう。
 - (6) 初発型非行……万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。
 - (7) 計上方法……次のような計上方法をとっている。
 - ア 未遂罪及び予備罪については、殺人予備罪を除き、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - イ 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条、第3条及び第4条に規定する罪は、その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。
 - ウ 暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条、第1条の2及び第1条の3に規定する罪は、その行為態様に応じ暴行、傷害、脅迫又は器物損壊の罪に含めている。
 - エ テレホンクラブ規制条例に規定する罪については、青少年保護育成条例に規定する罪に含めている。
 - オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法の罪に含めている。
- 2 (1) 少年……20歳未満の者をいう。
 - (2) 成人……20歳以上の者をいう。
 - (3) 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう（少年法第3条第1項第1号）。
 - (4) 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう（少年法第3条第1項第2号）。
 - (5) 刑法犯少年……刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、本冊子では、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
 - (6) 触法少年（刑法）……刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 - (7) 特別法犯少年……特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。

- (8) 触法少年（特別法）……特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- (9) ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう（少年法第3条第1項第3号）。
- (10) 非行少年……犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- (11) 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- (12) 認知件数……警察において発生を認知した事件及び事案の数をいう。
- (13) 検挙件数……刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。
- (14) 検挙人員……警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。
- (15) 補導人員……警察で触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年として補導した人員をいう。
- (16) 検挙・補導人員……警察で検挙し、又は補導した人員をいう。
- (17) 送致件数・送致人員……特別法犯において、警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。
- (18) 人口比……特に断りのない限り、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員をいう。
- (19) 年少少年……14歳、15歳をいう。
- (20) 中間少年……16歳、17歳をいう。
- (21) 年長少年……18歳、19歳をいう。
- (22) 校内暴力……警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。

「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

- (23) いじめ……単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まない。

「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

- (24) 児童虐待……保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。

- 3 (1) 表中の「－」は、数字が得られなかったものを示す。
- (2) 表中の増減欄の「▲」は、減少を示す。
- (3) 使用されている年次は、すべて暦年である。
- (4) 第3の主な少年非行事例等については、逮捕事実又は送致事実、若しくは通告事実に基づき、代表的なものを例示した。
- (5) 本資料の犯罪統計に基づく数値については、平成21年分は速報値（平成22年2月1日現在の暫定値）と確定値が混在しており、平成20年以前の分は確定値である。
- (6) 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

別 表

(包括罪種)

(罪種)

(内訳罪名)

凶 悪 犯	— 殺	人 …… 殺人罪、 嬰兒殺、 組織的殺人罪、 組織的嬰兒殺、 殺人予備罪、 自殺関与罪
	— 強	盜 …… 強盜殺人罪 (致死を含む。)、 強盜傷人罪、 強盜強姦罪 (致死を含む。) 強盜罪・準強盜罪 (強盜予備、 事後強盜、 昏醉強盜)
	— 放	火 …… 放火罪、 消火妨害罪
	— 強	姦 …… 強姦罪、 強姦致死傷罪、 集団強姦 (致死を含む。)
粗 暴 犯	— 凶器準備集合	…… 凶器準備集合罪、 凶器準備結集罪
	— 暴	行 …… 暴行罪
	— 傷	害 …… 傷害罪、 傷害致死罪、 現場助勢罪
	— 脅	迫 …… 脅迫罪、 強要罪
	— 恐	喝 …… 恐喝罪
窃 盜 犯	— 窃	盜 …… 窃盜罪
知 能 犯	— 詐	欺 …… 詐欺罪、 準詐欺罪
	— 横	領 …… 横領罪、 業務上横領罪
	— 偽	造 …… 通貨偽造罪、 文書偽造罪、 支払用カード偽造罪、 有価証券偽造罪、 印章偽造罪
	— 汚	職 …… 賄賂罪 (収賄罪・贈賄罪)、 職権濫用罪 (致死傷を含む)
	— あつせん利得処罰法	…… 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律に規定する罪
	— 背	任 …… 背任罪
風 俗 犯	— 賭	博 …… 普通賭博罪、 常習賭博罪、 賭博開張等罪
	— わいせつ	…… 強制わいせつ罪 (致死傷を含む。)、 公然わいせつ罪、 わいせつ物頒布等罪
そ の 他	—	上記以外の罪種

第2 統計資料

1 刑法犯少年

(1) 総数

検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総検挙人員	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	▲6,864	▲ 2.0
刑法犯少年	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	▲ 684	▲ 0.8
少年の占める割合	42.7	42.6	40.8	38.0	34.7	32.0	29.4	28.2	26.8	27.1	0.3	—
人口比	14.9	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4	0.0	—

(2) 年齢別

刑法犯少年の年齢別検挙人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	▲ 684	▲ 0.8
14歳	24,666	24,833	24,596	25,274	22,404	22,651	20,664	20,132	18,872	20,172	1,300	6.9
構成比	18.6	17.9	17.3	17.5	16.6	18.3	18.3	19.5	20.7	22.3	1.6	—
15歳	31,639	33,041	31,932	31,668	29,953	26,944	24,895	23,786	20,932	21,313	381	1.8
構成比	23.9	23.8	22.5	21.9	22.2	21.8	22.1	23.0	23.0	23.6	0.6	—
16歳	31,985	34,169	35,100	34,102	31,553	28,821	26,017	23,325	20,559	19,575	▲ 984	▲ 4.8
構成比	24.2	24.6	24.8	23.6	23.4	23.3	23.1	22.6	22.6	21.7	▲ 0.9	—
17歳	20,470	21,993	23,535	24,194	22,288	19,547	17,785	15,365	13,039	12,638	▲ 401	▲ 3.1
構成比	15.5	15.9	16.6	16.8	16.5	15.8	15.8	14.9	14.3	14.0	▲ 0.3	—
18歳	13,613	14,700	15,505	16,802	16,125	14,362	12,846	11,376	9,412	8,940	▲ 472	▲ 5.0
構成比	10.3	10.6	10.9	11.6	12.0	11.6	11.4	11.0	10.3	9.9	▲ 0.4	—
19歳	9,963	9,918	11,107	12,364	12,524	11,390	10,610	9,240	8,152	7,644	▲ 508	▲ 6.2
構成比	7.5	7.2	7.8	8.6	9.3	9.2	9.4	9.0	9.0	8.5	▲ 0.5	—

刑法犯少年の年齢別人口比

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減率(%)
総数	14.9	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4	0.0
14歳	17.9	18.4	18.7	20.0	18.0	18.6	17.0	16.9	15.6	16.7	1.1
15歳	21.9	23.9	23.5	24.0	23.6	21.7	20.5	19.6	17.5	17.6	0.1
16歳	21.5	23.7	25.4	25.1	23.9	22.7	20.9	19.2	16.9	16.4	▲ 0.5
17歳	13.6	14.8	16.3	17.5	16.4	14.8	14.0	12.4	10.7	10.4	▲ 0.3
18歳	9.0	9.7	10.4	11.6	11.7	10.6	9.7	8.9	7.6	7.3	▲ 0.3
19歳	6.5	6.6	7.3	8.3	8.6	8.2	7.8	7.0	6.3	6.1	▲ 0.2

刑法犯少年の年齢層別構成比

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減率(%)
年少少年(14・15歳)	42.5	41.7	39.9	39.4	38.8	40.1	40.4	42.5	43.8	46.0	2.2
中間少年(16・17歳)	39.6	40.5	41.4	40.4	39.9	39.1	38.8	37.5	36.9	35.7	▲ 1.2
年長少年(18・19歳)	17.8	17.8	18.8	20.2	21.2	20.8	20.8	20.0	19.3	18.4	▲ 0.9

(3) 学職別

刑法犯少年の学職別検挙人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	▲ 684	▲ 0.8
中 学 生	38,007	38,645	38,012	38,160	35,779	34,430	31,437	30,556	28,225	30,014	1,789	6.3
構 成 比	28.7	27.9	26.8	26.4	26.5	27.8	27.9	29.6	31.0	33.2	2.2	—
高 校 生	55,367	59,072	60,947	62,603	58,719	53,508	47,790	42,430	36,200	34,857	▲1,343	▲ 3.7
構 成 比	41.8	42.6	43.0	43.4	43.5	43.3	42.4	41.1	39.8	38.6	▲ 1.2	—
大 学 生	4,135	4,434	4,781	5,634	5,854	5,651	5,818	5,391	4,574	4,324	▲ 250	▲ 5.5
構 成 比	3.1	3.2	3.4	3.9	4.3	4.6	5.2	5.2	5.0	4.8	▲ 0.2	—
その他の学生	4,358	4,226	4,665	4,919	4,733	4,153	3,558	2,912	2,284	1,975	▲ 309	▲ 13.5
構 成 比	3.3	3.0	3.3	3.4	3.5	3.4	3.2	2.8	2.5	2.2	▲ 0.3	—
有 職 少 年	12,316	13,009	13,177	13,177	12,002	11,231	11,087	10,553	9,713	8,350	▲1,363	▲ 14.0
構 成 比	9.3	9.4	9.3	9.1	8.9	9.1	9.8	10.2	10.7	9.2	▲ 1.5	—
無 職 少 年	18,153	19,268	20,193	19,911	17,760	14,742	13,127	11,382	9,970	10,762	792	7.9
構 成 比	13.7	13.9	14.2	13.8	13.2	11.9	11.6	11.0	11.0	11.9	0.9	—

(4) 罪種別

刑法犯少年の包括罪種別検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	▲ 684	▲ 0.8
凶 悪 犯	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	▲ 7	▲ 0.7
構 成 比	1.6	1.5	1.4	1.5	1.2	1.2	1.0	1.0	1.1	1.1	0.0	—
粗 暴 犯	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	▲ 992	▲ 11.5
構 成 比	14.9	13.3	11.3	9.9	8.5	8.5	8.7	9.0	9.5	8.5	▲ 1.0	—
窃 盗 犯	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	2,227	4.2
構 成 比	58.9	58.6	58.8	56.4	56.8	57.5	55.5	56.3	57.8	60.7	2.9	—
知 能 犯	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	9	0.8
構 成 比	0.4	0.4	0.4	0.5	0.9	0.9	1.1	1.1	1.2	1.3	0.1	—
風 俗 犯	429	410	347	425	344	383	346	341	389	399	10	2.6
構 成 比	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.0	—
その他の刑法犯	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	▲1,931	▲ 7.1
構 成 比	23.9	25.9	27.9	31.2	32.3	31.6	33.3	32.3	30.0	28.1	▲ 1.9	—
占有離脱物横領	27,110	30,965	34,263	38,547	37,194	32,326	30,528	26,437	20,594	18,971	▲1,623	▲ 7.9
構 成 比	20.5	22.3	24.2	26.7	27.6	26.1	27.1	25.6	22.6	21.0	▲ 1.6	—

凶悪犯の罪種別検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	▲ 7	▲ 0.7
殺 人	105	99	80	93	57	67	69	62	50	50	0	0.0
構 成 比	5.0	4.7	4.0	4.2	3.6	4.6	5.9	6.0	5.2	5.3	0.1	—
強 盗	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273	1,146	892	757	713	696	▲ 17	▲ 2.4
構 成 比	77.3	78.5	79.9	80.1	80.4	79.5	76.2	72.6	74.6	73.3	▲ 1.3	—
放 火	81	103	90	106	103	86	103	102	66	83	17	25.8
構 成 比	3.8	4.8	4.5	4.8	6.5	6.0	8.8	9.8	6.9	8.7	1.8	—
強 姦	296	255	230	242	151	142	106	121	127	120	▲ 7	▲ 5.5
構 成 比	14.0	12.0	11.6	10.9	9.5	9.9	9.1	11.6	13.3	12.6	▲ 0.7	—

粗暴犯の罪種別検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	▲ 992	▲ 11.5
凶器準備集合	126	408	250	340	239	68	127	136	74	70	▲ 4	▲ 5.4
構成比	0.6	2.2	1.6	2.4	2.1	0.7	1.3	1.5	0.9	0.9	0.0	—
暴 行	2,009	1,915	1,794	1,714	1,608	1,532	1,505	1,584	1,547	1,322	▲ 225	▲ 14.5
構成比	10.2	10.4	11.2	11.9	14.1	14.6	15.3	17.1	17.9	17.3	▲ 0.6	—
傷 害	10,687	10,102	9,140	8,110	6,408	6,103	5,919	5,583	5,212	4,795	▲ 417	▲ 8.0
構成比	54.3	54.9	57.3	56.5	56.0	58.4	60.3	60.4	60.3	62.7	2.4	—
脅 迫	157	149	154	127	111	139	149	117	151	111	▲ 40	▲ 26.5
構成比	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0	1.3	1.5	1.3	1.7	1.5	▲ 0.2	—
恐 喝	6,712	5,842	4,616	4,065	3,073	2,616	2,117	1,828	1,661	1,355	▲ 306	▲ 18.4
構成比	34.1	31.7	28.9	28.3	26.9	25.0	21.6	19.8	19.2	17.7	▲ 1.5	—

窃盗犯の検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	2,227	4.2
侵入窃盗	3,696	3,807	3,807	3,827	3,669	2,968	2,582	2,387	2,114	2,209	95	4.5
構成比	4.7	4.7	4.6	4.7	4.8	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0	0.0	—
乗り物盗	29,268	29,822	29,040	28,527	25,293	23,858	22,819	21,006	18,187	17,766	▲ 421	▲ 2.3
構成比	37.6	36.7	34.9	35.0	33.0	33.5	36.4	36.1	34.6	32.4	▲ 2.2	—
非侵入窃盗	44,939	47,631	50,453	49,158	47,675	44,321	37,236	34,757	32,256	34,809	2,553	7.9
構成比	57.7	58.6	60.6	60.3	62.2	62.3	59.4	59.8	61.4	63.5	2.1	—

知能犯の罪種別検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	9	0.8
詐 欺	510	449	559	672	1,077	1,030	1,186	1,053	1,019	1,038	19	1.9
構成比	87.3	85.4	88.4	85.7	86.9	88.8	91.7	92.2	89.8	90.7	0.9	—
横 領	10	11	16	16	54	28	32	26	41	38	▲ 3	▲ 7.3
構成比	1.7	2.1	2.5	2.0	4.4	2.4	2.5	2.3	3.6	3.3	▲ 0.3	—
偽 造	64	65	56	96	108	102	76	63	75	68	▲ 7	▲ 9.3
構成比	11.0	12.4	8.9	12.2	8.7	8.8	5.9	5.5	6.6	5.9	▲ 0.7	—

風俗犯の罪種別検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	429	410	347	425	344	383	346	341	389	399	10	2.6
賭 博	22	20	36	33	18	27	20	9	21	10	▲ 11	▲ 52.4
構成比	5.1	4.9	10.4	7.8	5.2	7.0	5.8	2.6	5.4	2.5	▲ 2.9	—
わ い せ つ	407	390	311	392	326	356	326	332	368	389	21	5.7
構成比	94.9	95.1	89.6	92.2	94.8	93.0	94.2	97.4	94.6	97.5	2.9	—
強制わいせつ	344	321	256	331	253	282	242	262	275	281	6	2.2
構成比	80.2	78.3	73.8	77.9	73.5	73.6	69.9	76.8	70.7	70.4	▲ 0.3	—

初発型非行の検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	91,626	97,900	102,134	104,180	100,136	91,696	82,656	74,949	64,550	65,362	812	1.3
万 引 き	36,779	38,804	40,511	38,648	38,865	36,450	30,161	28,161	26,277	29,119	2,842	10.8
構 成 比	40.1	39.6	39.7	37.1	38.8	39.8	36.5	37.6	40.7	44.6	3.9	—
オートバイ盗	14,746	14,288	12,650	10,669	8,735	8,188	7,311	6,740	5,702	5,842	140	2.5
構 成 比	16.1	14.6	12.4	10.2	8.7	8.9	8.8	9.0	8.8	8.9	0.1	—
自 転 車 盗	12,991	13,843	14,710	16,316	15,342	14,732	14,656	13,611	11,977	11,430	▲ 547	▲ 4.6
構 成 比	14.2	14.1	14.4	15.7	15.3	16.1	17.7	18.2	18.6	17.5	▲ 1.1	—
占有離脱物横領	27,110	30,965	34,263	38,547	37,194	32,326	30,528	26,437	20,594	18,971	▲ 1,623	▲ 7.9
構 成 比	29.6	31.6	33.5	37.0	37.1	35.3	36.9	35.3	31.9	29.0	▲ 2.9	—
刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合	69.2	70.6	72.0	72.1	74.3	74.1	73.3	72.6	71.0	72.4	1.4	—

(5) 街頭犯罪

街頭犯罪検挙人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	51,209	51,987	52,979	55,150	50,520	47,538	45,026	40,738	35,980	35,500	▲ 480	▲ 1.3
少 年	35,682	36,700	36,786	36,408	31,277	28,800	26,797	24,462	21,157	20,741	▲ 416	▲ 2.0
少年の占める割合	69.7	70.6	69.4	66.0	61.9	60.6	59.5	60.0	58.8	58.4	▲ 0.4	—
路 上 強 盗	1,645	1,658	1,631	1,865	1,377	1,285	1,053	855	869	886	17	2.0
少 年	1,122	1,103	1,027	1,227	763	707	553	431	425	431	6	1.4
少年の占める割合	68.2	66.5	63.0	65.8	55.4	55.0	52.5	50.4	48.9	48.6	▲ 0.3	—
ひ っ た く り	3,072	3,078	3,158	2,953	2,259	1,851	1,652	1,524	1,251	1,438	187	14.9
少 年	2,179	2,190	2,166	1,957	1,352	1,025	834	796	640	712	72	11.3
少年の占める割合	70.9	71.2	68.6	66.3	59.8	55.4	50.5	52.2	51.2	49.5	▲ 1.7	—
車 上 ね ら い	2,933	3,027	3,322	3,491	3,238	2,634	2,766	2,344	2,258	2,290	32	1.4
少 年	658	663	816	776	681	527	547	542	453	522	69	15.2
少年の占める割合	22.4	21.9	24.6	22.2	21.0	20.0	19.8	23.1	20.1	22.8	2.7	—
部 品 ね ら い	2,006	2,082	2,429	2,345	2,134	1,973	1,931	1,758	1,621	1,523	▲ 98	▲ 6.0
少 年	1,259	1,329	1,574	1,468	1,255	1,204	1,132	1,037	992	911	▲ 81	▲ 8.2
少年の占める割合	62.8	63.8	64.8	62.6	58.8	61.0	58.6	59.0	61.2	59.8	▲ 1.4	—
自動販売機ねらい	2,084	2,329	2,850	3,231	2,560	2,027	1,370	1,064	819	746	▲ 73	▲ 8.9
少 年	1,196	1,593	2,163	2,453	1,933	1,479	912	650	460	399	▲ 61	▲ 13.3
少年の占める割合	57.4	68.4	75.9	75.9	75.5	73.0	66.6	61.1	56.2	53.5	▲ 2.7	—
自 動 車 盗	4,590	4,933	4,775	4,599	3,823	3,366	3,056	2,380	2,228	2,045	▲ 183	▲ 8.2
少 年	1,531	1,691	1,680	1,542	1,216	938	852	655	508	494	▲ 14	▲ 2.8
少年の占める割合	33.4	34.3	35.2	33.5	31.8	27.9	27.9	27.5	22.8	24.2	1.4	—
オートバイ盗	15,143	14,707	13,106	11,213	9,203	8,665	7,766	7,131	6,062	6,194	132	2.2
少 年	14,746	14,288	12,650	10,669	8,735	8,188	7,311	6,740	5,702	5,842	140	2.5
少年の占める割合	97.4	97.2	96.5	95.1	94.9	94.5	94.1	94.5	94.1	94.3	0.2	—
自 転 車 盗	19,736	20,173	21,708	25,453	25,926	26,737	25,432	23,682	20,872	20,378	▲ 494	▲ 2.4
少 年	12,991	13,843	14,710	16,316	15,342	14,732	14,656	13,611	11,977	11,430	▲ 547	▲ 4.6
少年の占める割合	65.8	68.6	67.8	64.1	59.2	57.2	57.6	57.5	57.4	56.1	▲ 1.3	—

(6) 男女別

刑法犯少年の男女別検挙人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	▲ 684	▲ 0.8
男 子	102,633	105,611	107,148	109,671	101,751	94,049	86,758	78,997	70,971	71,770	799	1.1
構成比	77.6	76.2	75.6	75.9	75.5	76.0	76.9	76.5	78.0	79.5	1.5	—
女 子	29,703	33,043	34,627	34,733	33,096	29,666	26,059	24,227	19,995	18,512	▲1,483	▲ 7.4
構成比	22.4	23.8	24.4	24.1	24.5	24.0	23.1	23.5	22.0	20.5	▲ 1.5	—

刑法犯男子少年の包括罪種別検挙人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	102,633	105,611	107,148	109,671	101,751	94,049	86,758	78,997	70,971	71,770	799	1.1
凶 悪 犯	1,979	1,948	1,813	2,035	1,460	1,277	1,050	964	891	859	▲ 32	▲ 3.6
構成比	1.9	1.8	1.7	1.9	1.4	1.4	1.2	1.2	1.3	1.2	▲ 0.1	—
粗 暴 犯	17,259	15,770	13,604	12,339	9,786	9,019	8,461	7,999	7,503	6,732	▲ 771	▲ 10.3
構成比	16.8	14.9	12.7	11.3	9.6	9.6	9.8	10.1	10.6	9.4	▲ 1.2	—
窃 盗 犯	56,263	57,704	58,813	57,712	54,060	50,678	45,394	41,880	38,732	41,605	2,873	7.4
構成比	54.8	54.6	54.9	52.6	53.1	53.9	52.3	53.0	54.6	58.0	3.4	—
知 能 犯	398	370	452	546	890	792	845	737	768	782	14	1.8
構成比	0.4	0.4	0.4	0.5	0.9	0.8	1.0	0.9	1.1	1.1	0.0	—
風 俗 犯	411	393	336	405	324	373	334	333	371	384	13	3.5
構成比	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.0	—
その他の刑法犯	26,323	29,426	32,130	36,634	35,231	31,910	30,674	27,084	22,706	21,408	▲1,298	▲ 5.7
構成比	25.6	27.9	30.0	33.4	34.6	33.9	35.4	34.3	32.0	29.8	▲ 2.2	—
占有離脱物横領	22,247	24,988	27,455	30,902	29,730	25,954	24,582	21,182	16,797	15,757	▲1,040	▲ 6.2
構成比	21.7	23.7	25.6	28.2	29.2	27.6	28.3	26.8	23.7	22.0	▲ 1.7	—

刑法犯女子少年の包括罪種別検挙人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	29,703	33,043	34,627	34,733	33,096	29,666	26,059	24,227	19,995	18,512	▲1,483	▲ 7.4
凶 悪 犯	141	179	173	177	124	164	120	78	65	90	25	38.5
構成比	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.6	0.5	0.3	0.3	0.5	0.2	—
粗 暴 犯	2,432	2,646	2,350	2,017	1,653	1,439	1,356	1,249	1,142	921	▲ 221	▲ 19.4
構成比	8.2	8.0	6.8	5.8	5.0	4.9	5.2	5.2	5.7	5.0	▲ 0.7	—
窃 盗 犯	21,640	23,556	24,487	23,800	22,577	20,469	17,243	16,270	13,825	13,179	▲ 646	▲ 4.7
構成比	72.9	71.3	70.7	68.5	68.2	69.0	66.2	67.2	69.1	71.2	2.1	—
知 能 犯	186	156	180	238	350	368	449	405	367	362	▲ 5	▲ 1.4
構成比	0.6	0.5	0.5	0.7	1.1	1.2	1.7	1.7	1.8	2.0	0.2	—
風 俗 犯	18	17	11	20	20	10	12	8	18	15	▲ 3	▲ 16.7
構成比	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	—
その他の刑法犯	5,286	6,489	7,426	8,481	8,372	7,216	6,879	6,217	4,578	3,945	▲ 633	▲ 13.8
構成比	17.8	19.6	21.4	24.4	25.3	24.3	26.4	25.7	22.9	21.3	▲ 1.6	—
占有離脱物横領	4,863	5,977	6,808	7,645	7,464	6,372	5,946	5,255	3,797	3,214	▲ 583	▲ 15.4
構成比	16.4	18.1	19.7	22.0	22.6	21.5	22.8	21.7	19.0	17.4	▲ 1.6	—

(7) 再犯者

刑法犯少年の再犯者数

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
刑 法 犯	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	▲ 684	▲ 0.8
再 犯 者	34,908	36,662	38,505	40,381	37,866	35,510	33,842	31,230	28,404	28,295	▲ 109	▲ 0.4
再犯者人口比	3.9	4.2	4.5	4.9	4.7	4.6	4.4	4.2	3.9	3.9	0.0	—
凶 悪 犯	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	▲ 7	▲ 0.7
再 犯 者	1,159	1,251	1,114	1,269	944	879	711	619	600	572	▲ 28	▲ 4.7
粗 暴 犯	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	▲ 992	▲ 11.5
再 犯 者	8,902	8,438	7,657	7,111	5,986	5,499	5,203	4,941	4,615	4,031	▲ 584	▲ 12.7
窃 盗 犯	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	2,227	4.2
再 犯 者	18,589	19,692	21,547	22,632	21,370	20,331	19,029	17,611	16,136	17,011	875	5.4
街 頭 犯 罪	35,682	36,700	36,786	36,408	31,277	28,800	26,797	24,462	21,157	20,741	▲ 416	▲ 2.0
再 犯 者	11,110	11,729	12,271	12,745	10,705	10,165	9,401	8,450	7,490	7,612	122	1.6
性 犯 罪	640	576	486	573	404	424	348	383	402	401	▲ 1	▲ 0.2
再 犯 者	305	268	213	239	170	170	125	166	158	164	6	3.8
成 人	177,313	186,638	205,783	235,198	254,180	263,240	271,433	262,353	248,786	242,606	▲ 6,180	▲ 2.5
再 犯 者	69,096	73,316	82,836	94,914	101,131	108,035	115,322	113,822	112,535	112,163	▲ 372	▲ 0.3
再犯者人口比	0.69	0.72	0.81	0.93	0.98	1.04	1.11	1.09	1.08	1.07	▲ 0.01	—

注) 再犯者の人口比とは、同年齢層人口1,000人当たりの再犯者の検挙人員をいう。

(8) 共犯率

少年事件の共犯率

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減(%)
刑 法 犯	27.1	27.7	28.5	27.2	26.8	25.8	25.3	25.3	25.5	27.6	2.1
凶 悪 犯	55.4	53.8	57.0	55.7	45.6	44.3	44.0	40.6	42.4	41.6	▲ 0.8
粗 暴 犯	49.2	48.2	46.4	44.6	40.9	38.8	36.8	35.8	33.0	32.4	▲ 0.6
窃 盗 犯	28.1	29.8	32.2	31.8	32.1	30.7	30.1	29.7	29.5	32.0	2.5
街 頭 犯 罪	38.8	43.2	47.7	45.4	47.8	44.2	41.8	40.3	37.6	42.5	4.9
成 人	13.3	14.8	16.3	15.5	18.5	17.0	17.2	16.2	16.3	15.6	▲ 0.7

注) 共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいい、少年、成人事件とも、少年と成人との共犯事件は含まれていない。

2 触法少年（刑法）

(1) 総数

触法少年（刑法）の補導人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	461	2.6
男 子	16,074	15,200	15,346	16,419	15,441	16,214	14,681	13,621	13,407	14,245	838	6.3
構成比	78.5	75.7	74.9	76.2	76.5	79.0	78.1	76.1	76.3	79.0	2.7	—
女 子	4,403	4,867	5,131	5,120	4,750	4,305	4,106	4,283	4,161	3,784	▲ 377	▲ 9.1
構成比	21.5	24.3	25.1	23.8	23.5	21.0	21.9	23.9	23.7	21.0	▲ 2.7	—

(2) 年齢別

触法少年（刑法）の年齢別補導人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	461	2.6
8 歳 以下	679	776	883	1,008	938	966	893	871	786	873	87	11.1
構成比	3.3	3.9	4.3	4.7	4.6	4.7	4.8	4.9	4.5	4.8	0.3	—
9 歳	548	567	623	671	697	690	672	623	592	620	28	4.7
構成比	2.7	2.8	3.0	3.1	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.4	0.0	—
10 歳	739	768	801	875	945	896	900	799	726	904	178	24.5
構成比	3.6	3.8	3.9	4.1	4.7	4.4	4.8	4.5	4.1	5.0	0.9	—
11 歳	1,402	1,170	1,203	1,412	1,380	1,401	1,361	1,264	1,213	1,213	0	0.0
構成比	6.8	5.8	5.9	6.6	6.8	6.8	7.2	7.1	6.9	6.7	▲ 0.2	—
12 歳	3,705	3,570	3,530	3,933	3,686	3,805	3,324	3,443	3,223	3,285	62	1.9
構成比	18.1	17.8	17.2	18.3	18.3	18.5	17.7	19.2	18.3	18.2	▲ 0.1	—
13 歳	13,404	13,216	13,437	13,640	12,545	12,761	11,637	10,904	11,028	11,134	106	1.0
構成比	65.5	65.9	65.6	63.3	62.1	62.2	61.9	60.9	62.8	61.8	▲ 1.0	—

(3) 行為態様別

触法少年（刑法）の行為態様別補導人員

確定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	461	2.6
凶 悪 犯	174	165	144	212	219	202	225	171	110	143	33	30.0
構成比	0.8	0.8	0.7	1.0	1.1	1.0	1.2	1.0	0.6	0.8	0.2	—
粗 暴 犯	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336	▲ 11	▲ 0.8
構成比	9.1	8.5	7.9	6.8	6.4	7.9	7.8	8.0	7.7	7.4	▲ 0.3	—
窃 盗 犯	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026	670	5.9
構成比	72.5	70.4	69.6	67.1	67.9	65.0	63.6	62.5	64.6	66.7	2.1	—
知 能 犯	30	37	31	39	46	57	63	55	65	68	3	4.6
構成比	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.0	—
風 俗 犯	95	110	131	132	116	116	117	138	137	166	29	21.2
構成比	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	0.9	0.1	—
その他の刑法犯	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553	4,290	▲ 263	▲ 5.8
構成比	16.9	19.6	21.0	24.3	23.8	25.3	26.5	27.5	25.9	23.8	▲ 2.1	—
占有離脱物横領	2,287	2,682	2,825	3,592	3,184	3,403	3,107	2,968	2,637	2,304	▲ 333	▲ 12.6
構成比	11.2	13.4	13.8	16.7	15.8	16.6	16.5	16.6	15.0	12.8	▲ 2.2	—

3 特別法犯

(1) 特別法犯少年

特別法犯少年の送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
特別法犯	7,481	7,025	6,449	6,771	6,272	5,603	5,438	6,339	6,736	7,000	264	3.9
軽犯罪法	596	627	714	874	1,008	1,233	1,626	2,673	3,202	3,305	103	3.2
銃刀法	249	242	223	281	313	322	321	342	295	297	2	0.7
大麻法	102	176	190	185	221	174	187	179	227	211	▲ 16	▲ 7.0
覚取法	1,137	946	745	524	388	427	289	305	249	257	8	3.2
麻向法	7	11	18	38	80	64	36	30	31	14	▲ 17	▲ 54.8
毒劇法	4,298	3,786	3,267	3,286	2,581	1,616	981	791	565	466	▲ 99	▲ 17.5
シンナー等 摂取所持	3,417	3,071	2,751	2,835	2,205	1,368	841	652	476	385	▲ 91	▲ 19.1

特別法犯少年の男女別構成比

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	7,481	7,025	6,449	6,771	6,272	5,603	5,438	6,339	6,736	7,000	264	3.9
男子	5,205	4,990	4,454	4,680	4,405	4,212	4,253	4,878	5,095	5,424	329	6.5
構成比	69.6	71.0	69.1	69.1	70.2	75.2	78.2	77.0	75.6	77.5	1.9	—
女子	2,276	2,035	1,995	2,091	1,867	1,391	1,185	1,461	1,641	1,576	▲ 65	▲ 4.0
構成比	30.4	29.0	30.9	30.9	29.8	24.8	21.8	23.0	24.4	22.5	▲ 1.9	—

(2) 触法少年（特別法）

触法少年（特別法）の行為別補導人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
特別法犯	285	214	280	355	401	407	462	608	720	920	200	27.8
軽犯罪法	158	100	153	196	248	277	325	473	597	780	183	30.7
銃刀法	12	9	20	17	15	24	13	30	17	12	▲ 5	▲ 29.4
大麻法	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	—
覚取法	2	3	2	3	2	1	0	0	0	0	0	—
麻向法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
毒劇法	61	40	51	65	41	26	14	7	4	1	▲ 3	▲ 75.0
シンナー等 摂取所持	61	38	51	65	40	26	13	7	3	1	▲ 2	▲ 66.7

触法少年（特別法）の男女別構成比

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	285	214	280	355	401	407	462	608	720	920	200	27.8
男子	234	180	228	267	328	361	414	532	627	810	183	29.2
構成比	82.1	84.1	81.4	75.2	81.8	88.7	89.6	87.5	87.1	88.0	0.9	—
女子	51	34	52	88	73	46	48	76	93	110	17	18.3
構成比	17.9	15.9	18.6	24.8	18.2	11.3	10.4	12.5	12.9	12.0	▲ 0.9	—

4 薬物乱用

(1) 覚せい剤乱用

覚せい剤乱用少年の男女別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	1,137	946	745	524	388	427	289	305	249	257	8	3.2
男 子	578	491	322	211	139	150	104	123	93	88	▲ 5	▲ 5.4
構 成 比	50.8	51.9	43.2	40.3	35.8	35.1	36.0	40.3	37.3	34.2	▲ 3.1	—
女 子	559	455	423	313	249	277	185	182	156	169	13	8.3
構 成 比	49.2	48.1	56.8	59.7	64.2	64.9	64.0	59.7	62.7	65.8	3.1	—

覚せい剤乱用少年の学職別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	1,137	946	745	524	388	427	289	305	249	257	8	3.2
中 学 生	54	45	44	16	7	23	11	4	8	6	▲ 2	▲ 25.0
構 成 比	4.7	4.8	5.9	3.1	1.8	5.4	3.8	1.3	3.2	2.3	▲ 0.9	—
高 校 生	102	83	65	36	38	55	44	28	34	25	▲ 9	▲ 26.5
構 成 比	9.0	8.8	8.7	6.9	9.8	12.9	15.2	9.2	13.7	9.7	▲ 4.0	—
大 学 生	9	8	8	6	5	3	2	4	3	3	0	0.0
構 成 比	0.8	0.8	1.1	1.1	1.3	0.7	0.7	1.3	1.2	1.2	0.0	—
その他の学生	23	11	12	9	6	8	3	3	3	4	1	33.3
構 成 比	2.0	1.2	1.6	1.7	1.5	1.9	1.0	1.0	1.2	1.6	0.4	—
有 職 少 年	318	261	215	139	124	108	79	101	68	79	11	16.2
構 成 比	28.0	27.6	28.9	26.5	32.0	25.3	27.3	33.1	27.3	30.7	3.4	—
無 職 少 年	631	538	401	318	208	230	150	165	133	140	7	5.3
構 成 比	55.5	56.9	53.8	60.7	53.6	53.9	51.9	54.1	53.4	54.5	1.1	—

(2) 大麻乱用

大麻乱用少年の男女別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	102	176	190	185	221	174	187	179	227	211	▲ 16	▲ 7.0
男 子	81	148	155	168	178	145	156	155	198	176	▲ 22	▲ 11.1
構 成 比	79.4	84.1	81.6	90.8	80.5	83.3	83.4	86.6	87.2	83.4	▲ 3.8	—
女 子	21	28	35	17	43	29	31	24	29	35	6	20.7
構 成 比	20.6	15.9	18.4	9.2	19.5	16.7	16.6	13.4	12.8	16.6	3.8	—

大麻乱用少年の学職別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	102	176	190	185	221	174	187	179	227	211	▲ 16	▲ 7.0
中 学 生	5	4	4	3	6	5	4	1	2	5	3	150.0
構 成 比	4.9	2.3	2.1	1.6	2.7	2.9	2.1	0.6	0.9	2.4	1.5	—
高 校 生	20	39	33	38	37	42	21	28	48	34	▲ 14	▲ 29.2
構 成 比	19.6	22.2	17.4	20.5	16.7	24.1	11.2	15.6	21.1	16.1	▲ 5.0	—
大 学 生	6	9	13	15	15	6	4	14	16	10	▲ 6	▲ 37.5
構 成 比	5.9	5.1	6.8	8.1	6.8	3.4	2.1	7.8	7.0	4.7	▲ 2.3	—
その他の学生	7	10	9	14	19	15	6	11	7	6	▲ 1	▲ 14.3
構 成 比	6.9	5.7	4.7	7.6	8.6	8.6	3.2	6.1	3.1	2.8	▲ 0.3	—
有 職 少 年	32	56	70	58	60	50	81	58	94	101	7	7.4
構 成 比	31.4	31.8	36.8	31.4	27.1	28.7	43.3	32.4	41.4	47.9	6.5	—
無 職 少 年	32	58	61	57	84	56	71	67	60	55	▲ 5	▲ 8.3
構 成 比	31.4	33.0	32.1	30.8	38.0	32.2	38.0	37.4	26.4	26.1	▲ 0.3	—

(3) 麻薬等乱用

麻薬等乱用少年の男女別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	7	11	18	38	80	64	36	30	31	14	▲ 17	▲ 54.8
男 子	7	7	14	31	47	29	14	11	20	7	▲ 13	▲ 65.0
構 成 比	100.0	63.6	77.8	81.6	58.8	45.3	38.9	36.7	64.5	50.0	▲ 14.5	—
女 子	0	4	4	7	33	35	22	19	11	7	▲ 4	▲ 36.4
構 成 比	0.0	36.4	22.2	18.4	41.3	54.7	61.1	63.3	35.5	50.0	14.5	—

麻薬等乱用少年の学職別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	7	11	18	38	80	64	36	30	31	14	▲ 17	▲ 54.8
中 学 生	0	0	2	2	1	1	2	2	0	0	0	—
構 成 比	0.0	0.0	11.1	5.3	1.3	1.6	5.6	6.7	0.0	0.0	0.0	—
高 校 生	1	2	1	6	15	12	6	4	6	1	▲ 5	▲ 83.3
構 成 比	14.3	18.2	5.6	15.8	18.8	18.8	16.7	13.3	19.4	7.1	▲ 12.3	—
大 学 生	0	1	0	1	2	2	3	2	0	0	0	—
構 成 比	0.0	9.1	0.0	2.6	2.5	3.1	8.3	6.7	0.0	0.0	0.0	—
その他の学生	0	1	1	2	1	2	2	1	3	1	▲ 2	▲ 66.7
構 成 比	0.0	9.1	5.6	5.3	1.3	3.1	5.6	3.3	9.7	7.1	▲ 2.6	—
有 職 少 年	2	3	6	7	26	19	7	10	10	8	▲ 2	▲ 20.0
構 成 比	28.6	27.3	33.3	18.4	32.5	29.7	19.4	33.3	32.3	57.1	24.8	—
無 職 少 年	4	4	8	20	35	28	16	11	12	4	▲ 8	▲ 66.7
構 成 比	57.1	36.4	44.4	52.6	43.8	43.8	44.4	36.7	38.7	28.6	▲ 10.1	—

(4) シンナー等乱用

シンナー等乱用少年の男女別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	3,417	3,071	2,751	2,835	2,205	1,368	841	652	476	385	▲ 91	▲ 19.1
男 子	2,234	2,034	1,676	1,612	1,206	798	460	340	257	210	▲ 47	▲ 18.3
構 成 比	65.4	66.2	60.9	56.9	54.7	58.3	54.7	52.1	54.0	54.5	0.5	—
女 子	1,183	1,037	1,075	1,223	999	570	381	312	219	175	▲ 44	▲ 20.1
構 成 比	34.6	33.8	39.1	43.1	45.3	41.7	45.3	47.9	46.0	45.5	▲ 0.5	—

シンナー等乱用少年の学職別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	3,417	3,071	2,751	2,835	2,205	1,368	841	652	476	385	▲ 91	▲ 19.1
中 学 生	462	407	351	291	279	168	84	68	59	44	▲ 15	▲ 25.4
構 成 比	13.5	13.3	12.8	10.3	12.7	12.3	10.0	10.4	12.4	11.4	▲ 1.0	—
高 校 生	624	535	458	463	333	184	132	96	64	49	▲ 15	▲ 23.4
構 成 比	18.3	17.4	16.6	16.3	15.1	13.5	15.7	14.7	13.4	12.7	▲ 0.7	—
大 学 生	12	11	8	13	9	4	1	4	1	1	0	0.0
構 成 比	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.1	0.6	0.2	0.3	0.1	—
その他の学生	69	62	46	52	37	20	9	8	2	4	2	100.0
構 成 比	2.0	2.0	1.7	1.8	1.7	1.5	1.1	1.2	0.4	1.0	0.6	—
有 職 少 年	928	825	724	732	620	420	266	224	175	139	▲ 36	▲ 20.6
構 成 比	27.2	26.9	26.3	25.8	28.1	30.7	31.6	34.4	36.8	36.1	▲ 0.7	—
無 職 少 年	1,322	1,231	1,164	1,284	927	572	349	252	175	148	▲ 27	▲ 15.4
構 成 比	38.7	40.1	42.3	45.3	42.0	41.8	41.5	38.7	36.8	38.4	1.6	—

5 校内暴力事件

(1) 総数

校内暴力事件の検挙・補導人員

		12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	事 件 数	994	848	675	716	828	1,060	1,100	1,124	1,212	1,124	▲ 88	▲ 7.3
	検挙・補導人員	1,589	1,314	1,002	1,019	1,161	1,385	1,455	1,433	1,478	1,359	▲ 119	▲ 8.1
	被害者数	1,196	988	867	857	924	1,318	1,237	1,247	1,330	1,237	▲ 93	▲ 7.0
小学生	事 件 数	4	4	3	4	14	18	24	22	16	23	7	43.8
	補導人員	4	6	16	5	25	21	27	27	16	32	16	100.0
	被害者数	4	4	3	4	15	23	24	22	22	28	6	27.3
中学生	事 件 数	932	798	637	659	754	974	1,025	990	1,101	1,050	▲ 51	▲ 4.6
	検挙・補導人員	1,422	1,175	887	893	1,022	1,255	1,338	1,245	1,320	1,246	▲ 74	▲ 5.6
	被害者数	1,093	927	811	755	840	1,155	1,160	1,107	1,197	1,158	▲ 39	▲ 3.3
高校生	事 件 数	58	46	35	53	60	68	51	112	95	51	▲ 44	▲ 46.3
	検挙人員	163	133	99	121	114	109	90	161	142	81	▲ 61	▲ 43.0
	被害者数	99	57	53	98	69	140	53	118	111	51	▲ 60	▲ 54.1

注1) 各欄の被害者数については、小学生、中学生、高校生が加害者となった事件の被害者をいい、被害者の学職は問わない。教師も含む。

(2) 教師に対する暴力事件

教師に対する暴力事件の検挙・補導人員

		12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	事 件 数	582	470	413	404	456	540	557	542	644	664	20	3.1
	検挙・補導人員	652	514	459	440	504	566	576	583	646	677	31	4.8
	被害者数	704	549	538	471	525	644	639	621	727	752	25	3.4
小学生	事 件 数	0	1	0	1	2	4	11	3	7	8	1	14.3
	補導人員	0	1	0	1	2	4	9	3	7	8	1	14.3
	被害者数	0	1	0	1	2	5	11	3	10	8	▲ 2	▲ 20.0
中学生	事 件 数	568	464	406	395	446	529	540	530	627	648	21	3.3
	検挙・補導人員	623	508	450	430	495	555	561	571	629	661	32	5.1
	被害者数	672	541	525	461	515	625	620	609	700	736	36	5.1
高校生	事 件 数	14	5	7	8	8	7	6	9	10	8	▲ 2	▲ 20.0
	検挙人員	29	5	9	9	7	7	6	9	10	8	▲ 2	▲ 20.0
	被害者数	32	7	13	9	8	14	8	9	17	8	▲ 9	▲ 52.9

6 いじめに起因する事件

(1) 事件数

いじめに起因する事件の件数

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	170	110	94	106	161	165	233	201	151	163	12	7.9
いじめによる事件	159	103	89	99	141	155	223	195	138	151	13	9.4
構成比	93.5	93.6	94.7	93.4	87.6	93.9	95.7	97.0	91.4	92.6	1.2	—
いじめの仕返しによる事件	11	7	5	7	20	10	10	6	13	12	▲ 1	▲ 7.7
構成比	6.5	6.4	5.3	6.6	12.4	6.1	4.3	3.0	8.6	7.4	▲ 1.2	—

(2) 検挙・補導人員

いじめに起因する事件の検挙・補導人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	450	288	225	229	316	326	460	457	313	313	0	0.0
小学生	7	6	1	3	34	23	18	26	7	38	31	442.9
構成比	1.6	2.1	0.4	1.3	10.8	7.1	3.9	5.7	2.2	12.1	9.9	—
中学生	341	216	163	182	217	240	352	349	238	228	▲ 10	▲ 4.2
構成比	75.8	75.0	72.4	79.5	68.7	73.6	76.5	76.4	76.0	72.8	▲ 3.2	—
高校生	102	66	61	44	65	63	90	82	68	47	▲ 21	▲ 30.9
構成比	22.7	22.9	27.1	19.2	20.6	19.3	19.6	17.9	21.7	15.0	▲ 6.7	—

(3) 原因・動機別

いじめの原因・動機

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	
検挙・補導人員	450	288	225	229	316	326	460	457	313	313	0	
はらいせ	いい子ぶる・なまいき	22.9	22.9	25.8	16.6	25.9	27.0	15.0	12.9	21.1	20.4	▲ 0.7
	よく嘘をつく	8.4	9.7	11.1	10.9	10.1	11.7	6.3	9.2	8.3	8.3	0.0
	仲間から離れようとする	7.8	14.2	11.6	4.8	7.0	9.2	2.6	4.8	4.2	1.9	▲ 2.3
	(%) その他	8.0	15.3	7.6	16.6	9.5	4.0	6.5	11.6	4.8	8.9	4.1
か面ら白	力が弱い・無抵抗	35.8	20.8	25.8	19.2	22.2	27.3	46.3	43.3	40.3	37.7	▲ 2.6
	態度動作が鈍い	4.0	6.6	3.6	13.1	8.5	11.3	7.8	5.9	7.0	11.8	4.8
	肉体的欠陥がある	0.0	3.5	4.9	1.7	3.5	3.4	3.0	5.0	4.5	0.3	▲ 4.2
か半い分	非行や規則違反等を知って	2.7	3.5	0.4	2.6	0.0	1.2	0.0	2.8	1.9	2.6	0.7
	すぐに泣く	1.3	0.0	2.7	0.4	1.9	1.5	0.4	0.7	0.6	1.9	1.3
	(%) その他	1.8	3.5	1.8	3.5	7.3	2.5	4.8	5.0	3.5	1.9	▲ 1.6
その他(変わらうとしない等)(%)	15.8	11.5	8.0	13.5	10.8	7.1	13.0	8.1	6.1	7.0	0.9	

注) 複数回答である。

(4) いじめによる事件の罪種別検挙・補導人員

いじめによる事件の罪種別検挙・補導人員

	総										
	数	強 わ い せ 制 つ	暴 行	傷 害	暴 力 行 為	脅 迫	恐 喝	器 物 損 壊	強 要	窃 盗	そ の 他
総 数	297	4	33	125	41	1	39	19	5	19	11
うち女子	66	4	3	28	15	0	6	4	2	0	4
小 学 生	38	4	5	9	3	1	0	14	1	1	0
うち女子	9	4	1	3	0	0	0	0	1	0	0
中 学 生	212	0	24	90	29	0	34	5	4	15	11
うち女子	51	0	2	23	11	0	6	4	1	0	4
高 校 生	47	0	4	26	9	0	5	0	0	3	0
うち女子	6	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0

(5) いじめの仕返しによる事件の罪種別検挙・補導人員

いじめの仕返しによる事件の罪種別検挙・補導人員

	総						
	数	殺 人	放 火	傷 害	脅 迫	器 物 損 壊	そ の 他
総 数	16	1	1	8	1	3	2
うち女子	10	0	0	6	1	2	1
小 学 生	0	0	0	0	0	0	0
うち女子	0	0	0	0	0	0	0
中 学 生	16	1	1	8	1	3	2
うち女子	10	0	0	6	1	2	1
高 校 生	0	0	0	0	0	0	0
うち女子	0	0	0	0	0	0	0

(6) 相談状況

被害少年の相談状況

		12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数
被 害 少 年		179	122	97	115	160	203	210	206	148	157	9
相 談 し た (%)	保護者に相談した	72.6	65.6	77.3	64.3	58.1	41.9	57.1	61.7	63.5	57.3	▲ 6.2
	教師に相談した	26.8	27.0	23.7	40.9	26.9	31.5	36.2	28.6	27.7	31.2	3.5
	友人に相談した	6.1	4.9	11.3	4.3	6.9	3.0	2.9	4.4	3.4	4.5	1.1
	警察等の相談機関に相談した	7.3	6.6	7.2	7.8	13.8	13.8	31.0	21.4	17.6	20.4	2.8
	その他に相談した	0.0	0.8	1.0	2.6	0.6	0.0	0.5	0.5	0.0	0.6	0.6
相談しなかった (%)		8.9	7.4	11.3	11.3	16.9	35.5	21.9	15.0	14.2	19.1	4.9

注) 複数回答である。

7 ライター用ガス等を吸引中又は吸引直後の少年による事件等

(1) 罪種別

犯罪少年及び触法少年による事件数及び検挙・補導人員

	総			
	数	窃盗	失火 （火災） 重害 過失	その他
件数	4	1	1	2
人員	5	1	1	3

(2) 原因・動機別

犯罪少年及び触法少年による事件の原因・動機別検挙・補導人員

	総 数	原因・動機					
		快楽	現実逃避	本位・好き（好奇心）	自殺目的	犯罪目的	その他
総数	5	1	0	4	0	0	0
うち女子	2	0	0	2	0	0	0

(3) 措置状況

措置別検挙・補導人員

	犯罪少年 触法少年 計	犯罪少年				触法少年			不良行為 少年の補 導
		送致	児童相談所 送致	児童相談所 通	児童相談所 通	児童相談所 通	児童相談所 送致	家庭裁判所 送致	
総数	6	5	0	0	0	1	0	35	
うち女子	3	2	0	0	0	1	0	8	
未就学	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち女子	0	0	0	0	0	0	0	0	
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち女子	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校	2	1	0	0	0	1	0	14	
うち女子	1	0	0	0	0	1	0	2	
高校生	2	2	0	0	0	0	0	8	
うち女子	0	0	0	0	0	0	0	3	
大学生	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち女子	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の学生	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち女子	0	0	0	0	0	0	0	0	
有職少年	0	0	0	0	0	0	0	7	
うち女子	0	0	0	0	0	0	0	1	
無職少年	2	2	0	0	0	0	0	6	
うち女子	2	2	0	0	0	0	0	2	

8 < 犯少年

(1) 総数

< 犯少年の男女別補導人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	1,887	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508	1,482	1,379	1,199	1,258	59	4.9
男 子	972	841	863	650	724	678	708	687	631	681	50	7.9
構 成 比	51.5	46.4	46.8	40.0	43.7	45.0	47.8	49.8	52.6	54.1	1.5	—
女 子	915	970	981	977	933	830	774	692	568	577	9	1.6
構 成 比	48.5	53.6	53.2	60.0	56.3	55.0	52.2	50.2	47.4	45.9	▲ 1.5	—

(2) 態様別

< 犯少年の態様別補導人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	1,887	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508	1,482	1,379	1,199	1,258	59	4.9
保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	903	845	882	829	799	738	736	675	598	705	107	17.9
正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年	288	356	325	298	258	228	214	204	193	178	▲ 15	▲ 7.8
犯罪性のある人若しくは不逞な人と交際し、又はいかかわしい場所に入りする少年	142	151	136	106	136	117	117	97	87	69	▲ 18	▲ 20.7
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	554	459	501	394	464	425	415	403	321	306	▲ 15	▲ 4.7

9 不良行為少年

(1) 総数

不良行為少年の男女別補導人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	▲ 347,929	▲ 25.5
男子	720,001	776,697	890,838	1,027,256	1,106,024	1,054,825	1,092,996	1,176,417	1,029,445	779,836	▲ 249,609	▲ 24.2
構成比	81.3	79.9	79.4	79.1	77.9	77.1	76.5	75.8	75.6	76.9	1.3	—
女子	165,774	195,184	231,395	271,312	313,061	312,526	334,932	375,309	332,324	234,004	▲ 98,320	▲ 29.6
構成比	18.7	20.1	20.6	20.9	22.1	22.9	23.5	24.2	24.4	23.1	▲ 1.3	—

(2) 態様別

不良行為少年の態様別補導人員

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	▲ 347,929	▲ 25.5
飲酒	30,546	30,577	33,407	36,291	35,574	30,500	29,288	24,406	18,973	17,028	▲ 1,945	▲ 10.3
喫煙	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	▲ 132,702	▲ 26.7
薬物乱用	7,217	5,809	4,713	3,516	2,279	1,156	827	471	376	257	▲ 119	▲ 31.6
粗暴行為	4,005	4,579	4,647	5,108	4,986	5,445	5,375	5,899	6,055	6,397	342	-5.6
刃物等所持	551	512	433	470	475	415	423	339	359	349	▲ 10	▲ 2.8
金品不正要求	641	520	444	427	346	309	246	403	792	205	▲ 587	▲ 74.1
金品持ち出し	605	779	701	789	994	1,052	938	1,101	1,209	1,286	77	6.4
性的いたづら	127	158	128	136	162	124	141	86	149	72	▲ 77	▲ 51.7
暴走行為	32,417	32,220	30,176	29,392	25,890	19,266	16,681	16,759	11,826	5,993	▲ 5,833	▲ 49.3
家出	8,049	7,685	6,662	5,801	4,902	4,550	4,500	4,361	4,536	4,322	▲ 214	▲ 4.7
無断外泊	3,896	4,155	4,937	4,856	4,759	4,006	4,006	3,855	3,810	3,306	▲ 504	▲ 13.2
深夜はいかい	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	▲ 178,760	▲ 24.4
怠学	21,878	21,462	20,064	23,255	22,350	22,841	24,847	25,569	23,779	18,514	▲ 5,265	▲ 22.1
不健全性的行為	1,048	1,185	1,342	1,715	1,603	1,751	2,031	2,057	1,897	1,453	▲ 444	▲ 23.4
不良交友	32,758	35,177	36,157	42,712	44,971	37,831	40,161	44,717	35,169	14,406	▲ 20,763	▲ 59.0
不健全娯楽	4,077	3,217	3,660	4,104	5,179	6,418	6,530	6,491	8,262	9,020	758	9.2
その他	13,795	15,335	18,570	20,700	19,652	14,911	15,123	17,019	14,081	12,198	▲ 1,883	▲ 13.4

10 少年が主たる被害者となる刑法犯

刑法犯少年被害認知件数

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
認知件数	352,753	410,507	406,519	385,762	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035	275,328	▲13,707	▲4.7
増減率	12.3	16.4	▲1.0	▲5.1	▲7.6	▲8.5	▲5.2	▲1.4	▲5.1	▲4.7	0.4	—

刑法犯罪種別学職別少年被害認知件数

暫定値

		少年総数	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
合計	21年	275,328	400	24,377	62,700	118,047	32,133	10,512	18,638	8,521
	20年	289,035	499	24,246	64,259	125,002	32,980	12,046	20,936	9,067
	増減数	▲13,707	▲99	131	▲1,559	▲6,955	▲847	▲1,534	▲2,298	▲546
	増減率	▲4.7	▲19.8	0.5	▲2.4	▲5.6	▲2.6	▲12.7	▲11.0	▲6.0
凶悪犯	21年	1,108	49	72	143	379	124	48	211	82
	20年	1,231	89	81	170	398	104	66	210	113
	増減率	▲10.0	▲44.9	▲11.1	▲15.9	▲4.8	19.2	▲27.3	0.5	▲27.4
	増減率	▲4.7	▲19.8	0.5	▲2.4	▲5.6	▲2.6	▲12.7	▲11.0	▲6.0
殺人	21年	115	48	28	9	14	4	0	3	9
	20年	166	89	25	10	18	1	3	14	6
	増減率	▲30.7	▲46.1	12.0	▲10.0	▲22.2	300.0	▲100.0	▲78.6	50.0
	増減率	▲30.7	▲46.1	12.0	▲10.0	▲22.2	300.0	▲100.0	▲78.6	50.0
強盗	21年	380	0	6	32	114	68	19	123	18
	20年	362	0	8	29	138	49	26	89	23
	増減率	5.0	—	▲25.0	10.3	▲17.4	38.8	▲26.9	38.2	▲21.7
	増減率	5.0	—	▲25.0	10.3	▲17.4	38.8	▲26.9	38.2	▲21.7
強姦	21年	603	1	36	101	248	51	29	85	52
	20年	695	0	47	131	241	53	37	104	82
	増減率	▲13.2	—	▲23.4	▲22.9	2.9	▲3.8	▲21.6	▲18.3	▲36.6
	増減率	▲13.2	—	▲23.4	▲22.9	2.9	▲3.8	▲21.6	▲18.3	▲36.6
粗暴犯	21年	12,970	179	967	3,528	4,542	635	332	1,776	1,011
	20年	14,443	208	1,047	3,891	5,072	731	393	2,069	1,032
	増減率	▲10.2	▲13.9	▲7.6	▲9.3	▲10.4	▲13.1	▲15.5	▲14.2	▲2.0
	増減率	▲10.2	▲13.9	▲7.6	▲9.3	▲10.4	▲13.1	▲15.5	▲14.2	▲2.0
傷害	21年	5,046	112	280	1,536	1,530	179	108	807	494
	20年	5,516	118	256	1,629	1,685	197	129	980	522
	増減率	▲8.5	▲5.1	9.4	▲5.7	▲9.2	▲9.1	▲16.3	▲17.7	▲5.4
	増減率	▲8.5	▲5.1	9.4	▲5.7	▲9.2	▲9.1	▲16.3	▲17.7	▲5.4
恐喝	21年	2,302	2	102	718	920	123	67	247	123
	20年	2,613	1	122	842	1,065	135	77	265	106
	増減率	▲11.9	100.0	▲16.4	▲14.7	▲13.6	▲8.9	▲13.0	▲6.8	16.0
	増減率	▲11.9	100.0	▲16.4	▲14.7	▲13.6	▲8.9	▲13.0	▲6.8	16.0
窃盗犯	21年	240,813	0	21,781	55,686	104,647	28,774	9,110	14,271	6,544
	20年	250,179	0	21,564	56,558	109,833	29,360	10,307	15,734	6,823
	増減率	▲3.7	—	1.0	▲1.5	▲4.7	▲2.0	▲11.6	▲9.3	▲4.1
	増減率	▲3.7	—	1.0	▲1.5	▲4.7	▲2.0	▲11.6	▲9.3	▲4.1
知能犯	21年	1,073	0	11	60	405	210	81	227	79
	20年	1,597	0	17	88	634	260	133	331	134
	増減率	▲32.8	—	▲35.3	▲31.8	▲36.1	▲19.2	▲39.1	▲31.4	▲41.0
	増減率	▲32.8	—	▲35.3	▲31.8	▲36.1	▲19.2	▲39.1	▲31.4	▲41.0
風俗犯	21年	3,904	76	864	581	1,613	275	132	238	125
	20年	4,119	96	827	600	1,729	282	150	314	121
	増減率	▲5.2	▲20.8	4.5	▲3.2	▲6.7	▲2.5	▲12.0	▲24.2	3.3
	増減率	▲5.2	▲20.8	4.5	▲3.2	▲6.7	▲2.5	▲12.0	▲24.2	3.3
強制わいせつ	21年	3,508	73	794	482	1,439	261	125	217	117
	20年	3,691	96	762	494	1,525	268	140	293	113
	増減率	▲5.0	▲24.0	4.2	▲2.4	▲5.6	▲2.6	▲10.7	▲25.9	3.5
	増減率	▲5.0	▲24.0	4.2	▲2.4	▲5.6	▲2.6	▲10.7	▲25.9	3.5
その他の刑法犯	21年	15,460	96	682	2,702	6,461	2,115	809	1,915	680
	20年	17,466	106	710	2,952	7,336	2,243	997	2,278	844
	増減率	▲11.5	▲9.4	▲3.9	▲8.5	▲11.9	▲5.7	▲18.9	▲15.9	▲19.4
	増減率	▲11.5	▲9.4	▲3.9	▲8.5	▲11.9	▲5.7	▲18.9	▲15.9	▲19.4
逮捕監禁	21年	92	3	4	11	28	6	4	24	12
	20年	114	1	1	12	42	4	2	22	30
	増減率	▲19.3	200.0	300.0	▲8.3	▲33.3	50.0	100.0	9.1	▲60.0
	増減率	▲19.3	200.0	300.0	▲8.3	▲33.3	50.0	100.0	9.1	▲60.0
略取誘拐等	21年	126	23	48	27	16	3	1	3	5
	20年	111	18	44	11	26	4	0	5	3
	増減率	13.5	27.8	9.1	145.5	▲38.5	▲25.0	—	▲40.0	66.7
	増減率	13.5	27.8	9.1	145.5	▲38.5	▲25.0	—	▲40.0	66.7

刑法犯罪種別年齢別少年被害認知件数

暫定値

		少年総数	0歳～5歳	6歳～12歳	13歳～19歳	0歳～12歳
合計	21年	275,328	352	33,128	241,848	33,480
	20年	289,035	430	32,898	255,707	33,328
	増減数	▲ 13,707	▲ 78	230	▲ 13,859	152
	増減率	▲ 4.7	▲ 18.1	0.7	▲ 5.4	0.5
凶悪犯	21年	1,108	44	96	968	140
	20年	1,231	86	109	1,036	195
	増減率	▲ 10.0	▲ 48.8	▲ 11.9	▲ 6.6	▲ 28.2
殺人	21年	115	44	34	37	78
	20年	166	86	29	51	115
	増減率	▲ 30.7	▲ 48.8	17.2	▲ 27.5	▲ 32.2
強盗	21年	380	0	7	373	7
	20年	362	0	8	354	8
	増減率	5.0	-	▲ 12.5	5.4	▲ 12.5
強姦	21年	603	0	53	550	53
	20年	695	0	71	624	71
	増減率	▲ 13.2	-	▲ 25.4	▲ 11.9	▲ 25.4
粗暴犯	21年	12,970	166	1,281	11,523	1,447
	20年	14,443	186	1,380	12,877	1,566
	増減率	▲ 10.2	▲ 10.8	▲ 7.2	▲ 10.5	▲ 7.6
傷害	21年	5,046	105	385	4,556	490
	20年	5,516	110	362	5,044	472
	増減率	▲ 8.5	▲ 4.5	6.4	▲ 9.7	3.8
恐喝	21年	2,302	2	182	2,118	184
	20年	2,613	1	193	2,419	194
	増減率	▲ 11.9	100.0	▲ 5.7	▲ 12.4	▲ 5.2
窃盗犯	21年	240,813	0	29,777	211,036	29,777
	20年	250,179	0	29,394	220,785	29,394
	増減率	▲ 3.7	-	1.3	▲ 4.4	1.3
知能犯	21年	1,073	0	16	1,057	16
	20年	1,597	0	20	1,577	20
	増減率	▲ 32.8	-	▲ 20.0	▲ 33.0	▲ 20.0
風俗犯	21年	3,904	49	969	2,886	1,018
	20年	4,119	63	949	3,107	1,012
	増減率	▲ 5.2	▲ 22.2	2.1	▲ 7.1	0.6
強制わいせつ	21年	3,508	49	887	2,572	936
	20年	3,691	63	873	2,755	936
	増減率	▲ 5.0	▲ 22.2	1.6	▲ 6.6	0.0
その他の刑法犯	21年	15,460	93	989	14,378	1,082
	20年	17,466	95	1,046	16,325	1,141
	増減率	▲ 11.5	▲ 2.1	▲ 5.4	▲ 11.9	▲ 5.2
逮捕監禁	21年	92	3	4	85	7
	20年	114	1	1	112	2
	増減率	▲ 19.3	200.0	300.0	▲ 24.1	250.0
略取誘拐等	21年	126	22	55	49	77
	20年	111	15	48	48	63
	増減率	13.5	46.7	14.6	2.1	22.2

11 児童虐待事件の検挙状況

(1) 態様別検挙状況

検挙件数

区分	年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	構成比(%)	増減数	増減率
総数(件)		186	189	172	157	229	222	297	300	307	335	100.0	28	9.1
		-	-	-	(46)	(47)	(37)	(43)	(38)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
		-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[100.0]	[▲3]	[▲21.4]
	身体的虐待	124	136	119	109	176	156	199	211	205	234	69.9	29	14.1
		-	-	-	(46)	(47)	(37)	(43)	(38)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
	-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[9]	[81.8]	[▲5]	[▲35.7]	
性的虐待	44	32	33	29	39	55	75	69	82	91	27.2	9	11.0	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-	
怠慢又は拒否	18	21	20	19	14	11	23	20	20	10	3.0	▲10	▲50.0	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[18.2]	[2]	-	
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	-	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-	

検挙人員

区分	年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	構成比(%)	増減数	増減率
総数(人)		208	216	184	183	253	242	329	323	319	356	100.0	37	11.6
		-	-	-	(49)	(50)	(37)	(45)	(40)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
		-	-	-	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[16]	[12]	[100.0]	[▲4]	[▲25.0]
	身体的虐待	139	156	127	130	193	172	221	227	213	251	70.5	38	17.8
		-	-	-	(49)	(50)	(37)	(45)	(40)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
	-	-	-	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[16]	[9]	[75.0]	[▲7]	[▲43.8]	
性的虐待	44	33	32	29	42	56	77	70	82	92	25.8	10	12.2	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-	
怠慢又は拒否	25	27	25	24	18	14	31	26	24	13	3.7	▲11	▲45.8	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[3]	[25.0]	[3]	-	
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	-	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-	

被害児童数

区分	年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	構成比(%)	増減数	増減率
総数(人)		190	194	179	166	239	229	316	315	319	347	100.0	28	8.8
		-	-	-	(66)	(63)	(45)	(57)	(60)	(49)	(53)	(100.0)	(4)	(8.2)
		-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[100.0]	[▲3]	[▲21.4]
	身体的虐待	127	139	121	115	186	162	215	224	217	244	70.3	27	12.4
		-	-	-	(66)	(63)	(45)	(57)	(60)	(49)	(53)	(100.0)	(4)	(8.2)
	-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[9]	[81.8]	[▲5]	[▲35.7]	
性的虐待	44	32	36	32	39	56	77	69	82	91	26.2	9	11.0	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	(0)	-	
怠慢又は拒否	19	23	22	19	14	11	24	22	20	12	3.5	▲8	▲40.0	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[18.2]	(2)	-	
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	-	
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-	
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	(0)	-	

(注) 上段の()は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害(未遂を含む)して自殺(未遂を含む)を図った場合を外数で計上した。

下段の[]は、出産直後の殺人(未遂を含む)及び遺棄致死の場合を外数として計上した。

以下の表についても同じ。

(2) 罪種別検挙状況

児童虐待事件の罪種別検挙件数

罪種	年											増減数	増減率
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	構成比(%)		
総数(件)	186	189	172	157	229	222	297	300	307	335	100.0	28	9.1
	—	—	—	(46)	(47)	(37)	(43)	(38)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
	—	—	—	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[100.0]	[▲3]	[▲21.4]
殺人	31	31	19	23	30	24	48	39	45	23	6.9	▲22	▲48.9
	—	—	—	(46)	(47)	(37)	(43)	(38)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
	—	—	—	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[9]	[81.8]	[▲5]	[▲35.7]
傷害	92	97	94	80	128	125	133	156	135	183	54.6	48	35.6
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
傷害致死	20	23	18	17	22	17	15	15	19	12	3.6	▲7	▲36.8
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
暴力行為	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0.3	1	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
暴行	4	8	5	6	16	9	14	16	19	22	6.6	3	15.8
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
逮捕監禁	0	0	1	0	1	0	1	2	5	4	1.2	▲1	▲20.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
強姦	15	4	7	6	15	16	14	22	16	26	7.8	10	62.5
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
強制わいせつ	9	5	4	3	8	7	26	10	18	18	5.4	0	0.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
児童福祉法違反	17	13	22	18	15	31	25	25	44	30	9.0	▲14	▲31.8
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
児童買春・児童買春禁止法違反	0	0	0	0	0	0	2	3	2	15	4.5	13	650.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
青少年保護育成条例違反	3	10	0	2	1	1	8	9	2	2	0.6	0	0.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
保護責任者遺棄	13	17	20	16	12	7	20	16	18	7	2.1	▲11	▲61.1
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[18.2]	[2]	—
重過失致死傷	2	3	0	3	3	2	2	1	2	4	1.2	2	100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
覚せい剤取締法違反	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
学校教育法違反	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0.0	0	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
現住建造物等放火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	▲1	▲100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—

児童虐待事件の罪種別検挙人員

区分	年											増減数	増減率
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	構成比(%)		
総 数 (人)	208	216	184	183	253	242	329	323	319	356	100.0	37	11.6
	-	-	-	(49)	(50)	(37)	(45)	(40)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
	-	-	-	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[16]	[12]	[100.0]	[▲4]	[▲25.0]
殺 人	35	38	20	26	33	25	49	39	45	25	7.0	▲20	▲44.4
	-	-	-	(49)	(50)	(37)	(45)	(40)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
	-	-	-	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[16]	[9]	[75.0]	[▲7]	[▲43.8]
傷 害	105	109	101	98	142	141	153	171	144	196	55.1	52	36.1
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
傷 害 致 死	26	32	20	25	29	19	19	17	23	14	3.9	▲9	▲39.1
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
暴 力 行 為	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0.3	1	-
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
暴 行	4	9	5	6	16	9	15	16	18	22	6.2	4	22.2
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
逮 捕 監 禁	0	0	1	0	1	0	1	3	5	6	1.7	1	20.0
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
強 姦	15	4	7	6	16	16	14	22	16	26	7.3	10	62.5
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
強 制 わ い せ つ	9	5	4	3	8	7	27	10	17	18	5.1	1	5.9
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
児 童 福 祉 法 違 反	17	14	21	18	17	32	26	25	45	30	8.4	▲15	▲33.3
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法 違 反	0	0	0	0	0	0	2	4	2	16	4.5	14	700.0
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
背 少 年 保 護 育 成 条 例 違 反	3	10	0	2	1	1	8	9	2	2	0.6	0	0.0
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
保 護 責 任 者 遺 棄	17	23	25	20	16	8	27	21	21	9	2.5	▲12	▲57.1
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[3]	[25.0]	[3]	-
重 過 失 致 死 傷	3	3	0	4	3	3	3	1	3	5	1.4	2	66.7
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	-
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
学 校 教 育 法 違 反	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0.0	0	-
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
現 住 建 造 物 等 放 火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	▲1	▲100.0
	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
	-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-

(3) 死亡事件の検挙状況

検挙件数

区分	年											構成比(%)	増減数	増減率
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年				
総 数 (件)	44	60	38	41	49	37	53	35	44	27	100.0	▲17	▲38.6	
	—	—	—	(37)	(32)	(24)	(35)	(26)	(28)	(27)	(100.0)	(▲1)	(▲3.6)	
	—	—	—	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[10]	[100.0]	[▲4]	[▲28.6]	
殺 人	17	23	13	16	19	15	30	15	19	8	29.6	▲11	▲57.9	
	—	—	—	(37)	(32)	(24)	(35)	(26)	(28)	(27)	(100.0)	(▲1)	(▲3.6)	
	—	—	—	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[8]	[80.0]	[▲6]	[▲42.9]	
傷 害 致 死	23	28	18	17	22	17	15	15	19	12	44.4	▲7	▲36.8	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
逮 捕 監 禁 致 死	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	7.4	2	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	(0)	—	
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	6	7	5	5	3	6	2	3	2	7.4	▲1	▲33.3	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[20.0]	[2]	—	
重 過 失 致 死	1	3	0	3	3	2	2	1	2	3	11.1	1	50.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	(0)	—	
現 住 建 造 物 等 放 火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	▲1	▲100.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	(0)	—	

被害児童数

区分	年											構成比(%)	増減数	増減率
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年				
総 数 (人)	44	61	39	42	51	38	59	37	45	28	100.0	▲17	▲37.8	
	—	—	—	(51)	(41)	(29)	(44)	(43)	(39)	(37)	(100.0)	(▲2)	(▲5.1)	
	—	—	—	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[10]	[100.0]	[▲4]	[▲28.6]	
殺 人	17	23	14	17	21	16	36	17	19	8	28.6	▲11	▲57.9	
	—	—	—	(51)	(41)	(29)	(44)	(43)	(39)	(37)	(100.0)	(▲2)	(▲5.1)	
	—	—	—	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[8]	[80.0]	[▲6]	[▲42.9]	
傷 害 致 死	23	28	18	17	22	17	15	15	19	12	42.9	▲7	▲36.8	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
逮 捕 監 禁 致 死	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	7.1	2	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	7	7	5	5	3	6	2	3	2	7.1	▲1	▲33.3	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[20.0]	[2]	—	
重 過 失 致 死	1	3	0	3	3	2	2	1	2	4	14.3	2	100.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
現 住 建 造 物 等 放 火	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	▲2	▲100.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

(4) 加害者と被害者との関係別・罪種別の検挙状況

加害者と被害者との関係別検挙状況

区分	年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率	
														検威比(%)
総 数 (人)		208	216	184	183	253	242	329	323	319	356	100.0	37	11.6
		-	-	-	(49)	(50)	(37)	(45)	(40)	(36)	(39)	(100.0)	(3)	(8.3)
		-	-	-	[10]	[8]	[16]	[8]	[10]	[16]	[12]	[100.0]	[▲4]	[▲25.0]
父 親 等		137	136	116	119	163	168	218	215	221	251	70.5	30	13.6
		-	-	-	(11)	(7)	(8)	(9)	(8)	(10)	(7)	(17.9)	(▲3)	(▲30.0)
		-	-	-	[1]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[1]	[8.3]	[▲1]	[▲50.0]
実 父		60	50	43	49	81	77	86	91	85	118	33.1	33	38.8
		-	-	-	(10)	(6)	(8)	(8)	(7)	(9)	(6)	(15.4)	(▲3)	(▲33.3)
		-	-	-	[1]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1]	[8.3]	[1]	-
養・継父		22	31	34	40	41	47	56	55	66	67	18.8	1	1.5
		-	-	-	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
		-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[0]	[0.0]	[▲2]	[▲100.0]
内 縁		47	46	34	23	30	43	52	46	52	53	14.9	1	1.9
		-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
		-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
そ の 他		8	9	5	7	11	1	24	23	18	13	3.7	▲5	▲27.8
		-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2.6)	(0)	-
		-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
母 親 等		71	80	68	64	90	74	111	108	98	105	29.5	7	7.1
		-	-	-	(38)	(43)	(29)	(36)	(32)	(26)	(32)	(82.1)	(6)	(23.1)
		-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[91.7]	[▲3]	[▲21.4]
実 母		64	74	60	58	72	69	96	97	95	98	27.5	3	3.2
		-	-	-	(38)	(41)	(29)	(35)	(29)	(25)	(31)	(79.5)	(6)	(24.0)
		-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[91.7]	[▲3]	[▲21.4]
養・継母		1	2	3	2	7	3	8	1	2	2	0.6	0	0.0
		-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
		-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
内 縁		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0.0	0	-
		-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	-
		-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-
そ の 他		6	4	5	4	11	2	6	10	1	5	1.4	4	400.0
		-	-	-	(0)	(2)	(0)	(1)	(3)	(1)	(1)	(2.6)	(0)	(0.0)
		-	-	-	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	-

(注) 「その他」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

加害者の罪種別検挙状況

(平成21年)

区分	関係別 総数 (人)	父親等					母親等				
		父親等	実父	養・継父	内縁	その他	母親等	実母	養・継母	内縁	その他
総数(人)	356 (39) [12]	251 (7) [1]	118 (6) [1]	67 (0) [0]	53 (0) [0]	13 (1) [0]	105 (32) [11]	98 (31) [11]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	5 (1) [0]
殺人	25 (39) [9]	7 (7) [0]	6 (6) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (1) [0]	18 (32) [9]	17 (31) [9]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (1) [0]
傷害	196 (0) [0]	142 (0) [0]	78 (0) [0]	29 (0) [0]	31 (0) [0]	4 (0) [0]	54 (0) [0]	48 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	4 (0) [0]
傷害致死	14 (0) [0]	6 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	3 (0) [0]	1 (0) [0]	8 (0) [0]	7 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
暴力行為	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
暴行	22 (0) [0]	15 (0) [0]	7 (0) [0]	5 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	7 (0) [0]	7 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
逮捕監禁	6 (0) [0]	4 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
強姦	26 (0) [0]	25 (0) [0]	9 (0) [0]	10 (0) [0]	5 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
強制わいせつ	18 (0) [0]	18 (0) [0]	2 (0) [0]	7 (0) [0]	7 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
児童福祉法違反	30 (0) [0]	27 (0) [0]	9 (0) [0]	11 (0) [0]	3 (0) [0]	4 (0) [0]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
児童買春・児童ポルノ 禁止法違反	16 (0) [0]	5 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	11 (0) [0]	11 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
青少年保護育成 条例違反	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
保護責任者遺棄	9 (0) [3]	2 (0) [1]	1 (0) [1]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	7 (0) [2]	7 (0) [2]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
重過失致死傷	5 (0) [0]	3 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]

(注) 「その他」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

(5) 被害児童の年齢別・性別の状況

被害児童の年齢別・性別の状況

年齢	年											21年		増減数	増減率
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	構成比(%)	男子	女子		
総数(人)	190	194	179	166	239	229	316	315	319	347	100.0	143	204	28	8.8
	-	-	-	(66)	(63)	(45)	(57)	(60)	(49)	(53)	(100.0)	(32)	(21)	(4)	(8.2)
	-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[100.0]	[8]	[3]	[▲3]	[▲21.4]
1歳未満	28	42	37	28	42	34	42	47	47	40	11.5	25	15	▲7	▲14.9
	-	-	-	(11)	(10)	(9)	(4)	(5)	(6)	(3)	(5.7)	(3)	(0)	(▲3)	(▲50.0)
	-	-	-	[9]	[8]	[16]	[8]	[10]	[14]	[11]	[100.0]	[8]	[3]	[▲3]	[▲21.4]
1歳	15	19	10	13	18	10	8	20	16	15	4.3	8	7	▲1	▲6.3
	-	-	-	(4)	(6)	(4)	(7)	(6)	(3)	(3)	(5.7)	(2)	(1)	(0)	(0.0)
2歳	16	22	8	21	21	8	12	14	14	20	5.8	9	11	6	42.9
	-	-	-	(8)	(8)	(3)	(6)	(4)	(1)	(4)	(7.5)	(3)	(1)	(3)	(300.0)
3歳	22	16	15	12	17	21	22	24	18	14	4.0	9	5	▲4	▲22.2
	-	-	-	(5)	(6)	(3)	(3)	(2)	(4)	(5)	(9.4)	(1)	(4)	(1)	(25.0)
4歳	10	6	5	14	9	14	17	21	18	19	5.5	11	8	1	5.6
	-	-	-	(5)	(5)	(2)	(6)	(1)	(3)	(6)	(11.3)	(5)	(1)	(3)	(100.0)
5歳	9	8	11	9	12	17	16	25	7	9	2.6	3	6	2	28.6
	-	-	-	(5)	(6)	(2)	(3)	(6)	(6)	(4)	(7.5)	(4)	(0)	(▲2)	(▲33.3)
6歳	9	8	10	8	10	7	22	10	10	16	4.6	10	6	6	60.0
	-	-	-	(1)	(1)	(2)	(8)	(3)	(2)	(5)	(9.4)	(1)	(4)	(3)	(150.0)
7歳	5	9	5	9	12	12	16	11	10	11	3.2	2	9	1	10.0
	-	-	-	(6)	(3)	(2)	(2)	(4)	(7)	(5)	(9.4)	(2)	(3)	(▲2)	(▲28.6)
8歳	4	3	9	7	6	12	17	9	12	14	4.0	11	3	2	16.7
	-	-	-	(0)	(5)	(3)	(2)	(5)	(3)	(2)	(3.8)	(1)	(1)	(▲1)	(▲33.3)
9歳	8	4	5	3	4	12	16	9	8	19	5.5	11	8	11	137.5
	-	-	-	(5)	(3)	(4)	(6)	(1)	(2)	(4)	(7.5)	(3)	(1)	(2)	(100.0)
10歳	5	4	6	3	12	10	16	9	15	22	6.3	9	13	7	46.7
	-	-	-	(5)	(1)	(0)	(1)	(4)	(5)	(2)	(3.8)	(1)	(1)	(▲3)	(▲60.0)
11歳	6	5	7	5	9	6	14	13	12	9	2.6	6	3	▲3	▲25.0
	-	-	-	(2)	(3)	(4)	(1)	(4)	(0)	(3)	(5.7)	(2)	(1)	(3)	-
12歳	6	6	10	4	9	9	11	13	26	27	7.8	11	16	1	3.8
	-	-	-	(4)	(1)	(3)	(3)	(1)	(2)	(4)	(7.5)	(2)	(2)	(2)	(100.0)
13歳	4	6	8	2	20	9	26	15	17	21	6.1	5	16	4	23.5
	-	-	-	(3)	(1)	(1)	(3)	(7)	(1)	(1)	(1.9)	(1)	(0)	(0)	(0.0)
14歳	12	15	10	8	13	15	17	25	26	30	8.6	6	24	4	15.4
	-	-	-	(2)	(2)	(0)	(1)	(3)	(2)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(▲2)	(▲100.0)
15歳	13	9	7	9	9	13	14	22	21	28	8.1	3	25	7	33.3
	-	-	-	(0)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1.9)	(1)	(0)	(1)	-
16歳	7	6	11	6	9	12	15	15	25	13	3.7	2	11	▲12	▲48.0
	-	-	-	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(1.9)	(0)	(1)	(▲1)	(▲50.0)
17歳	11	6	5	5	7	8	15	13	17	20	5.8	2	18	3	17.6
	-	-	-	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	-

12 福祉犯の取締り

(1) 送致件数及び送致人員

福祉犯の法令別送致件数

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	7,673	7,328	7,322	6,852	6,555	6,837	7,164	7,175	7,192	7,751	559	7.8
未成年者飲酒禁止法	61	99	101	110	111	108	154	165	182	157	▲ 25	▲ 13.7
未成年者喫煙禁止法	13	10	9	18	30	45	56	91	323	804	481	148.9
風営適正化法	687	587	556	537	522	571	645	646	560	425	▲ 135	▲ 24.1
売春防止法	168	180	230	169	228	165	127	126	103	104	1	1.0
児童福祉法	652	728	757	621	704	731	653	626	513	457	▲ 56	▲ 10.9
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,155	1,562	2,091	1,945	1,845	2,049	2,229	1,914	1,732	2,030	298	17.2
労働基準法	112	119	71	56	56	115	104	119	90	58	▲ 32	▲ 35.6
職業安定法	183	160	129	129	107	93	97	54	67	34	▲ 33	▲ 49.3
毒物及び劇物取締法	1,326	1,195	776	745	498	342	222	191	112	111	▲ 1	▲ 0.9
覚せい剤取締法	721	550	424	319	252	250	170	147	99	135	36	36.4
青少年保護育成条例	2,543	2,069	2,087	2,110	2,020	2,251	2,578	2,896	2,970	3,013	43	1.4
出会い系サイト規制法	—	—	—	—	31	18	47	122	367	348	▲ 19	▲ 5.2
そ の 他	52	69	91	93	151	99	82	78	74	75	1	1.4

福祉犯の法令別送致人員

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	6,504	6,379	6,221	6,019	5,836	6,011	6,532	6,768	6,983	7,395	412	5.9
未成年者飲酒禁止法	82	159	133	170	158	140	235	246	272	197	▲ 75	▲ 27.6
未成年者喫煙禁止法	9	6	12	18	31	50	63	108	394	922	528	134.0
風営適正化法	1,078	940	929	833	749	858	949	983	823	637	▲ 186	▲ 22.6
売春防止法	121	126	134	94	118	120	82	63	59	66	7	11.9
児童福祉法	533	617	573	592	671	565	548	494	518	436	▲ 82	▲ 15.8
児童買春・児童ポルノ禁止法	777	1,026	1,366	1,374	1,232	1,336	1,490	1,361	1,272	1,515	243	19.1
労働基準法	115	139	65	55	69	110	98	164	121	69	▲ 52	▲ 43.0
職業安定法	178	130	116	121	101	92	102	53	63	43	▲ 20	▲ 31.7
毒物及び劇物取締法	1,235	1,049	720	645	463	327	209	192	111	110	▲ 1	▲ 0.9
覚せい剤取締法	575	467	369	261	204	200	144	135	92	130	38	41.3
青少年保護育成条例	1,762	1,663	1,725	1,775	1,885	2,110	2,483	2,770	2,817	2,859	42	1.5
出会い系サイト規制法	—	—	—	—	29	17	48	114	367	341	▲ 26	▲ 7.1
そ の 他	39	57	79	81	126	86	81	85	74	70	▲ 4	▲ 5.4

(2) 福祉犯への暴力団等関係者の関与状況

福祉犯への暴力団等関係者の関与状況

暫定値

	総												
	数	風管適正化法	売春防止法	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	職業安定法	毒劇物取締法	覚せい剤取締法	青少年保護条例	出会い系サイト法	その他	
21年送致人員	7,395	637	66	436	1,515	69	43	110	130	2,859	341	1,189	
暴力団等関係者	447	56	15	92	56	1	10	12	74	103	2	26	
関与率	6.0	8.8	22.7	21.1	3.7	1.4	23.3	10.9	56.9	3.6	0.6	2.2	
構成比	100.0	12.5	3.4	20.6	12.5	0.2	2.2	2.7	16.6	23.0	0.4	5.8	
20年送致人員	6,983	823	59	518	1,272	121	63	111	92	2,817	367	740	
暴力団等関係者	446	72	16	123	36	9	14	7	39	107	1	22	
関与率	6.4	8.7	27.1	23.7	2.8	7.4	22.2	6.3	42.4	3.8	0.3	3.0	
構成比	100.0	16.1	3.6	27.6	8.1	2.0	3.1	1.6	8.7	24.0	0.2	4.9	
暴力団等関係者増減数	1▲	16▲	1▲	31▲	20▲	8▲	4▲	5	35▲	4	1	4	
暴力団等関係者増減率	0.2▲	22.2▲	6.3▲	25.2▲	55.6▲	88.9▲	28.6▲	71.4	89.7▲	3.7▲	100.0	18.2	

(3) 児童買春・児童ポルノ禁止法

児童買春・児童ポルノ禁止法違反の送致状況

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
送致件数(件)	1,155	1,562	2,091	1,945	1,845	2,049	2,229	1,914	1,732	2,030	298	17.2
児童買春	985	1,410	1,902	1,731	1,668	1,579	1,613	1,347	1,056	1,095	39	3.7
うち出会い系サイト利用に係るもの	40	379	787	791	745	654	775	679	531	358▲	173▲	32.6▲
うちテレホンクラブ営業に係るもの	476	503	478	212	178	219	169	61	46	72	26	56.5
児童ポルノ	170	152	189	214	177	470	616	567	676	935	259	38.3
うちインターネット利用に係るもの	114	128	140	102	85	136	251	192	254	507	253	99.6
送致人員(人)	777	1,026	1,366	1,374	1,232	1,336	1,490	1,361	1,272	1,515	243	19.1
児童買春	613	898	1,201	1,182	1,095	1,024	1,140	984	860	865	5	0.6
うち出会い系サイト利用に係るもの	21	237	493	568	498	495	593	596	428	336▲	92▲	21.5▲
うちテレホンクラブ営業に係るもの	319	357	356	174	135	129	119	61	48	65	17	35.4
児童ポルノ	164	128	165	192	137	312	350	377	412	650	238	57.8
うちインターネット利用に係るもの	85	99	104	100	76	110	174	172	213	394	181	85.0

(4) 福祉犯被害少年

福祉犯被害少年の男女別状況

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総数	8,291	8,153	7,364	7,304	7,456	7,627	7,258	7,375	7,014	7,170	156	2.2
男子	2,348	2,156	1,491	1,404	1,224	1,258	1,339	1,305	1,465	1,746	281	19.2
構成比	28.3	26.4	20.2	19.2	16.4	16.5	18.4	17.7	20.9	24.4	3.5	-
女子	5,943	5,997	5,873	5,900	6,232	6,369	5,919	6,070	5,549	5,424	125▲	2.3▲
構成比	71.7	73.6	79.8	80.8	83.6	83.5	81.6	82.3	79.1	75.6	3.5▲	-

福祉犯被害少年の学職別状況

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	8,291	8,153	7,364	7,304	7,456	7,627	7,258	7,375	7,014	7,170	156	2.2
未 就 学	8	4	2	3	0	5	13	6	6	11	5	83.3
構 成 比	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	—
小 学 生	112	99	43	50	49	58	72	53	66	87	21	31.8
構 成 比	1.4	1.2	0.6	0.7	0.7	0.8	1.0	0.7	0.9	1.2	0.3	—
中 学 生	1,576	2,080	1,862	1,914	1,971	2,063	1,895	1,868	1,909	2,001	92	4.8
構 成 比	19.0	25.5	25.3	26.2	26.4	27.0	26.1	25.3	27.2	27.9	0.7	—
高 校 生	2,699	2,590	2,469	2,511	2,752	2,758	2,758	2,960	2,806	2,855	49	1.7
構 成 比	32.6	31.8	33.5	34.4	36.9	36.2	38.0	40.1	40.0	39.8	▲ 0.2	—
その他の学生	168	109	97	72	86	48	64	61	64	76	12	18.8
構 成 比	2.0	1.3	1.3	1.0	1.2	0.6	0.9	0.8	0.9	1.1	0.2	—
有 職 少 年	1,120	910	773	751	768	681	705	749	694	682	▲ 12	▲ 1.7
構 成 比	13.5	11.2	10.5	10.3	10.3	8.9	9.7	10.2	9.9	9.5	▲ 0.4	—
無 職 少 年	2,608	2,361	2,118	2,003	1,830	2,014	1,751	1,678	1,469	1,458	▲ 11	▲ 0.7
構 成 比	31.5	29.0	28.8	27.4	24.5	26.4	24.1	22.8	20.9	20.3	▲ 0.6	—

児童買春事件の被害児童

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	840	1,214	1,630	1,546	1,596	1,504	1,325	1,144	846	897	51	6.0
未 就 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
小 学 生	8	5	4	6	10	7	7	2	0	2	2	—
中 学 生	279	477	640	586	596	588	478	378	323	325	2	0.6
高 校 生	326	488	575	638	670	558	460	460	343	333	▲ 10	▲ 2.9
その 他 学 生	10	9	6	2	10	4	4	5	1	5	4	400.0
有 職 少 年	29	26	60	39	36	52	49	50	23	34	11	47.8
無 職 少 年	188	209	345	275	274	295	327	249	156	198	42	26.9

児童ポルノ事件の被害児童

暫定値

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
総 数	123	175	60	71	82	246	253	275	338	411	73	21.6
未 就 学	1	1	1	0	0	5	12	6	6	9	3	50.0
小 学 生	71	75	12	11	5	26	26	24	33	56	23	69.7
中 学 生	22	76	20	15	30	68	126	105	126	159	33	26.2
高 校 生	27	19	16	41	33	119	74	122	147	162	15	10.2
その 他 学 生	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	—
有 職 少 年	1	2	7	3	4	4	3	6	7	3	▲ 4	▲ 57.1
無 職 少 年	1	2	4	1	10	24	10	12	19	22	3	15.8

(5) 出会い系サイト規制法

出会い系サイト規制法第6条（禁止誘引行為）各号違反事件の送致状況 暫定値

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	増減数	増減率
送致件数（件）	31	18	47	122	367	348	▲ 19	▲ 5.2
1号	12	8	18	42	102	75	▲ 27	▲ 26.5
2号	6	4	15	56	158	154	▲ 4	▲ 2.5
3号	12	6	8	13	50	46	▲ 4	▲ 8.0
4号	1	0	6	11	57	73	▲ 16	28.1
送致人員（人）	29	17	48	114	367	341	▲ 26	▲ 7.1
1号	10	7	16	37	102	74	▲ 28	▲ 27.5
2号	6	4	17	53	157	154	▲ 3	▲ 1.9
3号	12	6	8	12	48	33	▲ 15	▲ 31.3
4号	1	0	7	12	60	80	▲ 20	33.3

- 注) 1号：児童に対する性交等の誘引、児童に対する性交等の周旋
 2号：大人に対する児童との性交等の誘引、大人に対する児童との性交等の周旋
 3号：児童に対する対償供与異性交際の誘引、児童に対する対償供与異性交際の周旋
 4号：児童との対償収受異性交際の誘引、児童との対償収受異性交際の周旋

資料關係

4

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

第1 親権制度の見直しの必要性

現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることなどから、児童福祉法及び児童虐待防止法における諸課題と併せて、民法の親権に関する規定の見直しを検討する必要がある。

第2 検討の経緯

1 平成19年改正法附則

平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、政府は、同法律施行（施行日平成20年4月1日）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

2 研究会

平成21年6月～12月 「児童虐待防止のための親権制度研究会」開催

<研究会の目的>

論点整理及び民法改正の要否の検討

<メンバー>

学者，家庭裁判所判事，弁護士，児童相談所関係者

最高裁判所事務総局担当者，厚生労働省担当者，法務省担当者

平成22年1月 研究会報告書の取りまとめ

3 法制審議会への諮問等（民法関係）

平成22年2月5日 法制審議会へ諮問，児童虐待防止関連親権制度部会設置（3月25日第1回会議開催）

<諮問第90号>

児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から民法の親権に関する規定について見直しを行う必要があると思われるので，その要綱を示されたい。

4 社会保障審議会における検討（児童福祉法、児童虐待防止法関係）

平成22年2月17日 社会保障審議会児童部会において、児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置了承（3月31日第1回会議開催）

児童虐待防止のための親権制度の見直しに関する主な論点

(前注) この資料は、「児童虐待防止のための親権制度研究会」において取り上げた主な論点をまとめたものであり、○は主に民法に関する論点、●は主に児童福祉法又は児童虐待防止法に関する論点である。

1 親権に係る制度について検討するに当たっての一般的な視点

親権が子の利益のために行わなければならないものであり、児童虐待が親権によって正当化されないことが、検討に当たっての重要な指針となる。

2 親権を必要に応じて適切に制限するための手当に関する論点

○ 現行の親権喪失制度の見直し

・ 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権喪失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

・ 親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

○ 親権の一時的制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の要否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

● 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等

・ 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に関する権限が親権者の親権に優先するものとする事が考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 一時保護についての見直し

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどうかについて、論点整理がされている。

- 親権の一部制限制度の創設等

- ・ 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否
- ・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

3 親権を行う者がいない子を適切に監護等するための手当てに関する論点

- 法人による未成年後見の導入

- ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとするものの要否・可否
研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものとするべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

- 親権者等がない児童等の取扱い

- ・ 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がない場合に、児童相談所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとすることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

4 親権制度の見直しに関するその他の論点

● 接近禁止命令の在り方

- ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否

研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。

● 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策

- ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に關与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

○ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

- ・ 懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否

研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

社会保障審議会 児童部会

児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

児童福祉法及び児童虐待防止法に関して、児童虐待の防止等を図るなどの観点から親権の在り方についての検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、法務省及び最高裁判所に参加を求めるほか、特に必要があるとき認めるときは、関係者を招聘して意見の聴取等を行う。

3 検討事項

専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。

- ・ 施設入所中等の児童に係る親権制限の在り方について
- ・ 親権者等がない児童等についての親権行使の在り方について
- ・ 接近禁止命令の在り方について
- ・ 保護者指導に対する裁判所の関与の在り方について
- ・ その他

4 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室において処理する。

児童虐待防止のための親権の
在り方に関する専門委員会
委員名簿

委員名	役職
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
大村 敦志	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
長 秀之	東京家庭裁判所判事
才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授
佐藤 進	埼玉県立大学学長
庄司 順一	青山学院大学教育人間科学部 教授
松風 勝代	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
豊岡 敬	東京都児童相談センター一次長
中島 圭子	日本労働組合総連合会（連合）総合政策局長
松原 康雄	明治学院大学社会学部 教授
水野 紀子	東北大学大学院法学研究科 教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部 教授

(50音順 敬称略)
(平成22年3月31日現在)

平成22年度における施設入所児童等への
特別支援事業について

児童福祉施設に入所している中学校修了までの父母のいない子ども等について、平成22年度の措置として、子ども手当相当額が行きわたるような支援を実施する。

【事業内容】

- 安心こども基金の地域子育て創生事業を活用して、施設に対して補助を実施。
 - 施設は、対象となる子どもの健やかな育ちの支援のために当該補助を使用。
 - ・ 補助額
対象となる子ども1人につき 月額13,000円
 - ・ 対象となる子ども
父母のいない子ども等子ども手当の支給の対象とならない子ども
- ※ 平成23年度以降の取扱いについては、子ども手当制度のあり方の検討の中で、子ども手当の恩恵が行きわたるような子ども手当制度における対応について検討。

雇児発0331第19号
平成22年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う
児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援について

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「平成22年度子ども手当法」という。）が、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもが支給対象となったところである。

一方、平成22年度子ども手当法附則第2条の規定を踏まえ、児童養護施設に入所している子どもその他子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等については、平成23年度以降の取扱について子ども手当制度のあり方の検討の中で別途検討をするとともに、平成22年度においては、安心こども基金管理運営要領を改正し、標記の児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援を行うことができることとした。

今般、その具体的内容について、別紙のとおり「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針」（以下「運営指針」という。）を策定したので、円滑な実施をお願いしたい。

また、本事業の実施にあたっては、下記事項に留意されるとともに、本事業の実施について、管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び施設等関係者に対して周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 安心こども基金管理運営要領の改正

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき実施されているところであるが、平成22年3月31日21文科初820号・雇児発0331第3号本職通知により、別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）の一部が改正され、別添12の地域子育て創生事業に定める事業について、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援」を新たに追加し、平成22年4月1日より適用することとした。

2. 運営指針第4条の対象児童について

- (1) 運営指針第4条に定める特別支援事業は、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託され、又は児童福祉施設（別紙に定める児童福祉施設及び指定医療機関をいい、以下「施設」という。）に入所する児童であって、子ども手当の支給要件に該当する父母等がない児童（以下「対象児童」という。）を対象に当該児童を委託された里親等又は当該児童が入所する施設に対し、子ども手当相当額を助成するものである。

具体的には、父母が死亡した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母が法令により拘禁されている児童、父母から遺棄されている児童、父母に親権喪失の宣告がなされた児童、児童福祉法第28条第1項による措置又は委託が行われた児童等の父母の監護・生計同一関係が認められず子ども手当の支給要件に該当する者がいない児童が対象児童となると考えられる。

- (2) 本事業は、子ども手当の支給の有無と密接な関連があり、施設に入所する児童の父母等に子ども手当が支給される場合には、本事業の対象児童にはならない。このため、運営指針による対象児童の認定に当たっては、必要に応じて、父母等の住所地の市町村に対して、住民基本台帳の確認を依頼するなど子ども手当の支給についての照会を行うこととする。市町村に対しては、あらかじめ本事業の趣旨及び実施に伴う協力について周知されたい。

3. 事業の実施時期

本事業は、平成22年4月1日から実施するものとする。

4. 費用

- (1) 本事業の実施のために要する都道府県等の事務費及び助成費については、管理運営要領の定めるところにより、安心こども基金の地域子育て創生事業として基金を取り崩し支出できるものであること。
- (2) 本事業の実施に伴い、管理運営要領の別添の2の①区分の「すべての子ども・家庭への支援」へ管理運営要領の6(2)に定める区分間配分変更を行う場合は、本事業を行うための経費の増額分に限り、その内容を記載した報告をもって、厚生労働大臣の承認を受けたものとみなす。

5. その他

本事業は、里親等及び施設の施設長から申請に基づき実施する事業であるが、事業の円滑な実施が行われるよう、児童相談所等における対象児童の把握や事業の周知について努められたい。

(別紙)

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針

(目的)

第1条 この指針は、児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、都道府県等が平成22年度の措置として、児童福祉施設等の実施する子ども手当相当額の特別の支援(以下「特別支援事業」という。)について必要な事項を定めるとともに、当該事業を実施することにより、児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。
- 2 「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)とする。

(対象児童)

第4条 特別支援事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、児童福祉法に定める措置等(障害児施設給付の決定を含む。以下「措置等」という。)を行った次の各号のいずれかに該当する児童で、かつ、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童とする。

- 1 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託された児童
- 2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所する児童
- 3 指定医療機関(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第6項及び第7項に規定するものをいう。)に入所する児童

(事業の内容)

- 第5条 特別支援事業は、都道府県等が措置等を行った第4条の対象児童について、当該児童の委託を受けた者又は対象児童が入所する施設の長（以下「事業実施者」という。）に対し子ども手当相当額を助成し、助成を受けた事業実施者が、当該児童に対して特別の支援を実施するものをいう。
- 2 事業実施者が行う特別支援事業の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(特別支援事業費の額)

- 第6条 特別支援事業に要する費用（以下「特別支援事業費」という。）の額は、月を単位として算定するものとし、その額は、1月につき、1万3千円にその月の初日の対象児童の数（その月の初日に子ども手当の支給事由が消滅した児童の数を除く。）を乗じて得た額とする。
- 2 対象児童ごとに助成額を算定する場合は、平成22年4月から平成23年3月までの間において、当該児童が第4条の対象児童となる事実が生じた日（当該児童が子ども手当の支給対象であった場合は、子ども手当の支給事由が消滅した日の翌日）の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から、当該児童が子ども手当の支給対象となるなど対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に1万3千円を乗じて得た額とする。

(認定)

- 第7条 特別支援事業費の助成を受けようとする者は、別に定めるところにより、事業実施者に関する事項、対象児童に関する事項及び特別支援事業費の額について、対象児童について措置等を行った都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に申請し、認定を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、上記申請の内容を審査し、事業実施者、対象児童及び特別支援事業費の額の認定を行うものとする。なお、対象児童の認定に当たっては、必要に応じ、申請のあった対象児童に係る子ども手当の支給の有無等について関係市町村等に照会するものとする。

(特別支援事業費の助成)

- 第8条 都道府県知事は、前条の認定をした事業実施者に対し、特別支援事業費を助成するものとする。

- 2 特別支援事業費の助成限度額は、平成22年4月から平成23年3月までの各月について、第6条第1項により算定した額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は、特別支援事業費の助成は、助成限度額の範囲内で事業実施者の請求により概算払いにより交付することができる。
- 4 特別支援事業費の助成の申請、交付、確定の手続きについては、都道府県知事が別に定める。

(対象児童の変更)

第9条 事業実施者は、第7条の認定を受けた後において、対象児童に増加又は減少の変更が生じた場合には、第7条の手続きに準じて都道府県知事の認定を受けるものとする。

(事業実施者の留意事項)

- 第10条 事業実施者は、助成を受けた特別支援事業費について、第1条の趣旨に従って用いなければならない。
- 2 事業実施者は、対象児童ごとに、当該児童に係る特別支援事業費を管理し、助成額及び支出の内容を明らかにしておかなければならない。
 - 3 特別支援事業費の対象経費は、対象児童に係る物品等の購入に係わる経費の他、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費（金銭給付を除く。）とするが、事業実施については、対象児童の希望を聞くなど十分配慮しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、別に定めるところにより事業の実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

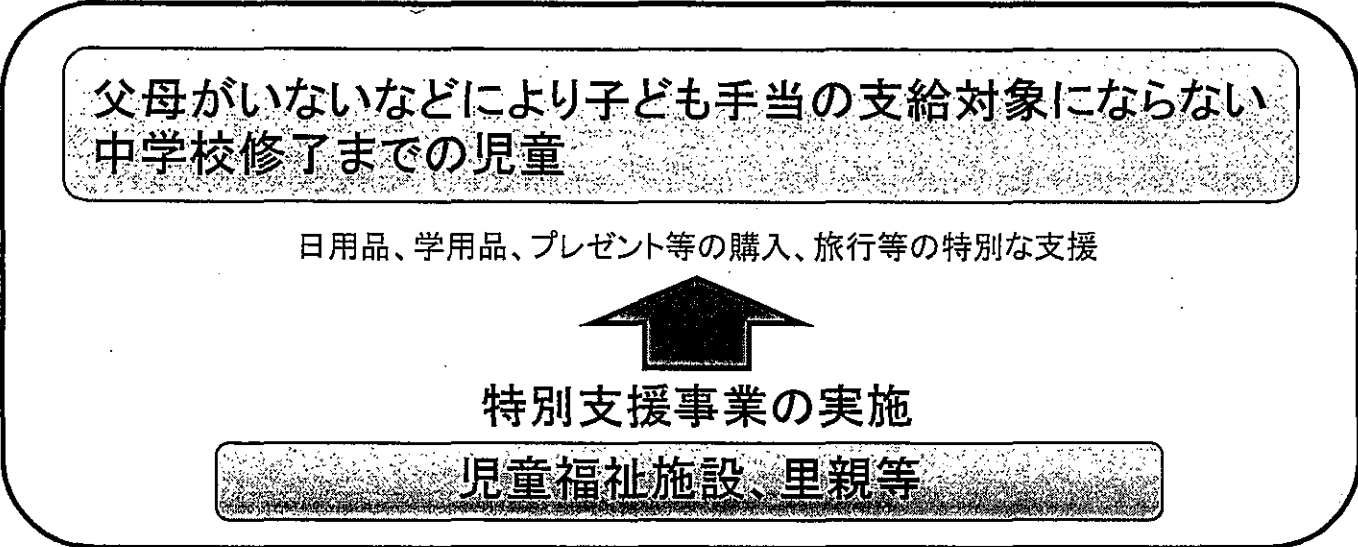
(助成額の精算)

第12条 都道府県知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、事業実施者に対して助成すべき額を確定し精算しなければならない。

(実施細目)

第13条 この指針に定めるもののほか、特別支援事業の実施に関し必要な事項は都道府県知事が別に定める。

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業

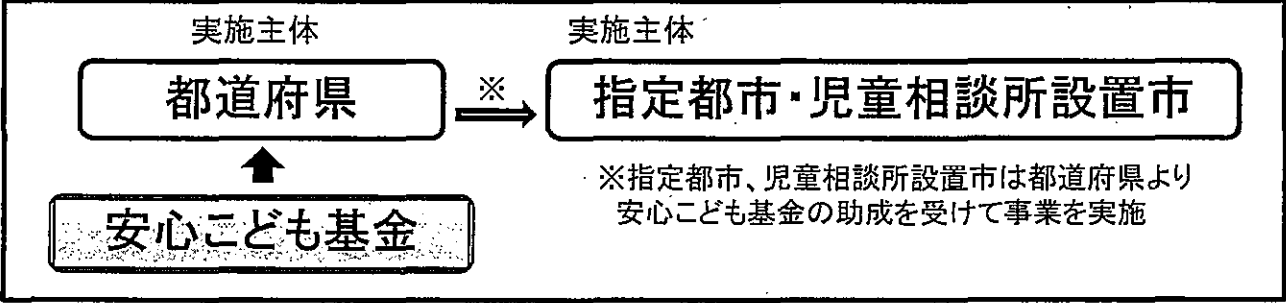


① 交付申請
児童の措置等を決定
した自治体へ申請

③ 事業実績報告

② 特別支援事業
費の交付

④ 精算・確定



児童ポルノ 排除対策ワーキングチームの設置について

平成 21 年 12 月 22 日

犯罪対策閣僚会議申合せ

1 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣府副大臣
構成員 内閣官房副長官補（内政）
内閣官房内閣審議官
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁生活安全局長
総務省総合通信基盤局長
法務省刑事局長
外務省総合外交政策局長
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
経済産業省商務情報政策局長

3 ワーキングチームの庶務は、内閣官房、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣府において処理する。

児童ポルノ排除対策ワーキングチーム構成員名簿

議長 内閣府副大臣 大島 敦

構成員	内閣官房副長官補（内政）	佐々木豊成
	内閣官房内閣審議官	立岡 恒良
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）	松田 敏明
	警察庁生活安全局長	樋口 建史
	総務省総合通信基盤局長	桜井 俊
	法務省刑事局長	西川 克行
	外務省総合外交政策局長	別所 浩郎
	文部科学省スポーツ・青少年局長	布村 幸彦
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	伊岐 典子
	経済産業省商務情報政策局長	石黒 憲彦

児童ポルノの排除に向けたワーキングチームの設置について

1 児童ポルノ事犯の特質

製造時に、強姦、強制わいせつ等の性犯罪や性的虐待を伴うことが多い。

デジタル機器、インターネット等の発達により作成・流通が容易。

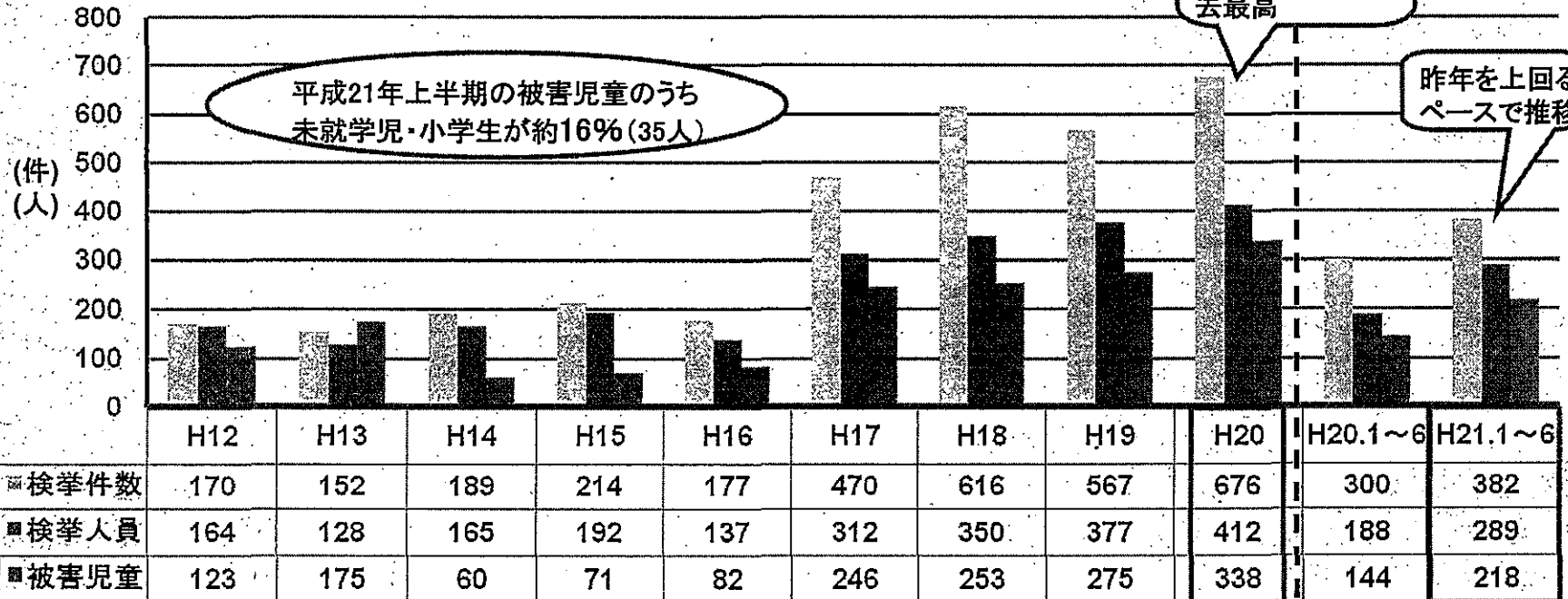
インターネット上に流出すれば回収は困難で、被害児童が将来にわたり苦しむ。

重大な犯罪、人権侵害との国際的な認識

大人のポルノとは性質が異なる。

被害申告がされにくく、被害が潜在化しやすい。

2 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数



3 国際的な気運の高まり

児童ポルノ対策の緊急性・重要性については、様々な国際会議において文書で確認。

2000年(H12) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

2001年(H13) 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)

2007年(H19) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務大臣宣言

2008年(H20) G8司法・内務大臣会議総括宣言(児童の性的搾取との闘い)

2008年(H20) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオデジャネイロ会議)

・各国に対し、性的搾取(児童ポルノ、児童人身取引、児童買春)を防止・根絶するための国内行動計画の策定を要請
(我が国には、人身取引対策の国内行動計画はあるが、児童ポルノ対策の国内行動計画は、現在、存在しない。)

2009年(H21) 児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性に関するG8司法・内務大臣宣言(暫定訳)

G8で
3年連続宣言

G8で児童ポルノに特化した宣言が採択

4 現状と今後の課題

現状

- ① 検挙件数・人員、被害児童数は増加し続けており、多数の被害児童が潜在化している可能性が高い。
- ② ファイル共有ソフトの利用拡大が、インターネット上での拡散を助長。
- ③ 児童を性的対象とみる風潮が蔓延し、国民の間には児童ポルノの深刻さの認識が不足。
(児童への強制わいせつ・強姦等を伴う画像が流通、親が子の児童ポルノを撮影・販売した事例が発生)
- ④ インターネットの危険性等について児童の認識も不足。
(携帯電話を利用し、児童に自らの裸体を撮影させ送信させた事例も多発)

- 犯罪の取締りだけでは児童ポルノを排除することは困難
- 欧米のように被害児童の低年齢化や残虐な事犯が増加する懸念

児童ポルノの排除には…

- 関係省庁が連携し、**
- 「児童ポルノは絶対に許されない」という国民意識の醸成
 - 製造、流通の各段階における被害・流通防止対策の推進
 - 被害児童支援の推進
 - 児童ポルノ事犯の取締り強化
- を行うことが必要。

今後の検討事項

- 1 「児童ポルノは絶対に許されない」(仮)という広報啓発活動の推進
- 2 被害防止対策の推進
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
- 4 被害児童の早期発見・支援対策の推進
- 5 児童ポルノ事犯の取締り強化
- 6 諸外国の児童ポルノ対策の調査

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があつた場合であつて、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であつて、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であつて、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であつて、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

	現行法	改正法	施行日
親族に対する優先提供	○当面見合わせる（ガイドライン）	○臓器の優先提供を認める	平成 22 年 1 月 17 日
脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成 22 年 7 月 17 日
小児の取扱い	○15 歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○年齢に関わりなし	
被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	
普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21法律第83号)(抄)

附則

(検討)

- 5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

外国語による児童相談所の業務案内の作成について

○ 近年、各地の児童相談所において外国人からの相談を受けることがあり、外国語による児童相談所の業務案内が必要であるとの要望を受けていたところである。

○ このことから、

- ① 英語
- ② 中国語（繁体字及び簡体字）
- ③ ハンゲル
- ④ タカログ
- ⑤ スペイン語
- ⑥ ポルトガル語
- ⑦ タイ語

により翻訳した業務案内のひな形を作成したものである。

児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

専門のスタッフがいます

○児童福祉司（ソーシャルワーカー）

面接や家庭訪問などにより、子どもや家庭の状況を調査し、助言や援助を行います。

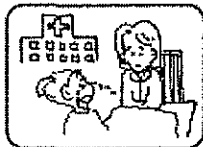
○児童心理司

子どもの発達や性格、適性などについて心理的な検査、心理療法、カウンセリングなどを行います。

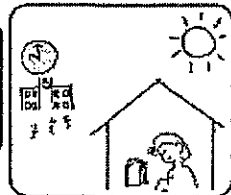
などの専門スタッフが中心となって相談・サービスにあたります。

このような相談に応じています

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき。虐待など、子どもの人権にかかわる問題があるとき。



わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。



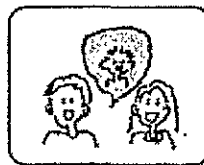
知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向などがあるとき。



家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物の習慣などがあるとき。



孤児として家庭で子どもを育てたいとき。



○住所地を担当する児童相談所で相談をお受けしています。

○相談時間

月曜日～金曜日 午前 :00～午後 :00

なお、来所される場合は、あらかじめ予約していただくとお待たせすることなく相談できます。

○虐待等、緊急性のある相談には、夜間、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）も対応しています。

○相談内容は、すべて秘密を守ります。

○相談は無料です。

About the Child Guidance Office

Founded on the basis of the Child Welfare Law, a child guidance office accepts any type of consultation relevant to a child aged under 18, from anyone including the child, family, school teachers and local residents.

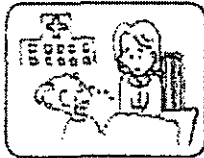
A child guidance office is a specialized counseling institution designed to search for solutions and solve problems with the hope of supporting the healthy growth of all children.

Specialist Center Staff

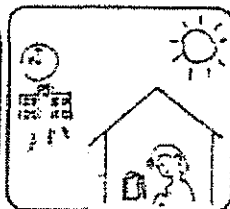
- Child Welfare Officer
Performs interviews, in-home evaluations, and provides advice and guidance
- Child psychologist
Performs psychological tests on child development, personality and aptitude, psychotherapy, and counseling.

We handle the following types of consultation cases.

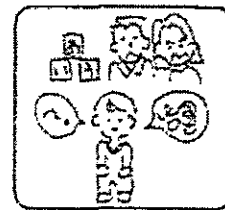
Situations in which a child cannot lead a normal life at home due to sickness, death, disappearance or divorce of a parent or guardian.
Situations in which the child's human rights are at stake due to child abuse or other reasons.



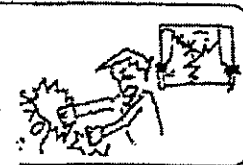
Behavioral concerns such as selfishness, restlessness, difficulty in making friends, bullying, refusal to go to school, and nervous habits including tics and bedwetting.



Situations in which a child experiences delayed intellectual development, emotional disability, delayed language development, frail health or exhibits signs of autism.



Situations in which a child is involved in antisocial conduct, such as running away from home, stealing, violence, sexual activity and drug use.



Situations in which an adult wishes to become a foster parent.



Receiving Consultations

- Consultation cases are accepted at each local child guidance office. (See the back of this booklet).
- Opening hours: Monday to Friday 9:00 a.m. ~ 5:00 p.m.
It is advisable to make an appointment in advance to avoid long waits.
- Consultations are available in urgent cases (e.g. abuse cases) at Child Guidance Centers on Saturdays, Sundays, and public holidays (including New Year's Eve and New Year's Day), and during the evenings.
- All consultations are strictly confidential.
- Consultations are free of charge.

つぎのような援助があります

(1) 助言

受付けた相談に対して、助言を行います。

また、他機関の援助が必要な場合、医療、援助、訓練などを受けることができる専門機関をご紹介します。

(2) 継続的な援助

必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。

援助の中には、遊びを通じた治療プログラムやカウンセリングなどを個別または、グループで行うことがあります。

(3) 一時保護

緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や生活指導が必要な場合、または短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

一時保護には一時保護所への入所と施設等への一時保護委託があります。

(4) 里親

いろいろな事情により家庭で生活することができない子どもを家庭に迎え、家族の一員として一緒に生活し、養育しています。

養育里親	養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを養育する制度。
専門里親	専門的ケアを必要とする子どもを専門性を備えた里親のもとで一定期間養育する制度。
親族里親	一定の要件を満たす子どもを三親等内の親族が養育する制度。
養子縁組里親	養子縁組(普通養子・特別養子)を目的として、子どもを養育する制度。

子どもを養育している里親さんが休養を取りたいときなどは、一時的に子どもを預けることができるレスパイト・ケア事業を利用できます。

子どもの養育に対しては、養育費等の一定の経費をお支払いいたします。

(5) 施設への入所

いろいろな事情により、家庭で生活できない子どもを一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などの児童福祉施設で預かります。

(6) メンタルフレンドの派遣

お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア(メンタルフレンド)を、家に閉じこもりがちな子どもの家庭や通所している児童相談所に派遣し、ふれあいの中でその子どもの社会性や自立性を高めていくお手伝いをします。

(7) 療育手帳の交付

知的障害の子どもへの援助を図るため、養育手帳を交付しています。手帳の交付申請は、児童相談所で受けつけています。

なお、障害の程度に応じて各種の援助施策があります。

※特別児童扶養手当などの給付 ※税金の減額あるいは免除

※医療費の一部助成 ※鉄道、バス、航空運賃等の割引 ※その他

The Following Services are Available

(1) Advice

We provide necessary advice for each consultation case.

We also provide referrals to other specialist facilities in cases that require medical care, support, training, or other such specialized assistance.

(2) Ongoing counseling

In certain cases, our specialized staff members can provide ongoing counseling for a set period of time.

Counseling includes therapy programs conducted through fun activities and counseling services for both individuals and groups.

(3) Temporary protective custody

If the child needs urgent protection, behavioral observation or lifestyle guidance, the child can be taken into temporary custody.

Temporary custodial measures include admission to a short-term shelter or temporary admission to a commissioned institution.

(4) Foster Parents

The system allows a child who, for various reasons, cannot live with their biological family, and live in another household to be raised as a member of the family.

Foster home	A system for caring for children for a certain period of time without adoption
Specialized foster home	A system for caring for children with special needs by families who have special expertise, for a certain period of time.
Kindred foster home	A system in which a child who fulfils certain requirements is cared for by a relative (within the third degree of kinship)
Adoptive foster home	A system for caring for children with the intention of adoption (general adoption or special adoption)

A foster parent caring for a child can temporarily place the child in respite care service if they are in need of a short break.

A certain amount of the expenses of caring for a child are subsidized.

(5) Admission to an institution

Children who for certain circumstances cannot live with their families can be admitted to a child welfare institution, such as an infants' home, children's home, children's self-support facility, institution for mentally disabled children, or institution for physically disabled children for a certain period of time.

(6) Dispatch of a "friend"

Volunteers (called "friends") visit a withdrawn child either at their home or at the child guidance office that the child is attending to take on the role of a "big brother" or "big sister", with the aim of helping enhance the child's social skills and independence through personal and close association with them.

(7) Certificate of mental disability

The Mental Disability Certificate is issued to provide further support for mentally disabled children. Mental Disability Certificates can be applied for at the child guidance office.

There are several support policies available depending on the degree of disability.

- * Provision of allowances such as the special child-rearing allowance
- * Tax abatement or remission
- * Subsidization in part of medical costs
- * Discounted fares for trains, buses, air travel etc.
- * Other

一時保護所

つぎのような場合、一時保護します。

○緊急保護

- ・迷子、置き去りなど保護者が不明なとき
- ・保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき
- ・保護者による虐待、乱暴など養育家庭が子どもにとって不適切であるとき。

○行動観察

- ・非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護して、十分な行動観察と行動診断を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。

○短期入所指導

- ・短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による支援が困難なとき。

一時保護所の生活

- おおむね2歳から18歳未満の子どもが対象となります。
- 幼児(未就学児)と学齢児(小学生以上)に分かれ、日課により生活します。
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導を行います。
- 学齢児には、学習指導職員などにより子どもの学力に応じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲の向上に努めています。また、場合により在籍校への通学ができるよう努めています。
- 食事は、栄養のバランスはもちろん、子どもの嗜好に配慮して楽しい食事ができるよう努めています。
- 誕生会、外出行事、スポーツ大会、季節の催しを行っています。
- 必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。

Temporary shelters

Children are taken into temporary protective custody in the following cases.

○ **Emergency protective custody**

- A stray or abandoned child whose guardian's whereabouts is unknown
- A child who is experiencing difficulty in their home life due to the death, sickness, arrest, disappearance or divorce of a parent or guardian
- A child who living in an unsafe environment due to abuse or violence by a parent or guardian

○ **Behavioral observation**

- Children who require temporary custody, such as juvenile delinquents, violent children and school truants, undergo thorough behavioral observation and investigation with the aim of finding solutions to the problems.

○ **Short-stay guidance**

- Children whose issues are judged to require short-term psychotherapy or lifestyle guidance, but who cannot be assisted using other methods.

Life in a temporary shelter

- Temporary shelters provide care for children aged between 2 and 18.
- Infants (preschool children) and school children (elementary school children and above) live separately, and in accordance with daily routines.
- Lifestyle guidance enables children to acquire the appropriate lifestyle habits for their age and developmental stage.
- To help achieve improved study habits and motivation, education counselors provide school children with educational guidance depending on each child's academic capabilities. In some cases, children are encouraged to attend their registered schools.
- Meals are prepared in consideration of the correction nutritional balance as well as child preferences to make meal times enjoyable for all.
- Birthday parties, excursions, athletic meetings and seasonal events are organized throughout the year.
- If necessary, medical and psychological examinations are conducted.

平成22年度児童虐待防止対策関係予算の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

(平成21年度当初予算) (平成22年度予算)
17,045百万円 → 18,179百万円

【次世代育成支援対策交付金を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の普及・推進を図る。

(2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の普及・推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進する。

(4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進【次世代育成支援対策交付金】

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

(1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【一部新規】

【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講などの取組を支援するとともに、インターネット会議システムの導入などによりネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

○ 一時保護所等の体制強化

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

在宅ケースへの支援の強化を図るとともに、学習指導の強化やトラブルへの対応等のため、一時保護所における教員・警察官OB等の配置を推進する。

○ 一時保護所の環境改善

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

(3) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の推進

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るため、平成20年度から22年度の間モデル事業を実施する。

(4) 児童家庭支援センター運営等事業の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。また、施設を退所した児童等のアフターケアの推進を図る。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

(1) 家族再統合に向けた取組の強化【新規】

- 児童相談所において、親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、児童相談所の保護者指導を受託するなど地域において家族支援を担う民間団体の育成を図る。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

- 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

- 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充を図る。

○ 児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

<改正後全文>

雇児発第 0502001 号

平成 17 年 5 月 2 日

(改正経過)

雇児発第 0403009 号

平成 18 年 4 月 3 日

雇児発第 0330026 号

平成 19 年 3 月 30 日

雇児発第 0331014 号

平成 20 年 3 月 31 日

雇児発第 0331027 号

平成 21 年 3 月 31 日

雇児発 0324 第 7 号

平成 22 年 3 月 24 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 11 年 6 月 18 日雇児発第 519 号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成 16 年 6 月 23 日雇児発第 062301 号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。

児童虐待防止対策支援事業実施要綱

第1 目的

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

第3 事業内容

下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 協力体制整備事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容及び実施方法

① 対象者

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相

談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とする。

② 内容

都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

③ 実施方法

ア 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。

イ 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。

ウ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。

エ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。

なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。

④ 人材の登録

ア 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

イ 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。

ウ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。

エ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。

2 カウンセリング強化学業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められている。

児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子ども

の福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）

① カウンセリング促進事業

ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。

(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。

(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。

(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。

② 家族療法事業

ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

イ 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。

ウ 事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。

エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。

イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。

ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。

イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

ウ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施。

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

(3) 留意事項

① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

② 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。

③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む）及び保護者で、児童相談所長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。
- イ 虐待等により緊急一時保護が必要な子どもや一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する又は有するおそれのある乳幼児等であって、医療機関への委託一時保護が適当と児童相談所長が判断した者。

② 実施方法

- ア 都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。
- イ 協力医療機関は、①のアの対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断するとともに、①のイの対象者に対して、一時保護を実施する。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。

② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、11の「評価・検証委員会」等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

6 専門性強化事業

(1) 趣旨

地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応

マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。

（２）事業内容

次のいずれかの事業を実施すること。

- ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣
- ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣
- ③ マニュアル等の作成（改訂含む）・配布

（３）実施方法

- ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年２回以上実施すること。
- ② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
- ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。
- ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

（４）留意事項

マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。

7 一時保護機能強化事業

（１）趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

（２）事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員

保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員

混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）

個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。

(3) 実施方法

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

(4) 留意事項

① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。

② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

8 市町村及び民間団体との連携強化事業

(1) 趣旨

都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強化を図っていくことが必要である。

そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。

(2) 事業内容

① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援

ア 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。

イ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談

体制の充実を図るものとする。

② 民間団体との連携

ア 民間団体活動推進事業

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

イ 民間団体育成事業

都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業

(1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。
- ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。
- ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

(3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格

協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
- ② 教員として従事した経験を有する者
- ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
- ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
- ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
- ⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者
- ⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者

(4) 留意事項

- ① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。
- ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等

（1）趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）等を実施するものである。

（2）事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）（以下、「厚生労働大臣が定める研修（講習会）」という。）等

（3）実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ 厚生労働大臣が定める研修（講習会）については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものとする。

（4）研修（講習会）等の内容

研修（講習会）等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

- ① 厚生労働大臣が定める研修（講習会）について

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること

- ② その他

児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修など必要な研修を行うものとする。

（5）留意事項

研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行う

などにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

1.1 評価・検証委員会設置促進事業

(1) 趣旨

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。

(2) 構成員

当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日 雇児総発第0314002号）」（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

(3) 事業内容

検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。

- ① 児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の作成
- ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- ④ ③に基づく報告書の作成、公表

(4) 留意事項

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、当該委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。

1.2 保護者指導支援事業

(1) 趣旨

虐待を受けるなどにより児童福祉施設への入所等の措置がとられている子どもにとっても、その保護者と再び一緒に生活することができるようになることは、子どもの福祉にとって望ましいことから、施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、施設長期入所児童の親など困難事例であって、児童福祉司が保護者指導支援員と連携して保護者指導を行うことが適当と児童相談所長が判断した者とする。

② 実施方法

この事業は、次のいずれかの方法により実施するものとする。

ア 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として児童相談所に配置する。

イ 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。

③ 実施要件

ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うものとする。

イ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこととする。

ウ 保護者指導の中で、心理的側面でのケアが必要な場合は、2の「カウンセリング強化事業」を併せて実施するなどの工夫を行うこととする。

エ 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

(3) 留意事項

本事業は、子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図ることを目的としていることから、保護者指導支援員について、勤務形態は任意に設定して差し支えないが、専ら本事業を実施するものとして配置又は確保するものとする。

特に(2)の②のイにより事業を委託する場合には、当該支援員の状況について十分に確認をすること。

第4 国の助成

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発0324第7号

平成22年3月24日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

標記については、平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により行われているところであるが、今般、当通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

改正後	現行
別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱	別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱
第1 目的 (略)	第1 目的 (略)
第2 実施主体 (略)	第2 実施主体 (略)
第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。	第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。
1 協力体制整備事業 (略)	1 協力体制整備事業 (略)
2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、 <u>家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化</u> が求められている。 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。 (2) 事業内容 <u>次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</u> ① <u>カウンセリング促進事業</u> ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、 <u>子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。</u>	2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、 <u>家族の再統合を目指した積極的な指導</u> が求められている。 児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。 (2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。

改正後	現行
<p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p> <p>ア (7) (略)</p> <p>イ (1) (略)</p> <p>ウ (7) (略)</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ <u>子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>（削除）</u></p> <p>エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業</p> <p>ア <u>本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。</u></p> <p>イ <u>本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。</u></p> <p>ウ <u>話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き</u></p>	<p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>さらに、<u>家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の条件を付加すること。</u></p> <p>② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ <u>児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」（3）に記載の任用資格が必要であること。</u></p> <p>オ <u>事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</u></p>

改正後	現行
<p>合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。</p> <p>イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア)児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(イ)子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施</p> <p>(ア)家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(イ)育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議</p> <p>(ウ)親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(エ)精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>エ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p>	<p>(3) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p>

改正後	現行
4 法的対応機能強化事業 (略)	4 法的対応機能強化事業 (略)
5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)	5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)
6 専門性強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 <u>次のいずれかの事業を実施すること。</u> ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣 ② (略) ③ (略) (3) 実施方法 (略) (4) 留意事項 (略)	6 専門性強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 専門家養成のための実践的な研修の実施 ② (略) ③ (略)
7 一時保護機能強化事業 (略)	7 一時保護機能強化事業 (略)
8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略) ② 民間団体との連携 <u>ア 民間団体活動推進事業</u> 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。 <u>イ 民間団体育成事業</u> 都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等	8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略) ② 民間団体との連携 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

改正後	現行
<p>を実施する。</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等</p> <p>(1) 趣旨 平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)等を実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会)(以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。)等</p> <p>(3) 実施基準 ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。 ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む) ③ 講義及び演習により行うもの。 ④ <u>厚生労働大臣が定める研修(講習会)については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものとする。</u></p> <p>(4) 研修(講習会)等の内容 研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。 ① <u>厚生労働大臣が定める研修(講習会)について</u> 【講義科目】 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論 【演習科目】 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習 ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修(講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること ② その他</p>	<p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)</p> <p>(1) 趣旨 平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)を実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会)</p> <p>(3) 実施基準 ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。 ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む) ③ 講義及び演習により行うもの。 ④ <u>修業年限は概ね3月以内。</u></p> <p>(4) 研修(講習会)等の内容 研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。 【講義科目】 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論 【演習科目】 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習 ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修(講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること</p>

改正後	現行
<p><u>児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修など必要な研修を行うものとする。</u></p> <p>(5) 留意事項 (略)</p> <p>1 1 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>1 2 保護者指導支援事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者 (略)</p> <p>② 実施方法 (略)</p> <p>③ 実施要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</u></p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>(5) 留意事項 (略)</p> <p>1 1 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>1 2 保護者指導支援事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者 (略)</p> <p>② 実施方法 (略)</p> <p>③ 実施要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（案）

〔「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業
及び評価基準について（案）」（局長通知）抜粋〕

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

- a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

(イ) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- a 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
- b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(7)及び(イ)のいずれか又は両方の取組を行う。

(7) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

(イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

雇児発第 0423005 号
平成19年4月23日

【一部改正】平成21年7月24日 雇児発第 0724001 号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

身元保証人確保対策事業の実施について

児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行おうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃借が困難となる場合がある。

施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアパート等の賃借にあたって支障が生じることがないように、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。

また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

第2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所しているもの、又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されているもの、あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ② 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われているもの又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されているもの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されているもの又は保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）第5条又は売春防止法第36条の規定により婦人保護施設に保護されているもの又は保護の廃止から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ⑥ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されているもの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当な者とする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

第5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。
- ② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ⑤ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。

第6 保証範囲

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

- ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い
- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
- エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

第7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

- ① 就職時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、原則最長3年間とする。

- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年毎の更新とし、原則最長3年間とする。

第8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

- | | |
|------------------|-------|
| ① 就職時の身元保証 | 200万円 |
| ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 | 120万円 |

第9 保険料

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 就職時の身元保証 | 年間保険料 10,560円（月額 880円） |
| ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 | 年間保険料 19,152円（月額 1,596円） |

第10 求償権

全社協が雇用主、家主等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際には保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金を返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

第11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

第12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

第13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

雇児発0331第6号
平成22年3月31日

各 { 都道府県知事
指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童相談所運営指針等の改正について

児童相談所並びに市町村が行う児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成22年3月5日付け雇児発第133号）、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成17年2月14日付け雇児発第0214002号）、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日付け雇児発第0225001号）において具体的に示しているところである。

今般、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日付け雇児発0324第1号）を策定したこと等に伴い、児童相談所運営指針等を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、周知徹底をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

児童相談所運営指針新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 各種機関との連携 第1節～第9節 略 第10節 保育所等との関係 1. 保育所との連携 (1)～(6) 略 (7) 虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に(おおむね1か月に1回)、保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。 <u>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。</u></p> <p>第11節～第12節 略 第13節 学校、教育委員会との関係 1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係 (1)～(5) 略 (6) 虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に(おおむね1か月に1回)、学校から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。 <u>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。</u></p> <p>2. 教育委員会との関係 略</p> <p>第14節～第20節 略</p> <p>第8章 略</p>	<p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 各種機関との連携 第1節～第9節 略 第10節 保育所等との関係 1. 保育所との連携 (1)～(6) 略</p> <p>第11節～第12節 略 第13節 学校、教育委員会との関係 1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係 (1)～(5) 略</p> <p>2. 教育委員会との関係 略</p> <p>第14節～第20節 略</p> <p>第8章 略</p>

市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 関係機関との連携 第1節～第3節 略 第4節 学校、教育委員会等との関係 1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 (1)～(6) 略 <u>(7) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</u> <u>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5節 保育所との関係 (1)～(4) 略 <u>(5) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</u> <u>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>第6節～第20節 略</p> <p>第5章 略</p>	<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 関係機関との連携 第1節～第3節 略 第4節 学校、教育委員会等との関係 1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 (1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5節 保育所との関係 (1)～(4) 略</p> <p>第6節～第20節 略</p> <p>第5章 略</p>

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会との関係</u> <u>地域協議会は、上記5に掲げる対象者の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的としている。</u> <u>一方で、子ども・若者支援地域協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（対象年齢は30歳代までを想定）に対する支援を行うものであり、地域協議会とは設置目的が異なる。</u> <u>このため、子ども・若者支援地域協議会の設置によって、基本的には、地域協議会の運営に影響が生じるものではない。</u> <u>ただし、地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられることから、両協議会の役割分担を明確にしつつ、地域協議会の支援対象である児童が自立に必要な年齢に到達した場合の子ども・若者支援地域協議会へ適切に斡旋する等の連携・協力体制の確保に十分配慮されたい。</u> <u>なお、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営に係る具体的な取扱いについては、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を参照されたい。</u></p> <p>第2章 略</p> <p>第3章</p> <p>1. 業務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている児童であって、学校及び保育所（以下「学校等」という。）に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校等から当該児童の</u></p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1～6 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章</p> <p>1. 業務</p> <p>(1)～(3) 略</p>

出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。

学校等から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日付け雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

2～4 略

第4章～第6章 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2～4 略

第4章～第6章 略

	研修名	受講対象	実施時期	定員
22年 4月	児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長	4月21日(水) ～23日(金)	80名
5月	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・精神保健福祉センター医師・小児総合医療施設医師・児童青年精神科医療施設医師・その他の医療機関に勤務している児童虐待に携わる医師	5月12日(水) ～13日(木)	30名
	児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月13日(木) ～14日(金)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者養成研修☆	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関及び構成機関の代表等(本庁、教育委員会指導主事、保健機関職員等)指導的立場にある職員で、要保護児童対策地域協議会の強化にむけた研修の実施と支援等に携わる者	6月8日(火) ～11日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長若しくはこれらに準ずる職にある職員で、児童相談所経験が5年に満たない者(児童相談所長研修、児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講要件を満たす者は除く)	6月29日(火) ～7月2日(金)	80名
7月	地域虐待対応合同アドバンス研修 <福井>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・同協議会構成機関の代表(教育委員会指導主事等)及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	7月13日(火) ～14日(水)	80名
	地域虐待対応合同アドバンス研修 <愛媛>		7月21日(水) ～22日(木)	80名
	特別研修 教育機関と児童相談所職員の合同研修 ㊦	都道府県教育委員会指導主事等教育機関の指導的立場にある職員及び児童相談所職員で、児童虐待対応に携わる職員(定員の範囲内で市町村教育委員会指導主事等の受け入れが可能である。)	7月28日(水) ～29日(木)	80名
8月	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー	8月3日(火) ～6日(金)	80名
	大学生・大学院生子ども虐待防止MDT(多分野横断チーム)研修	子ども虐待防止等に関心のある短大生・大学生・大学院生	8月24日(火) ～25日(水)	80名
9月	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任心理士、主任保育士等	9月7日(火) ～9日(木)	30名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童福祉司スーパーバイザー	9月14日(火) ～17日(金)	80名
10月	児童相談所長研修 <後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月6日(水) ～8日(金)	80名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員、グループホーム長等	10月26日(火) ～29日(金)	80名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる者	11月9日(火) ～12日(金)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある者	11月9日(火)	100名
12月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験5年を満たした者	12月1日(水) ～3日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修(A)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児治療施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	12月15日(水) ～17日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修(B) ㊦	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児治療施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	12月20日(月) ～22日(水)	80名
23年 1月	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所経験3年を満たした者	1月11日(火) ～14日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	1月25日(火) ～28日(金)	60名
2月	地域虐待対応合同アドバンス研修 <栃木>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・同協議会構成機関の代表(教育委員会指導主事等)及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	2月2日(水) ～3日(木)	80名
	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修 ㊦		児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たした者	2月16日(水) ～18日(金)
3月	テーマ別研修「子ども虐待防止と周産期の支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月2日(水) ～4日(金)	80名
	テーマ別研修「DVと子ども虐待」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月9日(水) ～11日(金)	80名
随時 年間	児童福祉施設職員等地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2か所	50名
	児童福祉関係職員長期研修(Web研修)	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	6月3日～4日 3月17日～18日 月1回	数名

市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について(概要)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について把握したものである。

【児童家庭相談業務】

○ 相談窓口に従事する職員数

相談窓口に従事する職員数は、全国で6,842人となっている(前年度比12人増)。うち、一定の専門資格を有する者は4,411人(同125人増)となっている。

※平成20年度において、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は27万364件(前年度比1,483件減)であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万1,620件となっている(同1,500件増)。「平成20年度社会福祉行政業務報告」による。

【要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況】

○ 地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置率

地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は97.6%(前年度比3.5%増)となっている。

○ 地域協議会の調整機関担当職員数

全国で4,938名(前年度比404人増)となっており、そのうち、一定の専門資格を有する者は2,588人(同275人増)となっている。

○ 地域協議会におけるケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成21年4月現在)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等について把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成21年4月1日現在)

人口規模区分	か所	【前年度】	該当区分での合計人口	
市 区	787	【791】		
人口30万人以上	65	【65】	28,937,017 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	205	【199】	33,266,390 人	(25.9%)
人口10万人未満	517	【527】	27,447,002 人	(21.4%)
町	801	【808】	12,162,234 人	(9.5%)
村	191	【193】	899,115 人	(0.7%)
指定都市(政令指定都市・児童相談所設置市)	19	【19】	25,686,085 人	(20.0%)
計	1,798	【1,811】	128,397,843 人	(100.0%)

I 市区町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

市区においては、家庭児童相談室が設置されている児童福祉主管課又は福祉事務所に窓口を設置している所が、人口規模30万人以上では83.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では86.4%、10万人未満では87.2%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.8%、村では87.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童福祉主管課	58.5%	64.4%	55.3%	45.6%	33.0%	10.5%	49.3%	49.9%
	38	132	286	365	63	2	866	904
② 母子保健主管課	-	1.0%	0.2%	6.9%	6.3%	5.3%	3.9%	3.8%
	-	2	1	55	12	1	71	68
③ 児童福祉・母子保健統合課	7.7%	4.9%	5.4%	35.3%	48.2%	15.8%	23.4%	22.7%
	5	10	28	283	92	3	421	411
④ 福祉事務所 (家庭児童相談室)	24.6%	22.0%	31.9%	0.6%	-	42.1%	13.3%	13.4%
	16	45	165	5	-	8	239	243
⑤ 福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	1.5%	0.5%	2.1%	-	1.0%	-	0.8%	0.8%
	1	1	11	-	2	-	15	15
⑥ 保健センター	1.5%	-	0.2%	5.6%	5.8%	-	3.2%	3.2%
	1	-	1	45	11	-	58	58
⑦ 教育委員会	-	1.5%	3.9%	2.9%	2.6%	-	2.8%	2.7%
	-	3	20	23	5	-	51	48
⑧ 市設置の保健所	-	-	-	-	-	-	-	0.1%
	-	-	-	-	-	-	-	1
⑨ 市設置の児童相談所	-	0.5%	-	-	0.5%	15.8%	0.3%	0.2%
	-	1	-	-	1	3	5	3
⑩ 障害福祉主管課	-	-	0.2%	1.0%	1.0%	-	0.6%	0.7%
	-	-	1	8	2	-	11	13
⑪ その他	6.2%	5.4%	0.8%	2.1%	1.6%	10.5%	2.3%	2.6%
	4	11	4	17	3	2	41	47
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する相談担当職員は、全国で6,842名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①～⑧)が4,411名(64.5%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が1,041名(15.2%)となっている。

	(上段:該当区分での割合 下段:人数)						合計	参考 (平成20年度)
	規模区分							
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (②、③又は④に該当する者を除く)	16.6%	17.0%	10.3%	3.7%	2.9%	20.6%	10.5%	7.6%
	106	187	168	84	12	161	718	519
② 医師	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	0.1%	0.1%	0.2%
	0	1	1	2	-	1	5	12
③ 社会福祉士	9.7%	6.3%	2.9%	1.6%	1.4%	6.4%	4.0%	3.8%
	62	69	48	36	6	50	271	258
④ 精神保健福祉士	0.8%	1.4%	0.4%	0.6%	0.2%	0.6%	0.7%	0.8%
	5	15	7	14	1	5	47	52
小計 (①～④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	27.1%	24.8%	13.8%	6.0%	4.6%	27.8%	15.2%	12.3%
	173	272	224	136	19	217	1,041	841
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	10.2%	9.3%	6.6%	32.4%	41.3%	16.3%	19.2%	20.7%
	65	102	108	739	171	127	1,312	1,411
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	15.3%	18.3%	27.1%	3.4%	1.2%	10.0%	13.2%	13.3%
	98	201	441	78	5	78	901	905
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	15.3%	14.4%	12.1%	7.0%	8.5%	6.7%	10.2%	10.6%
	98	158	197	160	35	52	700	724
⑧ ①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	10.8%	8.8%	8.6%	1.9%	1.2%	13.6%	6.7%	5.9%
	69	97	140	40	5	106	457	405
小計 (①～⑧の計)	78.7%	75.7%	68.1%	50.5%	56.8%	74.3%	64.5%	62.8%
	503	830	1,110	1,153	235	580	4,411	4,286
⑨ ①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.7%	13.9%	24.0%	47.8%	41.3%	16.8%	29.5%	31.2%
	81	153	391	1,091	171	131	2,018	2,130
⑩ その他	8.6%	10.4%	7.9%	1.7%	1.9%	9.0%	6.0%	6.1%
	55	114	128	38	8	70	413	414
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	639	1,097	1,629	2,282	414	781	6,842	6,830

● 都道府県（指定都市含む）別、主たる相談窓口の担当職員

都道府県	職員数	性別										合計
		男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	
北海道	704	16	1	4	2	239	36	36	25	318	27	684
青森県	108	3	-	1	-	27	5	8	4	55	5	105
岩手県	79	3	-	1	-	6	14	10	2	38	5	76
宮城県	120	15	-	-	1	34	13	12	2	35	8	124
秋田県	89	-	-	4	-	13	12	11	5	39	5	79
山形県	93	-	-	1	-	18	12	8	13	38	3	87
福島県	189	5	-	3	-	58	29	3	23	60	8	177
茨城県	137	8	-	4	1	7	43	12	11	42	9	136
栃木県	116	12	-	-	1	21	24	7	5	44	2	113
群馬県	107	4	-	3	-	26	15	8	6	37	8	106
埼玉県	261	26	-	15	-	29	43	15	33	89	11	290
千葉県	224	16	-	6	2	32	71	20	6	57	14	211
東京都	535	73	2	56	11	54	58	99	40	73	89	503
神奈川県	151	19	-	10	3	27	10	24	9	27	22	151
新潟県	102	24	-	2	2	25	14	15	2	15	3	92
富山県	52	12	-	2	-	10	3	5	1	18	1	27
石川県	49	6	-	2	1	14	4	7	1	13	1	45
福井県	42	8	-	4	1	2	4	7	2	12	2	45
山梨県	85	2	-	1	-	26	8	8	7	30	3	93
長野県	212	13	-	1	-	48	33	40	10	55	12	227
岐阜県	118	11	-	2	3	13	4	22	5	51	7	110
静岡県	113	16	-	4	1	12	24	11	17	18	10	126
愛知県	198	15	-	4	-	26	49	34	6	57	7	194
三重県	126	36	-	2	-	16	13	17	2	31	9	121
滋賀県	86	15	-	7	-	12	10	6	11	21	4	92
京都府	58	6	-	1	-	10	10	9	4	16	3	59
大阪府	186	63	-	22	4	13	7	31	14	26	6	177
兵庫県	154	18	-	5	-	21	34	18	11	37	10	133
奈良県	89	4	-	1	-	24	10	13	4	32	1	94
和歌山県	80	1	-	9	-	25	6	4	1	28	6	68
鳥取県	61	-	-	3	-	19	5	7	5	20	2	55
島根県	63	6	-	4	2	24	7	4	3	13	-	73
岡山県	93	14	-	1	-	22	21	3	11	18	3	83
広島県	74	14	-	3	1	3	10	11	9	19	4	67
山口県	60	12	-	2	-	4	9	3	4	21	5	55
徳島県	61	3	-	1	-	20	10	7	1	16	3	68
香川県	42	1	-	1	-	18	3	3	2	11	3	39
愛媛県	72	-	-	3	-	14	8	19	1	25	2	66
高知県	86	7	1	1	-	24	16	6	1	21	9	74
福岡県	185	10	-	3	3	33	23	22	6	81	4	173
佐賀県	43	3	-	-	-	6	14	3	-	15	2	47
長崎県	71	4	-	3	1	14	11	4	6	21	7	77
熊本県	118	9	-	3	1	35	11	7	2	46	4	125
大分県	75	4	-	5	-	3	20	10	5	23	5	72
宮崎県	82	3	-	2	1	26	19	3	1	26	1	99
鹿児島県	126	6	-	1	-	16	10	8	5	69	11	123
沖縄県	86	8	-	7	-	16	5	8	7	30	5	84
札幌市	10	-	-	-	-	-	6	-	4	-	-	27
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	16
さいたま市	26	1	-	3	-	-	3	2	5	11	1	28
千葉市	12	6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	1
横浜市	90	-	-	-	-	18	18	18	18	-	18	241
川崎市	8	1	-	1	-	-	-	5	-	1	-	8
新潟市	25	11	-	7	1	-	1	-	1	2	2	15
静岡市	12	-	-	-	-	-	4	1	4	-	3	12
名古屋市	14	9	-	4	-	-	-	-	1	-	-	14
浜松市	26	16	-	-	-	-	1	1	-	5	3	25
京都市	98	59	-	7	1	-	-	-	31	-	-	85
大阪市	122	28	-	9	-	3	18	7	12	25	20	109
堺市	21	5	-	7	-	-	3	1	5	-	-	21
神戸市	159	5	-	1	2	68	-	3	5	75	-	164
広島市	29	-	-	2	-	3	7	2	13	1	1	21
北九州市	36	1	1	4	-	-	9	11	1	7	2	36
福岡市	20	7	-	-	1	3	6	1	-	-	2	20
横須賀市	31	-	-	-	-	31	-	-	-	-	-	32
金沢市	26	12	-	5	-	1	2	-	-	4	2	30
合計	6,842	718	5	271	47	1,312	901	700	457	2,018	413	6,830
割合	100.0%	10.5%	0.1%	4.0%	0.7%	19.2%	13.2%	10.2%	6.7%	29.5%	6.0%	100.0%

(参考 平成20年度)

合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%

● 都道府県（指定都市含む）別、職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,636名（67.8%）、また専任職員は2,893名（42.3%）配置されている。

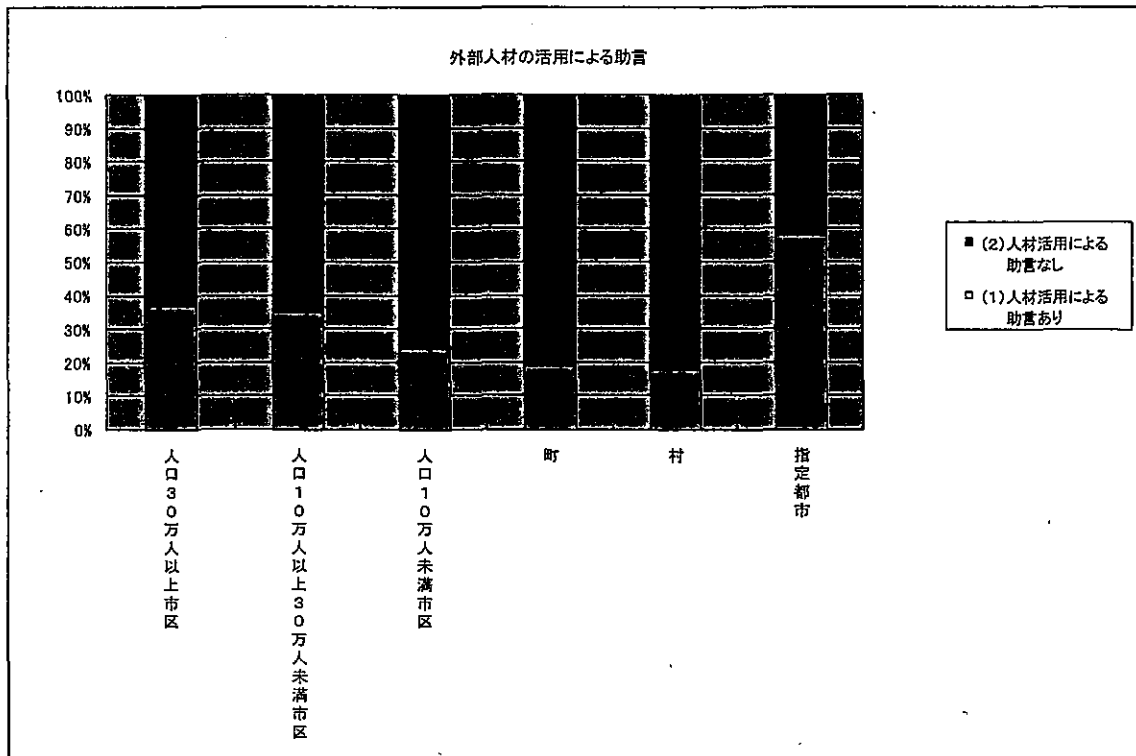
都道府県	職員数		割合		専任数		割合	
	正規職員	非正規職員	正規割合	非正規割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	626	78	88.5%	11.1%	100	604	14.2%	85.8%
青森県	98	10	90.7%	9.3%	18	90	16.7%	83.3%
岩手県	56	23	70.8%	29.1%	19	60	24.1%	75.9%
宮城県	92	28	76.7%	23.3%	97	83	30.8%	69.2%
秋田県	56	33	62.9%	37.1%	39	50	43.8%	56.2%
山形県	75	18	80.6%	19.4%	23	70	24.7%	75.3%
福島県	157	32	83.1%	16.9%	48	141	25.4%	74.6%
茨城県	77	60	56.2%	43.8%	64	73	46.7%	53.3%
栃木県	76	40	65.8%	34.2%	45	71	38.8%	61.2%
群馬県	83	24	77.5%	22.5%	33	74	30.8%	69.2%
埼玉県	183	78	70.1%	29.9%	114	147	43.7%	56.3%
千葉県	127	97	56.7%	43.3%	131	93	58.5%	41.5%
東京都	303	232	56.8%	43.2%	464	71	86.7%	13.3%
神奈川県	83	68	55.0%	45.0%	90	61	59.8%	40.2%
新潟県	63	39	61.8%	38.2%	42	60	41.2%	58.8%
富山県	39	13	75.0%	25.0%	24	28	46.2%	53.8%
石川県	39	10	79.6%	20.4%	24	25	49.0%	51.0%
福井県	25	17	59.5%	40.5%	20	22	47.6%	52.4%
山梨県	61	24	71.8%	28.2%	32	53	37.6%	62.4%
長野県	145	67	68.4%	31.6%	62	130	38.7%	61.3%
岐阜県	80	38	67.8%	32.2%	34	84	28.8%	71.2%
静岡県	61	52	54.0%	46.0%	58	55	51.3%	48.7%
愛知県	120	78	60.6%	39.4%	103	95	52.0%	48.0%
三重県	83	43	65.9%	34.1%	68	58	54.0%	46.0%
滋賀県	52	34	60.5%	39.5%	51	35	59.3%	40.7%
京都府	28	30	48.3%	51.7%	30	28	51.7%	48.3%
大阪府	115	71	61.8%	38.2%	121	65	65.1%	34.9%
兵庫県	75	79	48.7%	51.3%	75	79	48.7%	51.3%
奈良県	88	21	76.4%	23.6%	24	65	27.0%	73.0%
和歌山県	66	14	82.5%	17.5%	17	63	21.3%	78.7%
鳥取県	49	12	80.3%	19.7%	14	47	23.0%	77.0%
島根県	52	11	82.5%	17.5%	12	51	19.0%	81.0%
岡山県	58	35	62.4%	37.6%	42	51	45.2%	54.8%
広島県	44	30	59.5%	40.5%	21	53	28.4%	71.6%
山口県	37	23	61.7%	38.3%	22	38	36.7%	63.3%
徳島県	43	18	70.5%	29.5%	23	38	37.7%	62.3%
香川県	31	11	73.8%	26.2%	7	35	16.7%	83.3%
愛媛県	53	19	73.5%	26.5%	35	36	50.0%	50.0%
高知県	54	32	62.8%	37.2%	32	54	37.2%	62.8%
福岡県	130	55	70.3%	29.7%	59	132	28.8%	71.2%
佐賀県	25	18	58.1%	41.9%	18	25	41.9%	58.1%
長崎県	44	27	62.0%	38.0%	35	36	49.3%	50.7%
熊本県	91	27	77.1%	22.9%	32	86	27.1%	72.9%
大分県	42	33	56.0%	44.0%	45	29	61.3%	38.7%
宮崎県	64	18	78.0%	22.0%	22	60	26.8%	73.2%
鹿児島県	93	33	73.8%	26.2%	37	89	29.4%	70.6%
沖縄県	48	38	55.8%	44.2%	36	50	41.9%	58.1%
札幌市	-	10	-	100.0%	10	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	16	-	100.0%	-
さいたま市	16	10	61.5%	38.5%	9	17	34.6%	65.4%
千葉市	6	8	50.0%	50.0%	6	6	50.0%	50.0%
横浜市	36	54	40.0%	60.0%	-	90	-	100.0%
川崎市	1	7	12.5%	87.5%	7	1	87.5%	12.5%
新潟市	21	4	84.0%	16.0%	-	25	-	100.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	8	4	66.7%	33.3%
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	17	9	65.4%	34.6%	25	-	100.0%	-
京都市	56	42	57.1%	42.9%	98	-	100.0%	-
大阪市	74	48	60.7%	39.3%	80	42	65.8%	34.2%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	146	13	91.8%	8.2%	-	159	-	100.0%
広島市	16	13	55.2%	44.8%	13	16	44.8%	55.2%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	-	20	-	100.0%
横須賀市	28	3	90.3%	9.7%	31	-	100.0%	-
金沢市	18	8	69.2%	30.8%	22	4	84.6%	15.4%
合計	4,636	2,206	67.8%	32.2%	2,893	3,949	42.3%	57.7%
(参考) 平成20年度	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が416か所(23.1%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
(1)人材活用による 助言あり	36.9%	35.1%	24.0%	18.9%	17.8%	57.9%	23.1%	21.9%
	24	72	124	151	34	11	416	397
(2)人材活用による 助言なし	63.1%	64.9%	76.0%	81.1%	82.2%	42.1%	76.9%	78.1%
	41	133	393	650	157	8	1,382	1,414
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811



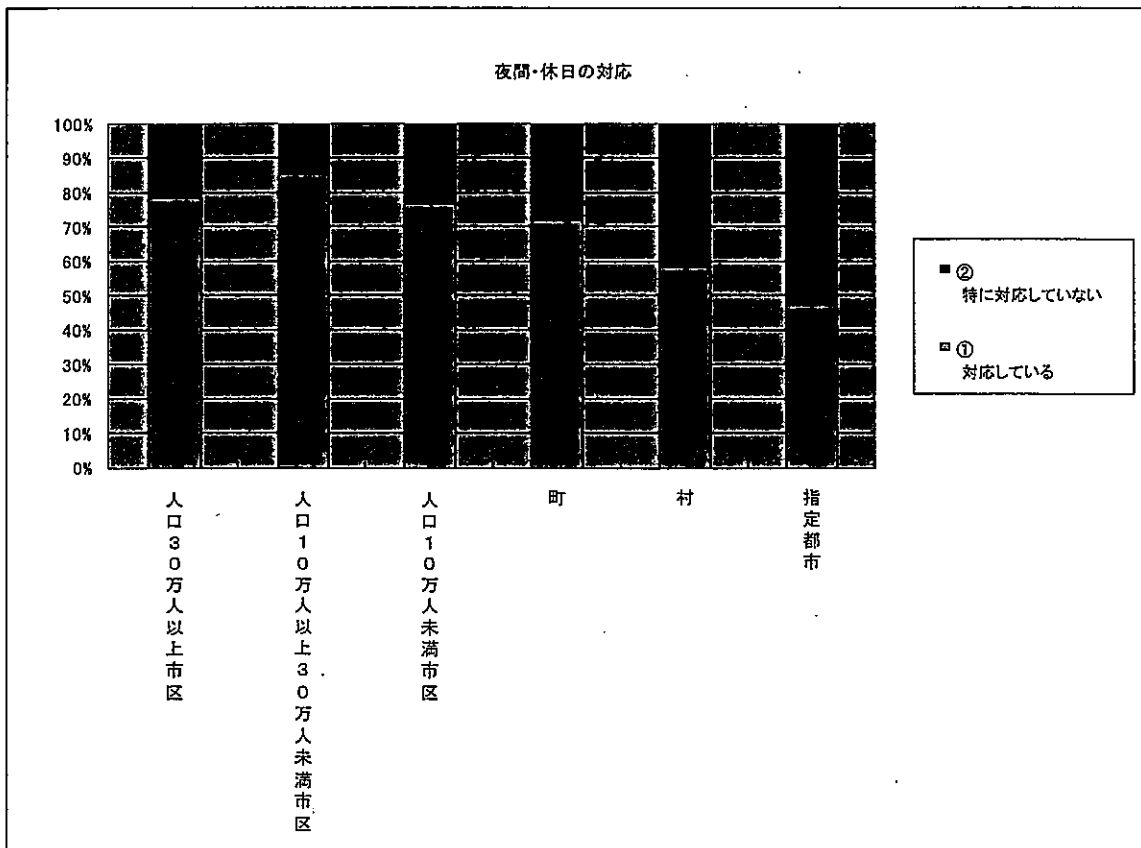
4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,320か所(73.4%)となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 対応している	78.5%	85.4%	77.0%	71.8%	58.6%	47.4%	73.4%	72.0%
	51	175	398	575	112	9	1,320	1,304
② 特に対応していない	21.5%	14.6%	23.0%	28.2%	41.4%	52.6%	26.6%	28.0%
	14	30	119	226	79	10	478	507
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811



(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が1,057か所（58.8%）となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 相談担当の職員が宿日直 により対応	-	0.5%	0.8%	0.6%	0.5%	5.3%	0.7%	0.9%
	-	1	4	5	1	1	12	16
② 夜間・休日対応用の携帯電話を 所持するなどして、相談担当の 職員が対応	4.6%	6.3%	6.8%	4.0%	2.6%	-	4.9%	4.7%
	3	13	35	32	5	0	88	85
③ 相談担当の職員以外の職員(守 衛等)が相談担当の職員に連絡 した後、相談担当の職員が対応	49.2%	56.1%	60.7%	61.9%	50.3%	21.1%	58.8%	58.1%
	32	115	314	496	96	4	1,057	1,052
④ 民間の相談機関に対応を委託	4.6%	2.4%	1.0%	0.5%	0.5%	-	1.0%	1.2%
	3	5	5	4	1	0	18	21
⑤ 児童相談所へ転送	-	5.9%	2.3%	1.4%	-	-	1.9%	1.4%
	0	12	12	11	0	0	35	26
⑥ その他	20.0%	14.1%	5.4%	3.4%	4.7%	21.1%	6.1%	5.7%
	13	29	28	27	9	4	110	104
⑦ 特に対応していない	21.5%	14.6%	23.0%	28.2%	41.4%	52.6%	26.6%	28.0%
	14	30	119	226	79	10	478	507
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

5. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1,329か所（73.9%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1,556か所（86.5%）、「③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加」は1,605か所（89.3%）が「支援を受けている」と回答している。

		規模区分						合計	参考 (平成20年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施	支援を受けている	75.4%	76.6%	81.6%	70.5%	62.8%	84.2%	73.9%	70.3%
	あまり支援を受けていない	15.4%	11.7%	9.5%	12.4%	14.1%	10.5%	11.7%	16.5%
	合計	90.8%	88.3%	91.1%	82.9%	77.0%	94.7%	85.7%	86.8%
② 児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	支援を受けている	84.6%	88.8%	93.6%	86.1%	66.0%	100.0%	86.5%	84.0%
	あまり支援を受けていない	13.8%	10.2%	6.0%	8.6%	10.5%	-	8.3%	11.0%
	合計	98.5%	99.0%	99.6%	94.8%	76.4%	100.0%	94.9%	95.1%
③ ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	支援を受けている	98.5%	97.1%	96.9%	87.0%	66.5%	89.5%	89.3%	86.7%
	あまり支援を受けていない	1.5%	2.4%	2.3%	4.5%	7.3%	5.3%	3.8%	5.4%
	合計	100.0%	99.5%	99.2%	91.5%	73.8%	94.7%	93.1%	92.0%
④ 年間を通じて市区町村に都道府県(又は児童相談所)職員を派遣	支援を受けている	4.6%	3.9%	7.9%	7.5%	3.1%	10.5%	6.7%	7.2%
	あまり支援を受けていない	4.6%	2.4%	4.1%	6.2%	9.4%	10.5%	5.5%	6.8%
	合計	9.2%	6.3%	12.0%	13.7%	12.6%	21.1%	12.2%	14.0%
⑤ 定期的に市区町村に都道府県職員(又は児童相談所)を派遣して市区町村を支援	支援を受けている	3.1%	6.8%	13.0%	6.9%	7.9%	15.8%	8.7%	7.5%
	あまり支援を受けていない	7.7%	6.8%	7.7%	8.1%	9.4%	10.5%	8.0%	10.6%
	合計	10.8%	13.7%	20.7%	15.0%	17.3%	26.3%	16.7%	18.1%
⑥ 児童相談所への市区町村職員の受け入れ	支援を受けている	21.5%	9.3%	3.9%	3.1%	1.6%	10.5%	4.6%	5.9%
	あまり支援を受けていない	1.5%	4.4%	2.9%	3.7%	5.2%	5.3%	3.7%	5.0%
	合計	23.1%	13.7%	6.8%	6.9%	6.8%	15.8%	8.3%	10.9%
⑦ 国の指針とは別に、都道府県独自の市区町村向けの児童家庭相談マニュアル等を作成	支援を受けている	70.8%	62.0%	51.3%	38.0%	24.6%	68.4%	44.6%	41.0%
	あまり支援を受けていない	7.7%	9.3%	8.1%	10.7%	14.7%	5.3%	10.1%	11.7%
	合計	78.5%	71.2%	59.4%	48.7%	39.3%	73.7%	54.7%	52.7%
⑧ その他	支援を受けている	12.3%	13.7%	8.9%	7.0%	7.3%	10.5%	8.6%	6.6%
	あまり支援を受けていない	10.8%	10.2%	9.3%	6.6%	9.4%	5.3%	8.2%	6.2%
	合計	23.1%	23.9%	18.2%	13.6%	16.8%	15.8%	16.8%	12.8%
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

6. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が1,280か所(71.2%)となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取り扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、905か所(50.3%)の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

		(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)						合計	参考 (平成20年度)
		規模区分							
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	13.8%	14.1%	9.5%	6.5%	3.7%	31.6%	8.5%	5.9%
		9	29	49	52	7	6	152	106
	文書はないが一応決められている	36.9%	30.2%	21.9%	16.7%	13.1%	42.1%	20.4%	22.0%
		24	62	113	134	25	8	366	398
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	49.2%	55.6%	68.7%	76.8%	83.2%	26.3%	71.2%	72.2%
	32	114	355	615	159	5	1,280	1,307	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
② 市区町村と児童相談所が重なる事例を取り扱う際、どちらが主担当が明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	9.2%	15.1%	9.7%	6.4%	4.7%	21.1%	8.4%	5.3%
		6	31	50	51	9	4	151	96
	明らかにしている (ルールを明記したものはない)	44.6%	40.0%	30.2%	20.0%	11.5%	47.4%	25.5%	26.3%
		29	82	156	160	22	9	458	477
	明らかにしていない	7.7%	5.4%	11.2%	20.1%	25.7%	-	15.8%	17.3%
	5	11	58	161	49	-	284	313	
	個々の事例による	38.5%	39.5%	48.9%	53.6%	58.1%	31.6%	50.3%	51.1%
		25	81	253	429	111	6	905	925
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

【参考】市町村児童家庭相談件数(平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)より抜粋)

平成20年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約27万件(対前年度比1,483件減)、うち児童虐待に関する相談受付件数は51,620件(対前年度比1,500件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約28万件(対前年度比2,287件減)、うち児童虐待に関する相談対応件数は53,020件(対前年度比1,402件増)となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数①	児童虐待相談②	その他の相談①-②	総数③	児童虐待相談④	その他の相談③-④
北海道	8,845	1,425	7,420	9,078	1,463	7,615
青森県	1,799	82	1,717	1,798	82	1,716
岩手県	1,504	488	1,016	1,560	483	1,077
宮城県	2,618	759	1,859	2,655	767	1,888
秋田県	1,521	212	1,309	1,515	208	1,307
山形県	1,993	221	1,772	1,966	211	1,755
福島県	2,692	420	2,272	2,691	417	2,274
茨城県	4,204	820	3,384	4,352	857	3,495
栃木県	1,832	445	1,387	1,839	452	1,387
群馬県	2,716	539	2,177	2,709	528	2,181
埼玉県	9,415	1,883	7,532	9,427	1,890	7,537
千葉県	6,600	1,976	4,624	7,056	2,160	4,896
東京都	29,424	4,705	24,719	28,366	4,838	23,528
神奈川県	5,783	1,569	4,214	6,270	1,827	4,443
新潟県	4,694	657	4,037	4,731	680	4,051
富山県	2,364	348	2,016	2,406	387	2,019
石川県	1,248	240	1,008	1,239	238	1,001
福井県	1,264	183	1,081	1,328	190	1,138
山梨県	1,620	298	1,322	1,790	363	1,427
長野県	5,318	721	4,597	5,487	724	4,763
岐阜県	4,661	599	4,062	4,900	618	4,282
静岡県	3,924	1,014	2,910	4,017	1,024	2,993
愛知県	5,874	1,658	4,216	6,050	1,699	4,351
三重県	4,928	849	4,079	4,944	855	4,089
滋賀県	5,107	2,307	2,800	5,108	2,307	2,801
京都府	2,015	728	1,287	2,015	728	1,287
大阪府	16,813	5,907	10,906	16,947	5,950	10,997
兵庫県	23,489	2,612	20,877	23,490	2,612	20,878
奈良県	6,425	726	5,699	6,425	726	5,699
和歌山県	1,780	305	1,475	1,799	310	1,489
鳥取県	888	137	751	884	142	742
島根県	1,253	251	1,002	1,253	251	1,002
岡山県	2,052	1,080	972	2,052	1,080	972
広島県	2,905	756	2,149	2,906	746	2,160
山口県	1,709	375	1,334	1,580	379	1,201
徳島県	1,245	232	1,013	1,297	232	1,065
香川県	1,455	458	997	1,495	477	1,018
愛媛県	1,420	327	1,093	1,398	320	1,078
高知県	1,779	446	1,333	1,774	445	1,329
福岡県	9,363	1,310	8,053	10,278	1,341	8,937
佐賀県	1,167	216	951	1,260	214	1,046
長崎県	2,299	393	1,906	2,255	381	1,874
熊本県	3,318	689	2,629	3,420	712	2,708
大分県	2,433	588	1,845	2,440	599	1,841
宮崎県	1,706	513	1,193	1,659	544	1,115
鹿児島県	2,522	422	2,100	2,522	323	2,199
沖縄県	2,122	556	1,566	2,136	572	1,564
指定都市(別掲)						
札幌市	748	53	695	748	53	695
仙台市	922	309	613	922	309	613
さいたま市	526	247	279	534	251	283
千葉市	1,330	542	788	1,374	550	824
横浜市	22,156	338	21,818	24,014	763	23,251
川崎市	4,987	645	4,342	5,081	656	4,425
新潟市	285	168	117	285	168	117
静岡市	1,342	255	1,087	1,342	255	1,087
浜松市	1,120	123	997	1,130	135	995
名古屋市	1,143	705	438	1,861	481	1,380
京都市	1,808	827	981	2,004	916	1,088
大阪市	4,686	1,136	3,490	4,809	1,166	3,643
堺市	2,910	1,093	1,817	2,910	1,093	1,817
神戸市	8,817	645	8,172	8,817	645	8,172
広島市	839	139	700	787	132	655
北九州市	2,198	443	1,755	2,198	443	1,755
福岡市	1,810	402	1,408	1,980	525	1,455
中核市(別掲)						
横須賀市	631	45	586	2,242	127	2,115
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	270,364	51,620	218,744	277,605	53,020	224,585
平成19年度	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
対前年度	▲1,483	1,500	▲2,983	▲2,287	1,402	▲3,689

II 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

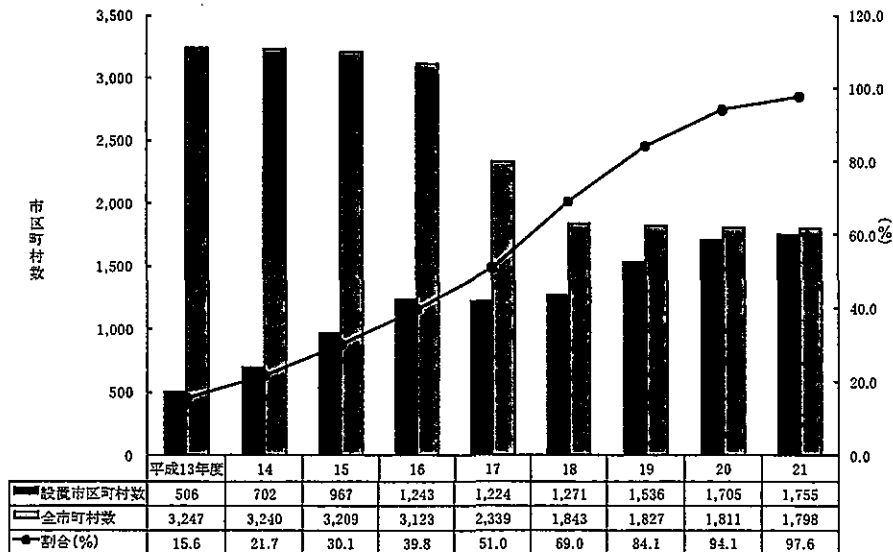
児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,798市区町村のうち1,663か所（92.5%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、92か所（5.1%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,755か所（97.6%）となっている。

表1-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人以上市区	人口10万人以上30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市			
市区町村数	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811	
地域協議会	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	98.5%	97.6%	96.5%	90.0%	84.3%	94.7%	92.5%	84.6%
ネットワーク	数	1	5	16	59	10	1	92	173
	%	1.5%	2.4%	3.1%	7.4%	5.2%	5.3%	5.1%	9.6%
合計	数	65	205	515	780	171	19	1,755	1,705
	%	100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%	94.1%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。
平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成21年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,782か所(99.1%)、平成22年度末には1,790か所(99.6%)となる見込みである。

表1-2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成21年4月1日現在)

			規模区分					合計	
			人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村		指定都市
市区町村数			65	205	517	801	191	19	1,798
平成21年 4月1日 時点の 設置数	地域協議会	数	64	200	499	721	161	18	1,663
	ネットワーク	数	1	5	16	59	10	1	92
	小計	数	65	205	515	780	171	19	1,755
		%	100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%
平成21年 年度末 見込み	地域協議会	数	65	202	510	755	175	19	1,726
	ネットワーク	数	-	3	7	41	5	-	56
	小計	数	65	205	517	796	180	19	1,782
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.4%	94.2%	100.0%	99.1%
平成22年 年度末 見込み	地域協議会	数	65	204	514	774	180	19	1,756
	ネットワーク	数	-	1	3	25	5	-	34
	小計	数	65	205	517	799	185	19	1,790
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	96.9%	100.0%	99.6%
ネットワークが設置されておらず、 地域協議会も設置しない		数	-	-	-	2	6	-	8
		%	-	-	-	0.2%	3.1%	-	0.4%
合計		数	65	205	517	801	191	19	1,798
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で79.5%、最高で100.0%となっている。

全体では、60~79%が1県(2.1%)、80~99%が13都道県(27.7%)、100%が33府県(70.2%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成21年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	167	92.8%	10	5.6%	177	98.3%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
宮城県	28	77.8%	8	22.2%	36	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	37	62.7%	16	27.1%	53	89.8%
茨城県	42	95.5%	1	2.3%	43	97.7%
栃木県	30	100.0%	-	-	30	100.0%
群馬県	36	100.0%	-	-	36	100.0%
埼玉県	70	100.0%	-	-	70	100.0%
千葉県	45	80.4%	10	17.9%	55	98.2%
東京都	58	93.5%	-	-	58	93.5%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	30	96.8%	-	-	30	96.8%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
長野県	75	93.8%	1	1.3%	76	95.0%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	27	73.0%	8	21.6%	35	94.6%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%
三重県	29	100.0%	-	-	29	100.0%
滋賀県	18	69.2%	8	30.8%	26	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	27	69.2%	4	10.3%	31	79.5%
和歌山県	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	13	76.5%	3	17.6%	16	94.1%
愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	56	84.8%	7	10.6%	63	95.5%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
熊本県	47	100.0%	-	-	47	100.0%
大分県	17	94.4%	1	5.6%	18	100.0%
宮崎県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
鹿児島県	38	84.4%	4	8.9%	42	93.3%
沖縄県	32	78.0%	5	12.2%	37	90.2%
全国	1,663	92.5%	92	5.1%	1,755	97.6%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数(構成比)
100%	33(70.2%)
80%~99%	13(27.7%)
60%~79%	1(2.1%)
合計	47

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

(1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,073か所(64.5%)、「2層構造」が488か所(29.3%)となっている。

表2 協議会の構造 (平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計	参考 (平20年4月)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	53	172	375	393	64	16	1,073	992
	%	82.8%	86.0%	75.2%	54.5%	39.8%	88.9%	64.5%	64.8%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	3	14	97	289	85	-	488	487
	%	4.7%	7.0%	19.4%	40.1%	52.8%	-	29.3%	31.8%
その他	数	8	14	27	39	12	2	102	53
	%	12.5%	7.0%	5.4%	5.4%	7.5%	11.1%	6.1%	3.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が865か所(52.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が489か所(29.4%)、「地域別に分けて協議する」が145か所(8.7%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計	参考 (平20年4月)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
全ての相談種別を 実務者会議として協議する	数	27	109	252	377	96	4	865	827
	%	42.2%	54.5%	50.5%	52.3%	59.6%	22.2%	52.0%	54.0%
地域別に分けて協議する	数	17	19	40	50	7	12	145	121
	%	26.6%	9.5%	8.0%	6.9%	4.3%	66.7%	8.7%	7.9%
相談内容別に分けて開催する	数	7	36	123	264	56	3	489	385
	%	10.9%	18.0%	24.6%	36.6%	34.8%	16.7%	29.4%	25.1%
その他	数	18	43	96	70	19	2	248	269
	%	28.1%	21.5%	19.2%	9.7%	11.8%	11.1%	14.9%	17.6%

(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成21年4月1日現在)

	規模区分						合計			
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市	数	%		
	地域協議会設置数(平成21年4月1日)		200	499	721	161	18	1,663	100.0%	
行政機関	市町村	児童福祉主管課	57	190	415	396	64	13	1,135	68.3%
		母子保護主管課	54	165	384	333	55	13	1,004	60.4%
		児童福祉・母子保健統合主管課	13	29	80	355	107	7	591	35.5%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	40	123	356	74	19	15	627	37.7%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	55	135	243	51	9	13	506	30.4%
		保健センター	41	129	256	283	46	10	765	46.0%
		教育委員会	63	199	485	693	148	18	1,606	96.6%
		市設置の保健所	40	18	13	12	5	12	100	6.0%
		市設置の児童相談所	2	2	5	8	5	18	40	2.4%
		障害福祉主管課	38	131	237	298	52	6	762	45.8%
		その他	42	124	190	156	43	12	567	34.1%
		国・都道府県	児童相談所	63	198	490	682	149	5	1,597
	都道府県設置の保健所		13	164	432	509	93	-	1,211	72.8%
	福祉事務所		3	24	109	436	100	-	672	40.4%
	警察署		64	198	492	688	146	18	1,606	96.6%
	法務局		42	121	253	202	19	15	652	39.2%
	家庭裁判所		8	21	11	6	1	8	55	3.3%
	その他	14	35	73	89	20	2	233	14.0%	
	医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	34	96	198	342	99	9	778	46.6%
		保育所(地域子育て支援センターを含む)	53	177	451	657	141	14	1,493	89.8%
幼稚園		53	174	407	440	45	14	1,133	68.1%	
小学校		51	178	436	659	153	14	1,491	89.7%	
中学校		50	172	419	645	149	13	1,448	87.1%	
特別支援学校		11	53	107	65	14	3	253	15.2%	
児童館		23	50	98	105	21	8	305	18.3%	
乳児院		11	15	19	4	1	10	60	3.6%	
児童養護施設		34	77	98	47	2	15	273	16.4%	
情緒障害児短期治療施設		2	1	7	4	-	3	17	1.0%	
児童自立支援施設		2	6	5	4	-	6	23	1.4%	
児童家庭支援センター		5	24	41	33	6	5	114	6.9%	
障害児施設		7	25	36	27	1	6	102	6.1%	
配偶者暴力相談支援センター		13	24	32	16	1	4	90	5.4%	
その他	15	41	76	75	11	9	227	13.7%		
関係団体等	医師会	63	190	427	311	29	17	1,037	62.4%	
	歯科医師会	35	105	140	77	3	12	372	22.4%	
	看護協会	4	7	9	2	-	-	22	1.3%	
	弁護士会	23	33	35	7	2	14	114	6.9%	
	社会福祉協議会	38	125	253	389	92	9	906	54.5%	
	民生児童委員協議会	64	194	467	651	135	18	1,529	91.9%	
	NPO団体	20	50	60	30	7	14	181	10.9%	
	里親会	8	3	15	6	-	5	37	2.2%	
その他	44	101	220	190	33	16	604	36.3%		

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が907か所（54.5%）で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所（26.2%）、福祉事務所（家庭児童相談室）が129か所（7.8%）となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の指定

（平成21年4月1日現在）

	規 模 区 分						合 計	参 考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
児童福祉主管課	数	42	147	320	348	44	907	886	
	%	65.6%	73.5%	64.1%	48.3%	27.3%	33.3%	54.5%	57.8%
母子保健主管課	数	-	-	5	18	4	-	27	23
	%	-	-	1.0%	2.5%	2.5%	-	1.6%	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	8	10	37	289	87	5	436	383
	%	12.5%	5.0%	7.4%	40.1%	54.0%	27.8%	26.2%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	10	25	88	3	2	1	129	100
	%	15.6%	12.5%	17.6%	0.4%	1.2%	5.6%	7.8%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	1	1	28	-	2	-	32	24
	%	1.6%	0.5%	5.6%	-	1.2%	-	1.9%	1.6%
保健センター	数	-	1	1	10	2	-	14	13
	%	-	0.5%	0.2%	1.4%	1.2%	-	0.8%	0.8%
教育委員会	数	-	3	13	24	8	-	48	34
	%	-	1.5%	2.6%	3.3%	5.0%	-	2.9%	2.2%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	2
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%	0.1%
児童相談所	数	-	-	-	4	2	3	9	11
	%	-	-	-	0.6%	1.2%	16.7%	0.5%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	5	1	-	7	9
	%	-	-	0.2%	0.7%	0.6%	-	0.4%	0.6%
その他	数	3	13	6	20	8	3	53	47
	%	4.7%	6.5%	1.2%	2.8%	5.0%	16.7%	3.2%	3.1%
合 計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で4,938名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①~⑧)は2,588名(52.4%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)」は699名(14.2%)となっている。

表6-1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平成20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く)	数	80	156	141	65	8	39	489	359
	%	21.7%	18.5%	9.6%	4.1%	2.6%	11.1%	9.9%	7.9%
② 医師	数	-	1	1	1	-	-	3	1
	%	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	-	0.1%	0.0%
③ 社会福祉士	数	31	50	40	28	7	18	174	158
	%	8.4%	5.9%	2.7%	1.7%	2.3%	5.1%	3.5%	3.5%
④ 精神保健福祉士	数	3	14	5	8	1	2	33	41
	%	0.8%	1.7%	0.3%	0.5%	0.3%	0.6%	0.7%	0.9%
小計(①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	数	114	221	187	102	16	59	699	559
	%	31.0%	26.2%	12.8%	6.4%	5.2%	16.9%	14.2%	12.3%
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	数	42	90	106	292	77	75	682	617
	%	11.4%	10.7%	7.2%	18.2%	25.2%	21.4%	13.8%	13.6%
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	数	36	109	244	61	4	10	464	443
	%	9.8%	12.9%	16.7%	3.8%	1.3%	2.9%	9.4%	9.8%
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	数	46	94	135	98	25	22	420	408
	%	12.5%	11.1%	9.2%	6.1%	8.2%	6.3%	8.5%	9.0%
⑧ ①から⑦に該当しない 社会福祉主事	数	32	91	143	25	6	26	323	286
	%	8.7%	10.8%	9.8%	1.6%	2.0%	7.4%	6.5%	6.3%
小計(①~⑧の計)	数	270	605	815	578	128	192	2,588	2,313
	%	73.4%	71.6%	55.6%	36.0%	41.8%	54.9%	52.4%	51.0%
⑨ ①から⑧に該当しない 一般事務職	数	78	175	567	1,006	173	134	2,133	2,021
	%	21.2%	20.7%	38.7%	62.7%	56.5%	38.3%	43.2%	44.6%
⑩ その他	数	20	65	83	20	5	24	217	200
	%	5.4%	7.7%	5.7%	1.2%	1.6%	6.9%	4.4%	4.4%
合計	数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,887名(78.7%)、正規職員以外が1,051名(21.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,914名(38.8%)、他の業務と兼任が3,024名(61.2%)となっている。

表6-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成21年4月1日現在)

	規模区分						合計	参考 (平成20年4月)		
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市				
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532		
担当職員数	数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534	
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	257	558	968	1,523	294	287	3,887	3,630
		%	69.8%	66.0%	66.1%	95.0%	96.1%	82.0%	78.7%	80.1%
	正規職員以外	数	111	287	497	81	12	63	1,051	904
		%	30.2%	34.0%	33.9%	5.0%	3.9%	18.0%	21.3%	19.9%
専任・兼任の状況	専任	数	273	510	627	221	14	269	1,914	1,700
		%	74.2%	60.4%	42.8%	13.8%	4.6%	76.9%	38.8%	37.5%
	兼任	数	95	335	838	1,383	292	81	3,024	2,834
		%	25.8%	39.6%	57.2%	86.2%	95.4%	23.1%	61.2%	62.5%

4. 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成20年度における代表者会議の設置は1,248か所、実務者会議の設置が1,069か所、個別ケース検討会議の設置が1,379か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が1.26回、実務者会議が6.06回、個別ケース検討会議が19.52回となっている。

なお、個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は2.48回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成20年度実績)

		規模区分						合計	参考 (平成19年度)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
代表者 会議	平成20年度設置数 (a)	61	190	440	458	81	18	1,248	1,131	
	開催実績数 (b)	回	106	257	546	505	87	67	1,568	1,403
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.74	1.35	1.24	1.10	1.07	3.72	1.26	1.24
実務者 会議	平成20年度設置数 (d)	60	183	371	379	60	16	1,069	920	
	開催実績数 (e)	回	590	1,425	2,064	1,424	118	856	6,477	5,509
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	9.83	7.79	5.56	3.76	1.97	53.50	6.06	5.99
個別ケ ース 検討 会議	平成20年度 個別ケース検討会議設置数 (g)	63	197	473	559	73	14	1,379	1,224	
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	4,092	8,403	8,749	3,824	484	1,366	26,918	25,161
	平成20年度ケース実件数 (i)	人	3,963	9,838	10,044	4,151	466	3,201	31,663	28,381
	平成20年度延べケース数 (j)	人	8,508	31,729	24,009	7,234	1,402	5,678	78,560	66,886
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	64.95	42.65	18.50	6.84	6.63	97.57	19.52	20.56
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	2.15	3.23	2.39	1.74	3.01	1.77	2.48	2.36	

(2) ケースの実登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの実登録数

(平成21年6月末日時点)

	規模区分						合計	参考 (平20年6月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
要保護児童ケース	数	13,827	23,989	20,392	5,984	374	10,812	75,378	-
	%	86.9%	74.6%	72.5%	71.4%	66.1%	66.9%	74.4%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	216.0	119.9	40.9	8.3	2.3	600.7	45.3	-
うち児童虐待	数	9,837	15,157	11,001	3,776	190	8,167	48,128	46,604
	%	61.8%	47.1%	39.1%	45.1%	33.6%	50.5%	47.5%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	153.7	75.8	22.0	5.2	1.2	453.7	28.9	30.4
うち非行	数	112	391	562	161	11	118	1,355	-
	%	0.7%	1.2%	2.0%	1.9%	1.9%	0.7%	1.3%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	1.8	2.0	1.1	0.2	0.1	6.6	0.8	-
うち不登校・いじめ	数	286	1,080	1,558	411	45	473	3,853	-
	%	1.8%	3.4%	5.5%	4.9%	8.0%	2.9%	3.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	4.5	5.4	3.1	0.6	0.3	26.3	2.3	-
その他	数	3,592	7,361	7,271	1,636	128	2,054	22,042	-
	%	22.6%	22.9%	25.8%	19.5%	22.6%	12.7%	21.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	56.1	36.8	14.6	2.3	0.8	114.1	13.3	-
要支援ケース	数	2,060	7,640	7,489	2,320	187	5,250	24,946	-
	%	12.9%	23.8%	26.6%	27.7%	33.0%	32.5%	24.6%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	32.2	38.2	15.0	3.2	1.2	291.7	15.0	-
特定妊婦ケース	数	32	518	265	72	5	102	994	-
	%	0.2%	1.6%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	1.0%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	0.5	2.6	0.5	0.1	0.0	5.7	0.6	-
合計	数	15,919	32,147	28,146	8,376	566	16,164	101,318	85,525
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,159か所(69.7%)で作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
作成している	数	62	173	403	434	72	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%
作成していない	数	2	27	96	287	89	504	503
	%	3.1%	13.5%	19.2%	39.8%	55.3%	16.7%	30.3%
合計	数	64	200	499	721	161	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が305か所(18.3%)、「4～6か月以内に1回」が175か所(10.5%)、「6か月以上に1回」が51か所(3.1%)となっている。また、「必要に応じて随時」が594か所(35.7%)となっている。

表8-3 ケースの見直しの頻度

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029	
① 3か月以内に1回	数	33	77	121	57	9	8	305	274
	%	51.6%	38.5%	24.2%	7.9%	5.6%	44.4%	18.3%	17.9%
② 4～6か月以内に1回	数	12	37	63	57	3	3	175	138
	%	18.8%	18.5%	12.6%	7.9%	1.9%	16.7%	10.5%	9.0%
③ 6か月以上に1回	数	3	6	13	24	5	-	51	40
	%	4.7%	3.0%	2.6%	3.3%	3.1%	-	3.1%	2.6%
小計	数	48	120	197	138	17	11	531	452
	%	75.0%	60.0%	39.5%	19.1%	10.6%	61.1%	31.9%	29.5%
④ 必要に応じて随時	数	13	46	194	284	54	3	594	528
	%	20.3%	23.0%	38.9%	39.4%	33.5%	16.7%	35.7%	34.5%
⑤ その他	数	1	7	12	12	1	1	34	49
	%	1.6%	3.5%	2.4%	1.7%	0.6%	5.6%	2.0%	3.2%
合計	数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%	67.2%

(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は341か所(20.5%)、「基準なし」は1,322か所(79.5%)となっている。

表8-4 ケースの終結

	規模区分						合計	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	
基準あり	数	34	83	128	78	13	5	341
	%	53.1%	41.5%	25.7%	10.8%	8.1%	27.8%	20.5%
基準なし	数	30	117	371	643	148	13	1,322
	%	46.9%	58.5%	74.3%	89.2%	91.9%	72.2%	79.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

